# 平成30年太宰府市議会第4回(12月)定例会会期内日程

月	日(曜)	時	間	会 議 名	場	J F	近	備	考
		午前	10時	本会議	議	事	室	提案理由説明	
11日	29日(木)	本会議	散会後	議会全員協議会	全員	協議:	会室		
11/7	29 H (/K)	議会全員	員協議会	議員協議会	<b>夕</b> 目	協議:	-		
		終 -	了 後		土只	(加成、	云王		
11月:	30日(金)		10時					2日目分質疑・	討論通告締切
11/1	0 0 F (32.)	午 後	1 時					一般質問(個人質	質問) 通告締切
12月	1日(土)								
12月	2 日(日)								
19月	3日(月)	午前	10時	本会議	議	事	室	質疑・討論・採決	マ・委員会付託
12/1	O H ()1)	本会議	散会後	議会運営委員会	第一	·委員:	会室		
12月	4 日(火)								
19日	5日(水)	午前	10時	総務文教常任委員会	全員	協議	会室		
12/1	0 11 (/)(/	委員会	閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員	協議	会室		
19日	6日(木)	午前	10時	環境厚生常任委員会	全員	協議	会室		
12/1	О П (УК)	委員会	閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員	協議	会室		
19日	7日(金)	午前	10時	建設経済常任委員会	全員	協議	会室		
12/1	1 日(亚)	委員会	閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員	協議	会室		
12月	8 目(土)								
12月	9日(日)								
12月	10日(月)								
12月	11日(火)	午前	10時	本会議	議	事	室	一般質問	
12月	12日(水)	午前	1 0 時	本会議	議	事	室	一般質問	
12月	13日(木)								
12月	14日(金)	午 前	10時					最終日分質疑・	討論通告締切
12月	15日(土)								
12月	16日(日)								
		午前	10時	本会議	議	事	室	報告・質疑・詞	対論・採決
19日	17日(月)	本会議	閉会後	議会全員協議会	全員	協議:	会室		
14月	11日(万)	議会全員	員協議会	議員協議会	夕 昌	協議:	<u>-</u> 		
		終 -	了 後		土兵	、	<b>云</b> 王		

# 平成30年第4回(12月)定例会目次

0	第 1	日(11	月 2	9日開会)	
	1.	議事	日	程······	1
	2.	出席	議	員	2
	3.	欠 席	議	員	2
	4.	会議録署	名議	員······	2
	5.	出席説	明	<b>員······</b>	2
	6.	出席事務	局職	<b>員······</b>	2
		開	会		3
		散	会		9
0	第 2	2日(12	月3	日再開)	
	1.	議事	日	程	1
	2.	出席	議	員1	1
	3.	欠 席	議	員········1	2
	4.	出席説	明	員········1	2
	5.	出席事務	局職	·員·······1	2
		再	開	1	3
		散	会	2	1
0	第3	8日(12	月 1	1日再開)	
	1.	議事	日	程2	
	2.	出席	議	<b>員</b> ····································	5
	3.	欠 席	議	<b>員····································</b>	5
	4.			<b>員</b> ····································	
	5.	出席事務		·員········2	
		再		2	
		散	会		5
0	第4	日(12	月 1	2日再開)	
	1.	議事	日	程	7
	2.	出席	議	員	8
	3.	欠 席	議	員	8
	4.	出席説	明	員	8

	5.	出席事務局職員	119
		再 開	120
		散 会	170
0	第5	5日(12月17日再開)	
	1.	議 事 日 程	171
	2.	出 席 議 員	171
	3.	欠 席 議 員	172
	4.	出 席 説 明 員	172
	5.	出席事務局職員	172
		再 開	173
		閉 会	188
0	審調	義結果	
	1.	審議結果	191
	2.	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	193

# 1 議事日程(初日)

[平成30年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成30年11月29日 午前10時開議 於 議 事 室

		~~ <b>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </b>
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第70号	太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第5	議案第71号	太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第6	議案第72号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	議案第73号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第8	議案第74号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第9	議案第75号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	議案第76号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	議案第77号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	議案第78号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	議案第79号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	議案第80号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	議案第81号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	議案第82号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	議案第83号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	議案第84号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	議案第85号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20	議案第86号	下水道の排水協定の一部を改正する協定について
日程第21	議案第87号	財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について
日程第22	議案第88号	大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府
		環境施設組合規約の一部変更に関する協議について
日程第23	議案第89号	太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第24	議案第90号	太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業
		の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第25	議案第91号	平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について
日程第26	議案第92号	平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて

日程第27 議案第93号 平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について 日程第28 議案第94号 平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

## 2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	栁	原	荘-	一郎	議員		2番	臣	Ì	原	伸	_	議員
3番	舩	越	隆	之	議員		4番	徝	志	永	洋	介	議員
5番	笠	利		毅	議員		6番	均	界			剛	議員
7番	入	江		寿	議員		8番	7	K	村	彰	人	議員
9番	陶	Щ	良	尚	議員		10番	/	/	畠	真目	由美	議員
11番	上			疆	議員		12番	厚	灵	田	久美	美子	議員
13番	神	武		綾	議員		14番	£	長名	111.5	公	成	議員
15番	藤	井	雅	之	議員		16番	F	月	田	直	樹	議員
17番	村	Щ	弘	行	議員		18番	栫	喬	本		健	議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

# 4 会議録署名議員

9番 陶山良尚議員 10番 小畠真由美議員

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

	長	楠	田	大	蔵		副	1	打	長	清	水	圭	輔
育	長	樋	田	京	子		総	務	部	長	石	田	宏	$\stackrel{-}{=}$
生活音	祁長	友	田		浩						原	П	信	行
整備部	部長	井	浦	真須	己		健履	表福 <sup>2</sup> 祉事	业部 - 務月	長兼 所長	濱	本	泰	裕
経済部	部長	藤	田		彰		教	育	部	長	緒	方	扶	美
部理	事	江	П	尋	信		総選	務計管	果長書記	併 見長	田	中		縁
企画記	果長	髙	原		清		環	境	課	長	Щ	谷		豊
上課	長	友	添	浩	_		都	市計	画制	果長	木	村	昌	春
教育詞	果長	中	Щ	和	彦		上	下水	道調	果長	佐	藤	政	吾
		中	島	康	秀		監査	<b></b> 委員	事務	局長	福	嶋		浩
	生整径部企上数头活带落理。即果有课	育 長 生活部長 整備部長 経済部長 部 理 企画課長	育長長長 整備部長 事長長 長長 長	育 長 樋 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	育 長 樋 田 京 生活部長 左 井 庸 田 国 真 孫 田 田 東 江 髙 友 中 田 東 長 世 課 長 世 課 長 世 課 長 世 課 長 世 課 長 世 報 長 世 報 長 世 報 長 世 報 長 世 東 長 野 課 長 伊 田 恵 野 書 野 書 野 書 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	育長 樋田京子浩 古部長 井浦 真須己彰信部長 井瀬田 日 東 八 原 浩 田 東 八 原 浩 和 東 丘 課長 大 中 中 東 長 興 課長 併	育長樋田京子 生活部長友田浩 整備部長井浦真須己 整備部長藤田彰 経済部長藤田 彰 部理事 江口尋信 企画課長店 清 上課長友添浩一 教育課長中由 唐 長興課長併 中 由 唐	育 長 樋 田 京 子 総総 性活部長 友 田 浩 集備部長 井 浦 真須己 を備部長 井 浦 真須己 を済部長 藤 田 彰 部理事 江 口 尋 信 教 総選 環 日 原 清 上 課 長 友 添 浩 一 本 長 興 長 伊 山 和 彦 長 興 果 長 伊 山 和 彦 長 興 果 長 伊 中 島 恵 香	育長 樋田京子       総務         生活部長 友田 浩       総務         整備部長 井浦 真須己       報康福祉事         経済部長 藤田 彰 教育       教育         部理事 江 日尋信       環境         企画課長 店 活       東方         上 課長 友 添 浩 一       本市計         上下水       大瀬市計         製育課長 中 山 郎 秀       上下水         長興課長併       中 郎 秀	育長 樋田京子       総務部理         生活部長 友田 浩 総務部理       機康福祉部福祉事務所         整備部長 井浦真須己 福祉事務所       教育部長 教育部         経済部長 藤田 彰 教育課長       教育課長         部理事 江 口尋信 選管書記       選管書記         企画課長 髙 原 清 環境課       報市計画記         上下水道記       大工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	育長 樋田京子       総務部長         生活部長 友田 浩       総務部理事健康福祉部長兼福祉事務所長         整備部長 井浦 真須己 日本 章 信       教育部長 教育部長 総務課長長併長         経済部長 藤田 彰 教育課長 日本 章 信       総務課長併長 機調長任         企画課長 店 清 環境課長       本市計画課長         と課長 中山 和 彦       上下水道課長         製育課長 中山 東京 香       大本香島東郊日長	育長 樋田京子       総務部長       石         生活部長 友田 浩 終務部理事 原 健康福祉部長兼 福祉事務所長 教育部長 報 育部長 緒 経済部長 下 部 長	育長 樋田京子       総務部長 石田         生活部長 友田 浩 総務部理事 原口機康福祉部長兼福祉事務所長 濱本 福祉事務所長 務田 彰 育部長 緒 方部理事 江口尋信 選管書記長 田川 選管書記長 田川 強管書記長 田川 森 境課長 大 添 浩 一 環境課長 木 村 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	育長 樋田京子       総務部長 石田宏         生活部長 友田 浩 総務部理事 原口信       総務部理事 原口信         整備部長 井浦 真須己

## 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 阿部宏亮 議事課長 花田善祐 記 斉藤正弘 書 記 髙 原 真理子 書 書 記 岡本和大

### 開会 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(橋本 健議員) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成30年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(橋本 健議員) 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

9番、陶山 良尚議員

10番、小畠真由美議員

を指名します。

### 日程第2 会期の決定

○議長(橋本 健議員) 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進め たいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力お願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第3 諸般の報告

○議長(橋本 健議員) 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の 資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思い ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

### 日程第4から日程第23まで一括上程

### 〇議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第4、議案第70号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」 から日程第23、議案第89号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一 括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

**〇市長(楠田大蔵)** 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年第4回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様に おかれましては、年の瀬を控え大変ご多用の中にご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上 げます。

9月定例議会からこれまでを振り返りますと、初めに、施政方針でお示しをしておりました 市長と語る会を11月8日からスタートさせていただきました。私は、市民の声が届く、市民に 声が伝わる市政を実現することにより、本市の市民力がさらに引き出され、活力ある地域が創 生されると考えております。そこで、私自身、直接地域に出向きまして、今後の市政運営につ いて市民の皆様にご説明をさせていただき、市民の皆様からも市政やまちづくりについてご意 見、ご質問を賜りながら、活力ある地域をつくってまいりたいと考えております。今後も全て の地域を回るべく、計画的に語る会を開催してまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、利用者の利便性の向上と本市のさらなるPRのため、11月から事業の拡大を行いました。これまでは、ふるさと納税サイトさとふるのみで受け付けをしておりましたが、11月1日からはふるさとチョイス、11月2日からは楽天ふるさと納税においても受け付けを開始させていただきました。

本市のふるさと納税のお礼の品としましては、これから本格化する受験シーズンにおいて、 受験生を応援する合格関連商品もご用意しているところであります。これらの商品は、いずれ も限定や非売品のもので、大変希少価値の高い、本市ならではの特色ある返礼品となっており ます。

そのほかでも、不動産事業者様と協議を重ねました結果、初の試みとして、品物ではなくサービスのご提供として、ふるさとに残された家屋をご心配される方のために、空き家管理サービスをお礼の品に加えました。本市においても空き家等対策を進めておりますが、これらのサービスを、ぜひふるさと納税いただいた上でご活用くださればと考えております。

11月13日には、第35回太宰府市民政庁まつりがございました。会場をとびうめアリーナに移 し、皆様のご努力により、ステージでは日ごろ市内で活動されているさまざまな団体の皆様が すばらしいパフォーマンスを披露され、一方、屋外では地元企業の自慢の一品が振る舞われ て、大変なにぎわいを見せておりました。今後も市民の絆をさらに強める機会として、こうした事業に対し市としても最大限バックアップしてまいりたいと思っております。

そのほかにも、数多くのイベントがこの秋、市内各地でとり行われました。改めまして、各イベントにおいて、市民の皆様をはじめ、議員各位、関係各位多数のご参加、ご協力をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

次に、10月3日から5日にかけまして、山梨県甲府市において全国史跡整備市町村協議会第53回大会が開催をされ、本大会において協議会の副会長に正式に就任をいたしました。本市における史跡を生かしたまちづくりはもとより、加盟自治体の皆様のお力もおかりしながら、文化庁や史跡保全議員連盟の各議員の皆様とともに、この国の宝であります史跡の保存、活用に向けまして、先頭に立って取り組みを進めてまいりたいと考えております。

11月17日に開催されました第3回太宰府中学校ドリカム講座では、私自身、講師を務めさせていただき、「失敗からいかに学ぶか」というテーマで、生徒の皆様を初め保護者の方や地域の方々にもお話をさせていただきました。これからも、私の経験を通じて得られたさまざまなメッセージを、将来伸びゆく子どもたちに直接伝えてもいきたいと思っております。

そうした思いで、来る12月25日には子ども議会も開催をいたします。この事業は、子ども・ 学生未来会議の取り組みの一つとして、市内4中学校の生徒会役員を対象に行うものです。次 世代を担っていく子どもたちに、自分たちのふだんの生活から感じた市政に関する疑問や、ふ るさと太宰府をよりよいまちにしていく思いや意見を、直接市長に質問や提言をしていただき ます。今回、子どもたちに議会を模擬体験してもらうことは、主権者意識を醸成するという点 において非常に意義深い事業であると考え、大変期待しているところであります。

これら多くの事業が、誇り得る悠久の歴史や全国にとどろく知名度、多くの観光資源などに加え、郷土を愛し情熱を持つ市民の皆様、議員各位、職員、そして無限の可能性を秘めた子どもたちといった本市本来の底力を必ずや引き出し、この太宰府をより住みやすい、元気な都にしていくことにつながると確信をいたしております。

平成30年も残すところ1カ月余りとなりました。就任してから10カ月、まずは一時混乱した 市政を立て直すべく、これまで一心不乱に駆け抜けてまいりました。この間の市民の皆様の温 かいご支援、議員各位の寛大なるご理解、ご協力、職員諸氏の支えに、この場をおかりいたし まして改めて厚く御礼を申し上げます。

引き続き、この愛する太宰府を、日本を代表する、世界に冠たる都にするべく、持てる力を 全て出し尽くす所存です。今後も市民の皆様、議員各位のご理解、ご協力を何とぞよろしくお 願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件16件、協定案件1件、財産の取得1件、規 約協議1件、指定管理1件、条例の改正1件、補正予算4件、合わせて25件の議案のご審議を お願い申し上げるものであります。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号から議案第89号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第70号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現職の武藤佳穂里氏が本年12月25日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものでございます。

武藤佳穂里氏は、平成26年12月26日付で本市の教育委員会委員として任命以来、1期4年間となります。この間、教育委員として多岐にわたる高い見識と熱意あふれるご指導、ご理解のもと、教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。今後ともその知識と経験、情熱を十二分に生かしていただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献いただきたいと考えております。

詳細につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第71号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説 明申し上げます。

現職の野中秀典氏が本年12月27日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求める ものでございます。

野中秀典氏は、平成26年12月28日付で本市の教育委員会委員として任命以来、1期4年間となります。この間、教育委員として多岐にわたる高い見識と熱意あふれるご指導、ご理解のもと、教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。また、昨年12月から3月までの4カ月間、教育長職務代理者としてその責を担っていただいたところです。今後ともその知識と経験、情熱を十二分に生かしていただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献いただきたいと考えております。

詳細につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第72号から議案第85号までの「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本件は、現太宰府市農業委員会の委員14名が来年4月8日をもちまして任期満了を迎えることから、次期3年間の委員任命を行うに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

今回の太宰府市農業委員会の委員候補者の選考に当たりましては、太宰府市ホームページ、 市役所前掲示場、地域農事組合などを通じまして約1カ月間の周知を行いましたところ、地域 の農事組合などの団体からの推薦、一般の応募があり、14名を委員候補者として選出をいたし ております。

詳細につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第86号「下水道の排水協定の一部を改正する協定について」ご説明申し上げます。

市民生活環境改善及び下水道事業の円滑な運営のため、隣接する筑紫野市と相互の排水管を

活用し排水を行う排水協定を平成26年4月1日に締結しております。このたび太宰府市梅ヶ丘 二丁目において公共下水道への接続申請があり、当該地は太宰府市と筑紫野市の道路に面して おりますが、宅地計画高により筑紫野市公共下水道へ放流する必要が生じました。つきまして は、梅ヶ丘二丁目を追加する排水協定の一部改正についてご提案申し上げるものであります。

次に、議案第87号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」ご説明申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件でございます。この土地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げる次第であります。

今回買収いたします土地につきましては、8筆、面積 $2 \, {
m T6}$ ,  $303 \, {
m m}^3$ 、買収金額4,  $997 \, {
m T5}$ ,  $700 \, {
m P}$ であります。

詳細につきましては、財産(太宰府市緑地保護地区内)の取得一覧表をごらんください。

次に、議案第88号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府 環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

大野城太宰府環境施設組合のごみ焼却施設の解体に伴い、同組合の共同処理する事務を変更 し、大野城太宰府環境施設組合規約の一部を変更するため関係市と協議することについて、地 方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第89号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、各自治会を平成31年度から5年間にわたり太宰府市立共同利用施設の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、別紙一覧表をご参照ください。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 日程第24から日程第28まで一括上程

### ○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第24、議案第90号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」から日程第28、議案第94号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(橋本 健議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

#### 「市長 楠田大蔵 登壇〕

**〇市長(楠田大蔵)** 議案第90号から議案第94号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第90号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の 公布により、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第6項第1号の規定 により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第91号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7億1,449万7,000円を追加し、予算総額を257億6,134万1,000円にお願いするものであります。

主な内容としましては、障がい児通所支援や障がい者自立支援などのサービス利用者が増えたことや、生活保護の医療扶助費が不足することから、給付する扶助費に係る予算を計上させていただいております。

また、国の補助採択を受け、グループホームの防災改修等整備補助金を計上するとともに、 大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故に伴い国の補助金が創設されましたことから、公道 に面した危険ブロック塀等の撤去促進事業についての補助金を計上させていただいておりま す。

その他としまして、農業用取水ポンプ及び農業用施設の修繕費や交通量の多い高雄・梅ヶ丘 地区内の交差点改良に伴う用地購入費、水城小学校において普通教室が不足することや、市内 小学校に新たに通級指導教室や特別支援学級を設置するための校舎等の改造工事費や備品・教 材費などを計上させていただいております。

あわせまして、平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧事業において国、県との協議が調ったことにより国の補助採択を受け、地域防災がけ崩れ対策事業に係る工事費を初め緑地のり面や 史跡地の災害復旧工事費を計上させていただくとともに、災害復旧事業債に係る予算を計上させていただいております。

そのほかには、後年度の財政負担軽減に向けた市債の繰上償還に係る公債償還金、人事院勧告に伴う公定価格改定により不足が見込まれる私立保育所保育費用委託料や国民健康保険事業の過年度分療養給付費負担金の精算に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金、平成29年度分の額の確定に伴う生活保護費などの国庫補助金などの精算返還金などを計上させていただいております。

繰越明許費の補正につきましては、県事業であります県道筑紫野古賀線の工期の影響に伴います道路等維持補修事業費や、このたびの災害復旧費などを含め4件計上させていただくとともに、債務負担行為補正につきましては、起債管理システム関係費を含め追加9件、変更1件を計上させていただいております。

加えて、災害復旧事業に伴う地方債補正を1件計上させていただいております。

次に、議案第92号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ7,247万5,000円を追加し、予算総額を73億3,551万3,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、療養費点検事務・患者調査関係委託料のうち、平成30年度から実施しております柔整療養費啓発業務委託料の不足分及び平成29年度に交付を受けました療養給付費 負担金、特定健診等負担金、高額医療費共同事業負担金の超過交付に係る償還金でございます。

財源となります歳入のうち、療養費点検事務・患者調査関係委託料につきましては職員給与 費等繰入金として、償還金につきましては平成29年度事業に係る交付金の精算のため、その他 一般会計繰入金としてそれぞれ一般会計からの繰り入れを行うこととしております。

次に、議案第93号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」ご説明申し上げます。

内容といたしましては、大佐野浄水場の計器が故障したことに伴う交換のため、工事請負費 について149万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第94号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

内容といたしましては、舗装工事を施工する際の既設のマンホールぶたのかさ上げなどの修 繕費について300万円の増額補正をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月3日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時22分

~~~~~~ () ~~~~~~~

### 1 議 事 日 程(2日目)

〔平成30年太宰府市議会第4回(12月)定例会〕

平成30年12月3日 午前10時開議 於議事室

議案第70号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第1 日程第2 議案第71号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第3 議案第72号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第4 議案第73号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第5 議案第74号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第6 議案第75号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第7 議案第76号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第8 議案第77号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第9 議案第78号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第10 議案第79号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第11 議案第80号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第12 議案第81号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第13 議案第82号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第14 議案第83号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第15 議案第84号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第16 議案第85号 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第17 議案第86号 下水道の排水協定の一部を改正する協定について 日程第18 議案第87号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について 日程第19 議案第88号 大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府 環境施設組合規約の一部変更に関する協議について 日程第20 議案第89号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第21 議案第90号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業 の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて 日程第22 議案第91号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

日程第23 議案第92号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第24 議案第93号 平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について 日程第25 議案第94号 平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

### 2 出席議員は次のとおりである(18名)

原 荘一郎 議員 2番 原 伸 \_\_ 議員 1番 栁 3番 舩 越 隆 之 議員 4番 徳 永 洋 介 議員 笠 利 毅 議員 堺 議員 5番 6番 剛 7番 村 彰 議員 入 江 寿 議員 8番 木 人 9番 陶 Щ 良 尚 議員 10番 小 畠 真由美 議員 11番 上 疆 議員 12番 原 久美子 議員 田 神 武 綾 議員 長谷川 成 議員 13番 14番 公 雅 之 門 樹 議員 15番 藤 井 議員 16番 田 直 橋 17番 村 Щ 弘 行 議員 18番 本 健 議員

#### 3 欠席議員は次のとおりである

なし

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

輔 市 長 楠 田 大 蔵 副 市 長 清 水 圭 教 育 長 樋 田 京 子 総務部長 田 宏 石 市民生活部長 浩 総務部理事 友 田 原  $\Box$ 信 行 健康福祉部長兼 井 都市整備部長 浦 真須己 濱 本 泰 裕 福祉事務所長 彰 教育部長 観光経済部長 藤 緒 方 扶 美 田 総務課長併選管書記長 教育部理事 江 П 信 田 中 縁 尋 経営企画課長 髙 原 環境課長 Ш 谷 豊 清 都市計画課長 福祉課長 友 添 浩 木 村 昌 春 社会教育課長 中 山 和 彦 上下水道課長 佐 藤 政 吾 産業振興課長併 中 島 康 監查委員事務局長 福 嶋 浩 秀 農業委員会事務局長

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 冏 部 宏 議事課長 花 善 祐 亮 田 書 書 斉 藤 弘 髙 記 正 記 原 真理子 書 記 畄 本 和 大

### 再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(橋本 健議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

### 日程第1と日程第2を一括上程

〇議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第1、議案第70号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」 及び日程第2、議案第71号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ て」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(橋本 健議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、議案第70号及び議案第71号について、ただいまのところ通告が ありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第70号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第71号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第71号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第3から日程第16まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第3、議案第72号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」 から日程第16、議案第85号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ て」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(橋本 健議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第72号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第72号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第73号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第73号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第74号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第74号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

〇議長(橋本 健議員) 次に、議案第75号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第75号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

O議長(橋本 健議員) 次に、議案第76号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第76号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第77号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第77号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

O議長(橋本 健議員) 次に、議案第78号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第78号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

**○議長(橋本 健議員)** 次に、議案第79号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第79号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第80号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第80号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

**〇議長(橋本 健議員)** 次に、議案第81号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第81号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第82号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第82号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第83号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第83号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

O議長(橋本 健議員) 次に、議案第84号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第84号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

O議長(橋本 健議員) 次に、議案第85号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める ことについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第85号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

### 日程第17 議案第86号 下水道の排水協定の一部を改正する協定について

O議長(橋本 健議員) 日程第17、議案第86号「下水道の排水協定の一部を改正する協定について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第86号は建設経済常任委員会に付託します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### 日程第18 議案第87号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について

○議長(橋本 健議員) 日程第18、議案第87号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第87号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第19 議案第88号 大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城 太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について

O議長(橋本 健議員) 日程第19、議案第88号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務 の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」を議題としま す。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第88号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

### 日程第20 議案第89号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について

○議長(橋本 健議員) 日程第20、議案第89号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第89号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第21 議案第90号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及 び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正す る条例について

O議長(橋本 健議員) 日程第21、議案第90号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第90号は環境厚生常任委員会に付託します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第22から日程第25まで一括上程

# 〇議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第22、議案第91号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」から日程第25、議案第94号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、議案第91号から議案第94号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第91号は各常任委員会に分割付託します。議案第92号は環境厚生常任委員会に付託しま す。議案第93号及び議案第94号は建設経済常任委員会に付託します。



○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月11日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時13分



# 1 議 事 日 程(3日目)

[平成30年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成30年12月11日 午前10時開議 於議事室

日程第1 一般質問

# 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名(議席番号)  | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 神 武 綾 (13)   | 1. 国際交流振興基金について 平成25年に1億9,000万の基金設立後、まったく変動がない。繰 替運用を行い、市民生活に還元すべきと考えるが、見解を伺う。 (1) 基金設立の経過について (2) 今後の活用計画について 2. 差別のない平等な施策の推進について 一部地域住民に対して、扶助費の支給や隣保館、児童館の施設に 手厚い職員配置が行われている。6月議会の代表質問に対し、市長が「地区にとどまらず市民全体の福祉向上を進めていく」と回答された。今後の方向性について伺う。 (1) 見直すべき事業について (2) 今後の取り組みについて 3. 不用額について 予算額に対して支出を行った後、不用額(差額)が発生している。不用額が確定した際には、年度内に市民の福祉と生活向上の為に必要な事業に振り替えるべきと考えるが、見解を伺う。 (1) 不用額確定までの流れ (2) 他事業への振替について |
| 2  | 村 山 弘 行 (17) | <ol> <li>佐野東地区「区画整理事業」の進捗状況について         <ul> <li>(1) 新市長になって以降、今日までどのように取り組まれたか同う。</li> <li>(2) 今日までの経過を明らかにされるとともに、今後の具体的取り組みについて伺う。</li> <li>(3) 年次計画なりがあれば、明らかにされたい。</li> </ul> </li> <li>水道事業について</li> </ol>                                                                                                                                                                                              |
| 3  | 徳 永 洋 介 (4)  | <ul><li>(1) 耐震化水道管の現状と計画について</li><li>① 近隣都市と比べた耐震化水道管事業の進行状況について伺う。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| I |               |                                  |
|---|---------------|----------------------------------|
|   |               | ② 水道管の現状(老朽化)について伺う。             |
|   |               | ③ 耐震化水道管事業の予算について伺う。             |
|   |               | ④ 水道事業の今後の方向性について伺う。             |
|   |               | 2. 高齢者運転免許自主返納について               |
|   |               | (1) 高齢者運転免許自主返納制度について            |
|   |               | ① 本市の高齢者運転免許自主返納制度に対する支援事業につい    |
|   |               | て伺う。                             |
|   |               | 3. 会計年度任用職員について                  |
|   |               | (1) 総務省「会計年度任用職員制度」導入の趣旨について伺    |
|   |               | う。                               |
|   |               | (2) 会計年度任用職員の労働条件について伺う。(給与、手    |
|   |               | 当、休暇、採用方法)                       |
|   |               | (3) 本市の会計年度任用職員採用における、自治体職員採用の   |
|   |               | 課題と方向性について伺う。                    |
|   |               | 1. マミーズ太宰府店の閉店を契機とする、これからの五条地区のま |
|   |               | ちづくりについて                         |
|   |               | (1) マミーズ太宰府店の閉店が、本市と五条地区に及ぼす影響   |
|   |               | について伺う。                          |
|   |               | (2) 全庁的な課題として対応すべきと考えるが、庁内の体制に   |
|   | <br>  木 村 彰 人 | ついて伺う。                           |
| 4 | (8)           | (3) いきいき情報センターの建替えと五条地区の再開発等を視   |
|   | (8)           | 野に入れた、中長期的な取り組みの構想について伺う。        |
|   |               | 2. 優先順位の高い道路事業について               |
|   |               | (1) 社会資本整備総合交付金を活用した道路事業計画の内容に   |
|   |               | ついて伺う。                           |
|   |               | (2) 優先順位の高い道路事業を効果的に進めるための方策につ   |
|   |               | いて伺う。                            |
|   |               | 1. 中学生の社会体育の充実と置き勉について           |
|   |               | (1) 市内4中学校統一の部活動要綱について伺う。        |
|   | <br>  長谷川 公 成 | (2) 中学生の社会体育団体数について把握しているか、その際   |
| 5 | (14)          | の施設使用料や利用時間について部活生と同等に扱われてい      |
|   | (11)          | るか伺う。                            |
|   |               | (3) 外部指導者の活用推進について、見解を伺う。        |
|   |               | (4) 置き勉について伺う。                   |
|   |               | 1. 楠田市長の政治姿勢について                 |
| 6 | 藤井雅之          | 市長就任後、3月、6月、9月と定例議会があったが、決算認定    |
|   | (15)          | も終わり、新年度に向けて楠田市長の姿勢、基本方針について以下   |
|   |               | 3点伺う。                            |

|   |                   | (1) 新年度予算編成方針について              |
|---|-------------------|--------------------------------|
|   |                   | (2) 「3つの工程と7つのプラン」の進捗状況と見える化につ |
|   |                   | いて                             |
|   |                   | (3) 入札制度への認識について               |
|   |                   | 1. 豪雨災害等に関する取り組みについて           |
|   |                   | 近年、全国的に各地で地震、豪雨による災害が頻繁に発生してお  |
|   |                   | り、本市でも土石流による自宅半壊の災害が7月に発生した。   |
|   |                   | そこで、今回の災害原因についての情報、伝達経路等、災害情報  |
|   |                   | を取集され、市長はどのように対応され検証されたのか。また、こ |
|   |                   | の様な災害が発生した場合、全国的に社会福祉協議会を中心にボラ |
|   | 同 m 九半乙           | ンティア活動が行われるが、社会福祉協議会の役割と組織体制の取 |
| 7 | 原 田 久美子<br>  (12) | り組みについて伺う。                     |
|   | (12)              | 2. 太宰府市の後援等に関する規定について          |
|   |                   | 各種団体等が主催者となって行事を行う際、本市に後援の申請が  |
|   |                   | あった場合、事業の趣旨に賛同された場合、決定される。後援等を |
|   |                   | 決定される場合の条件や、申請に係る受付から事務の事後処理等ま |
|   |                   | でについて伺う。                       |
|   |                   | また、実質後援と名義後援をどのように判断され、許可をしてい  |
|   |                   | るのか伺う。                         |

# 2 出席議員は次のとおりである(17名)

1番 柳 原 荘一郎 議員 2番 宮 原 伸 議員 3番 舩 越 隆之 議員 4番 徳 永 洋 介 議員 堺 6番 剛 議員 7番 入 江 寿 議員 8番 木 村 彰人 議員 9番 陶 Щ 良 尚 議員 真由美 疆 議員 10番 小 畠 議員 11番 上 武 久美子 神 12番 田 議員 13番 綾 議員 之 14番 長谷川 公 成 議員 15番 藤 井 雅 議員 16番 田 直樹 議員 17番 村 Щ 弘 行 議員 18番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

5番 笠 利 毅 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市 長 楠 田 大 蔵 副 市 長 清 圭 輔 水 育 宏 教 長 樋 田 京 子 総務部長 田 石 市民生活部長 総務部理事 信 友 田 浩 П 行 健康福祉部長兼 都市整備部長 井 浦 真須己 濱 本 泰 裕 福祉事務所長 観光経済部長 藤 田 彰 教育部長 緒 方 扶 美

総務課長併選管書記長 縁 教育部理事 江 口 尋 信 田 中 経営企画課長 髙 管財課長 則 原 清 柴 田 義 防災安全課長 齌 藤 実貴男 地域コミュニティ課長 藤 井 泰 人 人権政策課長兼 人権センター所長 寺 崎 嘉 典 スポーツ課長 安 恒 洋 市民課長 武 税務課長 木 行 佐 江 森 清 﨑 福祉課長 友 添 浩 高齢者支援課長 Ш 純 建設課用地担当課長兼 伊 藤 剛 都市計画課長 村 木 昌 春 県事業整備担当課長 社会教育課長 中 Щ 和 彦 学校教育課長 吉 開 恭 上下水道課長 藤 上下水道施設課長 栁 佐 政 吾 小 憲 次 観光推進課長兼 国際·交流課長 村 会計課長 木 幸代志 小 島 俊 治 嶋 監查委員事務局長 福 浩

# 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 冏 部 宏 亮 議事課長 祐 花 田 善 書 書 記 斉 藤 IE. 弘 記 髙 原 真理子 書 記 畄 本 和 大

## 再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~

**〇議長(橋本 健議員)** 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、11人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日11日7人、12日4人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 一般質問

〇議長(橋本 健議員) 日程第1、「一般質問」を行います。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

[13番 神武綾議員 登壇]

○13番(神武 綾議員) 皆さん、おはようございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問させていただきます。この3件については、6月議会での代表質問、9月議会での平成29年度決算審査の際に取り上げましたが、今回は詳しい見解とこれからの方向性などについて伺いたいと思います。

1件目は、国際交流振興基金について伺います。

国際交流振興基金は、平成29年度決算時、1億9,000万円の積み立てがあります。その利子として53万円が財産収入として上がっています。この基金が、平成25年に設立以降、変動がありません。決算審査時に、基金の年度内の増減はなく、現時点において基金の取り崩し等も予定しておりませんとの説明がありました。この点について少し詳しくお伺いしたいと思います。

1つは、この基金1億9,000万円の金額の根拠について伺います。

2つ目は、取り崩しの予定はないと回答されましたが、取り崩さず活用する計画があれば、 お聞かせください。

2件目は、差別のない平等な施策の推進について伺います。

太宰府市では、平成6年に人権都市宣言を行い、平成28年には人権尊重のまちづくり推進基本指針の改訂が行われました。市内において、差別なくひとしく市民サービスを受ける権利は、人権を尊重し、ともに生きる社会の実現に向けて保障しなければならない一つだと考えます。

特定地域住民に対して扶助費として老人医療費と介護サービス費の支給、また人権センターの隣保館や児童館への手厚い職員配置が行われています。6月議会の代表質問で、扶助費の支給は早急にやめるべきではないかと尋ねたところ、楠田市長は、この地区にとどまらず、一般市民全体の福祉向上、手厚い教育の確保も行っていくことは当然のことと、やめるのではなく、その支給の現状に全体を合わせていくという市長の見解を示されました。このことを前提に伺います。

1つは、見直すべき事業の対象は検討されているのか、伺います。

2つ目は、特定地域住民に限らない市民全体に向けた今後の取り組みは何を想定しておられるのか、何います。

最後に、3件目です。決算時に発生する不用額について伺います。

不用額とは、歳出予算の経費のうち、結果として使用する必要がなくなった額で、当該年度の歳出予算現額から支出済額及び翌年度への繰越額を控除した残額になります。平成29年度予算に対する執行割合は91.79%、不用額として17億5,381万6,104円になっています。基金への積み立ても必要ですが、市民の福祉と生活向上のため、年度内でも要望の高い事業に振りかえができないのかと考えます。

2点について伺います。

1つは、不用額が確定するまでの流れについてです。

2つ目は、他の事業に振りかえが可能なのかを伺います。

以上、回答は件名ごとにお願いします。

再質問については議員発言席で行います。

- ○議長(橋本 健議員) それでは、市長、お願いいたします。
- **〇市長(楠田大蔵)** おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

まず、1点目の国際交流振興基金についてでありますが、本市の国際交流協会は、古代から アジアとの交流の歴史が連綿と今日に続いていることなど、ほかの自治体にはない本市特有の 特色を持っていることや、また先達の熱い思いにより本協会の設立に至りまして、さまざまな 国際交流活動が熱心に行われてきたこと、当時2億円もの金額を出資した理由など、総合的に 勘案をいたしまして、当面は処分をせず、適正に管理運用しながら、基金運用益の確保にまず は努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。
- ○観光経済部長(藤田 彰) おはようございます。

1件目の国際交流振興基金についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの基金創設の経緯についてでございますが、この国際交流振興基金の1億9,000万円は、もともと財団法人として平成4年に設立しております本市国際交流協会への出資金2億円の一部であり、国際交流協会では、この出資金を国債等、平成4年当時では定期預

金利息が2.45%から2.6%ございました、これにて運用することにより、市民の国際交流の促進につながる事業を展開してまいりました。

しかしながら、基金を創設いたしました平成24年当時は、経済情勢により運用益を主財源とした運営が大変厳しくなっていたため、財政基盤の明確化を図るために、国際交流協会におきまして、本市から出資金2億円のうち1,000万円を基本財産とし、残る1億9,000万円を本市に返還することを幹事会で議決され、福岡県の承認を受け、返還いただいたところでございます。

返還を受けました1億9,000万円は、平成24年9月議会で、太宰府市国際交流振興基金条例を制定し、太宰府市国際交流振興基金に積み立て、それを担保に基金運用益を財源の一部として充てながら、国際交流協会に補助金を交付しているところでございます。

次に、2項目めの今後の活用計画についてでございますが、現在、この基金につきましては、太宰府市資金管理運用方針に基づきまして、地方公共団体金融機構債券にて運用をいたしております。運用益につきましては、条例第4条にて一般会計歳入歳出予算に計上し、国際交流振興活動の増進を図るための費用に充てるとしておりますことから、一般会計歳入予算に計上しており、本市の国際交流関係事業費の財源といたしております。

今後におきましては、この基金のもとが国際交流協会への出資金だったという位置づけでありますことから、これまでどおり、基金運用利息を国際交流協会への補助金を含みます本市の国際交流関係事業の財源とするところを考えております。

以上でございます。

### 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(石田宏二) おはようございます。

2項目めの今後の活用計画につきまして、私のほうからも回答をさせていただきます。

地方自治法第235条の4第1項及び地方自治法第241条第2項にも規定をされておりますように、公金及び基金につきましては、より確実かつ効率的な保管を図り、管理運用をすることは市の責務でございます。

平成28年9月の一般質問でのご提言に沿いまして、マイナス金利の状況でも効率的で幅広く 資金の管理運用が図れるよう、これまでの資金管理運用方針を見直しをいたしまして、平成 29年度より超長期債券による運用を開始したところでございます。

この資金管理運用方針につきましては、適正な資金計画を策定した上で、基金を原資に支払 い準備に支障がない範囲におきまして、金利変動リスクの軽減を図るため、額面金額1億円を 上限とした債券を分散して購入することにいたしております。

今後におきましても、安全で低リスクであることを第一義に、資金の管理運用を図ってまいります。

以上でございます。

# O議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。

### ○13番(神武 綾議員) ありがとうございます。

今の回答いただいた中で、この基金について国際交流関係の事業、それから協会の事業の財源にしていくという目的であるというふうに説明があったと思うんですけれども、今の状況が、もともと平成4年に財団がつくられるときに、その前身である太宰府市の国際交流市民ネットワーク研究会から、太宰府市の国際化に関する提言ということで、国際交流協会の設立に向けてということで市のほうに提言が出されています。その中で、その当時は九州国立博物館の建設にも向かっていたところで、海外の方との交流なども想像されていたようで、その提言や議事録なんかを見ますと、交流施設の建設が含まれていたり、それから先ほどおっしゃいました財政基盤の確立から基金を積み立ててほしいというふうな文書がありました。

この基金条例なんですけれども、国際交流の振興を図るために設置するというふうにあります。事業自体の補助金として財源とするというようなことになっていますけれども、今国際交流協会さんとこの基金についてどのように、1億9,000万円もあるわけですから、今後、何か利用するような事業展開についての情報公開などがされているかということを伺いたいと思います。

## 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。

○観光経済部長(藤田 彰) まず、今後の方向性でございます。この1億9,000万円につきましては、このまま置いておきたいということももちろんでございますけれども、今現在、外国人就労の問題が政府のほうで取り沙汰されておりますけれども、改正入管法ですね、そちらのほうがまだ先行きが不透明なこと、また太宰府市として今後どうしていくのかというところがまだ国のほうから具体的な事例がおりてきておりません。行政がどこまでしなければいけないのかということが大きなものとして生まれてくる可能性がございます。

例えば、生活支援ガイドブックでございますけれども、今現在、4カ国語プラス、ベトナム語を対応しておりますけれども、さらに多言語化する必要があるのか。または、日本にお越しになった方々が日本語学習支援を行うとか、これまでの国際交流、国際理解だけではなく、外国人就労に向けた国際理解というものも必要になってくるかと思いますので、もし必要があれば、その辺にも充てていきたいというふうにも考えているところでございます。

### 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。

O13番(神武 綾議員) 太宰府市では海外の来訪者も多いですし、市内大学への留学生の方も 一定数いらっしゃいますので、今の現状では入管法の問題なんかももちろんあると思うんです けれども、そういう方たちに対しての事業展開というのはこれからもちろん必要なことだとは 思います。

この基金の額がやはり大きいということですね。基金に積み立ててから5年間動いていないということが、今後、このまま置いておいていいのかというふうに思ったわけなんですけれども。先ほど総務部長からの回答もありました、運用については有利な資金管理を心がけたということで、平成29年度の決算でその利子が53万円というふうな報告があったわけですけれど

も、平成29年度から運用を変えたということで、平成30年度は一応100万円ぐらいにはなるん じゃないかという計算になるというふうには伺っているんですけれども。

5年間使わずに置いてきた基金を、今市民の皆さんが要望してあるさまざまな事業があるんですけれども、市長がかわられて、やはり学校給食のことについて尋ねられます。市議会のほうでは、市民からの請願もありましたので、完全給食の実施を求める請願については昨年9月に全会一致で採択されたというふうな流れもありまして、これを早急に進めるためにも、この基金を取り崩して、中学校給食を実施をするための基金に変えていただきたいという提案をさせていただきたいんですけれども。国際交流の事業について否定するものではありませんので、ここは事業展開について、協会の皆さんだったりとか、これからの外国人の方との対応などについて、担当課ともきちんと話をした上で、残す金額は残す、そしてこれはもう残さなくてもいいのではないかという金額を基金に積み立ていただきたいというふうに思うんですけれども、その点について考えをお聞かせください。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) この点でありますが、まず学校給食の問題につきましては、私も力を入れながら、今分析、検討、研究、調査を進めているところであります。そうした中で、どのような形でそれを実行するかによって当然額も決まってくると思っておりますが、その際、この国際交流振興基金の額も確かに大きいものでありますが、一方で各種ほかの基金積み立ても50億円程度、全て合わせればございますので、そうした基金なども有効に活用しながら、学校給食実行に向けて進ませていただきたいと考えております。

一方で、ただこの国際交流基金をあえて給食に使うべきなのか、また超長期で昨年度より運用を開始したばかりでありますから、確かにこの低金利時代においてはかなり運用益も出ているようでありますので、これをすぐさま解約することとの利益考慮なども勘案した結果としまして、すぐさま学校給食のためにこの基金を取り崩すということは、現時点では考えていないところであります。

### 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。

**〇13番(神武 綾議員)** さまざまな基金がありますので、これに限らず、検討していただいて、中学校給食は本当に長年議会も取り組んできたことですので、実現するために何を第一歩とするのかというところをしっかり考えていただきたいというふうに思います。

2件目お願いします。

○議長(橋本 健議員) 2件目の回答をお願いします。 市長。

〇市長(楠田大蔵) 2件目の差別のない平等な施策の推進について回答いたします。

6月議会でも神武議員の代表質問にお答えをいたしましたが、部落差別の解消の推進に関する法律に明記されてありますとおり、現在もなお部落差別が存在することを認識をし、また本市で実施した実態調査からも、今なお啓発教育の必要性があり、同和地区では非正規雇用の割

合も高く、収入、貯蓄額や年金受給額も相対的に低位であるという結果が出ておりますことから、健康面も含めて、生活基盤についてやはり課題があると考えております。また、教育面におきましても、高校、大学進学率が低く、学習環境や1人当たりの教育費にも格差があるなどの生活実態が見られます。

歴史的、社会的理由により生活環境などの安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対しましては、生活の改善及び向上を図り、社会福祉の増進及び人権・同和問題の速やかな解決を図るための施設の一つであります太宰府市人権センターにおける事業について、今後も継続していく必要があると考えております。

これらの状況を踏まえまして、扶助費の支給につきましても、引き続き協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

また、あわせて、子どもの生活の安定と子どもの発達を援助していく拠点づくり、居場所づくりなどを研究していく必要もあると考えているところであります。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

### 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。

**〇市民生活部長(友田 浩)** それでは、詳細につきまして私からご回答させていただきます。

扶助費等につきましては、平成14年3月に同和対策特別措置法が失効するに当たりまして、 平成13年6月から、内部会議であります同和対策事務事業評価検討会議を46回開催いたしまして、 見直し及び廃止を行ってきたという過去の経過がございます。

現在残っておりますのが、老人医療費と介護サービス費ですが、市長も先ほど回答で申しましたように、平成24年度に実施いたしました同和問題実態調査の結果でありますとか、平成28年12月に成立、施行されております部落差別の解消の推進に関する法律も成立しておりますことから、引き続き関係者と協議を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、人権センターの業務委託につきましては、毎年度精査を行い、進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、地区にとどまらず、市民全体の福祉向上を進めていく今後の取り組みにつきましては、子どもの居場所づくりとして、本市では、自治会での学習支援やアンビシャス広場、子ども食堂など、自治会や市内の大学、市民活動団体などの活動が、少しずつではありますが、広がっている状況にございます。そのようなことも考慮しながら、共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、放課後等を安全・安心に過ごす多様な体験活動を行うことができるような事業も視野に、子どもの居場所づくりについて今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

### 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。

○13番(神武 綾議員) ありがとうございます。

この事業を見直しをして、今後、市民全体の事業として取り組んでいただきたいものとして お尋ねしたところですけれども、まず扶助費についてです。老人医療費と介護サービスです が、これは77歳以上の方を対象に、老人医療費が自己負担相当額の8割、そして施設介護サー ビス費につきましては自己負担額の7割が支給されるというふうな支給規則になっています。

平成29年度の決算を見ますと、老人医療費は年間1人当たり20万円、施設介護サービス費については1人当たり年間5万円、月にしますと4,000円程度の負担を補助をしているというふうになっています。これ一部の地域、生活困難な世帯というふうにくくってはありますけれども、その方々がその地区だけでは今もうなくなってきていると思います。これを、高齢者が増えてきているということもありますので、75歳以上を、一般市民の方が今9,000人ほどいらっしゃると思うんですけれども、77歳以上として、それから何人か減ると思いますが、この方に同じような支給をした場合、恐らく相当な額になると思うんですけれども、そういう試算はされたことはありますでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(友田 浩) 今議員言われましたように、現在、本事業での年齢要件というのは 77歳以上です。今年の3月末の77歳の人口については7,543人ということでございまして、そ こで概算的な計算はこちらのほうでもしていまして、大体年間で5億円以上の支出というとこ ろの試算は担当としてはしております。
- 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。
- 〇13番(神武 綾議員) 市民全体で見ると5億円にもなるという金額を、一部の地域の方には 補助をしているという現状だと思います。これを一般市民に同じようにするというのは恐らく 困難なことだと思いますので、これはもう早急にやめてもらいたいと思います。

今、太宰府市民の皆さんの暮らしの状況なんですけれども、この扶助が続いてきているんですけれども、市民の皆さんの状況というのはやっぱり変化してきていると思います。生活保護率を見ますと、太宰府市、平成28年から平成29年にかけて、率でいいますと11.2%から11.5%の微増、そして子どもたちの就学援助の認定率については、小学校では平成28年度が16.8%から平成29年度が18.8%というふうに2%増加をしています。子どもの貧困については、今全国的に6人に1人が貧困の状態にあると言われていますけれども、太宰府については5人に1人に近づいていっているような状況も理解というふうにも読み取れるのではないかと思います。この数字について、市長がどのように見解を持っておられるのかをお伺いしたいと思います。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 生活保護の数字、また就学援助の数字につきまして、今改めて神武議員より ご指摘をいただきまして、確かに私自身、まず全国的には景気の拡大と言われている中で、本 市においてはこうした生活保護なり就学援助が増えてきているというこのトレンドにつきまし ては、私も危惧をするところであります。

そうした中、本市の非常に大きな課題としましては、そうした全国的な流れとはまた異なっ

て、財政的に近年と比べても厳しいところもございます中で、こうした福祉関連の予算がなかなか全体の皆様のニーズに応え切れていない可能性があるということは私も問題意識として感じております。そうした問題意識を持ちながら、今後の予算なり、さまざまな総合計画などを通じまして、歳出の見直しと歳入の増加、こうしたものを通じながら、市民の皆様の福祉の向上に努めていかなければならないと強く感じているところであります。

### 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。

**〇13番(神武 綾議員)** この年齢要件については、毎年1歳ずつ上げているというような努力 はされているというふうには理解していますが、それが一般市民の方に今後説明がつくのかと いうことをもう一度考えていただきたいというふうに思います。

もう一点、人権センターについてです。

この人権センターについては、南児童館、南隣保館、南体育館が含まれているわけですけれども、このことについては何度も一般質問、また代表質問で取り上げさせてもらっています。 平成23年度に質問しました、7年前になりますけれども、児童館の促進学級、それから自主活動の利用の実態について、設置目的、これはその地域住民の方に対し生活の改善及び向上を図って、その場所によって社会福祉の増進及び人権同和問題の速やかな解決に資することという目的に沿って事業を行っており、その目的をPRをして、多くの児童に利用してもらいたいというふうに考えているというふうに当時の教育部長が答えられました。一部地域の子たちだけではなくて、その周辺の子どもたちも利用できるようにしたいというふうにおっしゃっていたんですけれども、平成28年の決算委員会のときには、この広報がどのくらい進んでいるのかと尋ねたところ、一部の地域住民の方のみの利用となっているというふうに回答されました。5年たっても変わっていないという状況でありました。

南児童館についての職員配置、指導主事はお一人、地域活動指導員がお二人専属の職員として配置をされています。現在、どういう状況で子どもたちが利用されているのか、利用範囲についてお尋ねをしたいと思います。

### 〇議長(橋本 健議員) 教育部長。

○教育部長(緒方扶美) こちらの児童館の活動については、私のほうから現状を説明させていただきたいと思います。

例年大体平均20名前後の子どもたちが通っている状況で、活動内容としましては、放課後学習であったり、長期休業中のサマースクール、ウインタースクール等々の活動を行っているような状況です。

指導員が、先ほど神武議員も言われましたとおり、指導主事のほうが1名と地域活動指導員、こちらのほうは補助を受けた形での雇用という形で2名採用しております。

以上です。

### 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。

**〇13番(神武 綾議員)** そうではなくて、子どもたちの今の利用範囲についてお答えをお願い

したいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 教育部長。
- ○教育部長(緒方扶美) 現在は地域の子ども会参加者という形でこちらのほうに通っているような状況で、周りの子どもたちというか、市全体の子どもが今通っているということではございません。
- 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。
- **〇13番(神武 綾議員)** やはり一部地域の子どもたちのみが利用されているという状況だというふうなお話でした。

先ほども就学援助の話、数字なども述べましたけれども、子どもの今の生活環境の実態も変わってきています。ここだけの事業に本当におさめていいのか。職員を3名配置をして学習支援を行ったりとか、自主活動、子ども会活動をしていいのかというふうなことがあると思います。

近隣市を調べてみたんですけれども、児童館というのがあります。ここもそういう事業の中で建てられたものだったんですけれども、今は人権を大切にする子どもたちを育てる拠点となりまして、市内全体の子どもたちが広く利用できるような施設になって、またホームページでも紹介がされています。

太宰府市、この南児童館、南隣保館も含めて、市のホームページ上に施設として掲載されていないと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。私探したんですけれども、出てこなかったので。

- 〇議長(橋本 健議員) 教育部長。
- ○教育部長(緒方扶美) 南児童館については、人権センターの設置条例というところから、地域 住民の福祉に寄与するというところでの活動というところであります。今の状況からいきまし て、太宰府市内に全体的に子どもたちが通えるような児童館の建設というものが、活用とかで きればいいなという希望はもちろんありますけれども、やはり今現状的にそれがすぐ設置でき るかどうかというところは、お答えができる状況にはありませんので、市民活動の中でそれぞ れの子どもたちの居場所づくりというところも活用できないかということを考えております。

ご存じのとおり、今市民活動の中でいろいろ活動が広がっている中の一つとして、子ども食堂、現在市内で3カ所活動しておられます。そのほかに、大学との連携ということで、市内の筑紫女学園大学のほうが学生ボランティアの活動で学習支援だったり、子どもの居場所づくりという活動をされておられること、それとアンビシャス広場という形で地域の方々が地域の場所での活動をしていらっしゃること、そのほかに地域の自治会のほうでも放課後学習であったり、あとは夏休みとか、冬休みの間だけの期間ではあるけれども、学習室という形で子どもたちが自由に来て勉強できる時間を設置してくださっているところの活動が少しずつ増えているので、そういうところもいろいろ考えた上で、今後、子どもの居場所づくりというのを検討していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。
- ○13番(神武 綾議員) 子どもの居場所づくりは本当に大事なことで、市民レベルで広がっているところはあるんですけれども、さっき部長の話の中にもありました施設をつくることは難しいということはもう皆さん重々承知なわけですね。実際にある南児童館をどのように効果的に使っていくかということが、私は大事なんじゃないかなというふうに思っています。

今南児童館は同和事業の中で建てられた施設ですけれども、本来の児童館というのは児童福祉法に規定されている児童厚生施設の一つです。そして、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置される屋内施設というふうになっています。今太宰府市にはそういう施設がもちろんありません。先ほどいろいろ市内での活動のことをおっしゃいましたけれども、この福祉法にのっとった施設としての内容をきちっと網羅しているかというと、またそれも違う話だと思います。

私が言いたいのは、今ある南児童館をこういう児童館として、児童福祉法にのっとっている施設として変えていけないのかということを要望したいというふうに思っています。その点についてはいかがお考えになられますか。ソフトの部分は今市内でも広がっているんですけれども、やはり拠点となる施設が必要だと思うんですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 教育部長。
- ○教育部長(緒方扶美) 確かに児童館は子どもたちの施設であるというところを考えれば、市内全体の子どもたちが通えるような施設であるのも一つ考慮しなければいけないかなというふうに思いますが、現在の状況として、まず地域住民の福祉の向上に寄与するという目的があるところから、今後はそこを協議の上で進めていく必要があることは考えてはいますが、今の段階でそれがどういうふうに進んでいくかということはお約束できるかなというような状況であります。
- 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。
- ○13番(神武 綾議員) この人権センターの目的として、人権問題の速やかな解決に資することというふうにうたっているんですけれども、そういう施設に変わっていくということも1つあると思います。市長はこの近隣5市のことを恐らくよくご存じだと思います。人権センターは今3施設ですけれども、太宰府市には総合福祉センター、老人福祉センター、また男女共同参画推進センタールミナスという建物があります。老朽化も進んでいますので、これを一つにまとめる、今後、公共施設の再編計画なんかもありますので、その中でまとめていくということも考えられると思うんですけれども、そこでさまざまな人権を学ぶ、また交流拠点にするというようなことも含めて、お考えがあれば伺いたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(楠田大蔵)** ご指摘のような児童館も私も何度もかつて足を運んだこともございます。そ

うした中で、人権を学ぶそのセンター機能、そうしたものが重要であるということも私自身もかねて感じてきたところでありますし、また先ほどご指摘のように、子どもたちのよりどころとなるような場所をつくっていくことも重要でありますし、そして本市の一つの特性でありますけれども、こうした公共施設、さまざま分散化して老朽化をしているということもあります。そうした本市の課題を整理していく中で、将来的にさまざまな公共施設を統廃合していくということは方向性として持っておりますので、その中でこの南隣保館のあり方、人権センターのあり方なども、今後、検討をしてまいりたいと考えております。

## 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。

**〇13番(神武 綾議員)** この人権センター設置条例の中には、運営審議会のことが書いてあります。実際にこの運営審議会が今機能はしていないというふうに聞いているんですけれども、ぜひここで諮っていただいて、今後、人権センターとしてどのような活動が望ましいのかということを考えていただきたいというふうに思います。いろいろな意見を聞いていただきたいというふうに思います。

太宰府市の人権尊重のまちづくりの推進基本指針には、同和だけに限らず、女性、また子ども、高齢者、障がい者、外国人などを対象にしています。そういう意味では、センター自体もそういうふうに変わっていかなければならないというふうに思っています。

人権施策については、担当課も努力されて、毎年人権講座にも取り組まれてもおられます。 私も時間があるときには極力参加をするようにしているんですけれども、少し私の参加した感想を述べさせていただきたいと思うんですが、年に1回、6つの講座の中の1回が必ず同和関係の講座が入っていますけれども、昨年は「いのちを食べて、いのちは生きる」というテーマで「ある精肉店のはなし」の映画上映と監督の講演がありました。地区外の監督が、地区の仕事である屠場の歴史を知りたい、そしてそこで働く人の現状をフィルムに残したいと粘り強くその地域の方と交渉して、わかり合って撮影に至ったという経過をお話をされて、こちらから現状、歴史などを直接わかろうとすることの大事さと、またそこに住んである方の当事者もわかってもらいたいという思いがあるんだということを知りました。

今年は、「部落差別と向き合う私たち」という講演で、その地区に住む女性と地区外の男性 との結婚差別にまつわる当事者のお二人のお話でしたけれども、そのお二人もお話しされてい ましたけれども、さまざまな差別を知ることで人権が守られるというふうに語られたのが印象 的でした。地区に住まわれている方が、そこにとどまることなく、外に知ってもらいたいとい う思いを持ってあるんだということを改めて知った講座でした。

今、太宰府市内では先ほど部長もおっしゃいましたけれども、さまざまな活動が行われています。それは今、毎日の生活の中で子どもの状況に目を触れて、地域の方がボランティアでその場所づくりを進めています。子ども食堂も開かれていますけれども、市民レベルで親の孤立であったりとか、子どもの孤食など、気になる家庭を視野に入れて見守る場所をつくろうと活動されておられます。

そして、学校では、先生方、校長先生なんかに聞きますと、不登校の子どもたちが増えているということを懸念されています。学校に行きづらくても、友達とだったら外に出れる、学校ではないところには出れる、信頼できる大人のところだったら出かけられるという、引きこもらない環境づくりが今とても必要だと思います。

最初に述べましたけれども、児童館に職員の方がいらっしゃいます。地域活動指導員の方が 2人いらっしゃるということでしたけれども、やっぱりそういう人たちが全市を視野に活動し て、子どもたちを見守るというような施設に変えていただきたいということが私の要望です。 施設を建てるとかということではなくて、ソフトの部分、既存の施設の活用を大いに考えてい ただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いしたいんですけれども、子どもにとって、先ほど述べましたけれども、自由に集える場、また楽しめる場、そして信頼できる大人がいる場というのはたくさんあったほうがいいと思うんですね。どうしても孤立というかうちにこもってしまうという今状況にもあります。中学校卒業、義務教育が終わって、高校に上がってから命を絶つをというようなことも考えられますので、そういう意味では、子どもたちの将来のために場所づくりを本気で考えてほしいというふうに思っていますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 私も今積極的に小学校、中学校などに出向かせていただきまして、私のさまざまな失敗の経験なども包み隠さずお話をして、とにかく今神武議員ご指摘のように、子どもたちはさまざまな現代的な問題の中で、居づらさ、またさまざまな不安を抱えている、そういう状況は私もつぶさにさまざま見聞きをし、感じ取っているところであります。

そうした中で、そうした未来を担う子どもたちが、居場所を失って、みずから命を落とすようなことだけは本市としても確実になくしていきたいと、私自身がまずは先頭に立って、その思いを強く持った上で、その課題解決のために何をなすべきか、先ほどのご指摘のように、児童館のようなものを積極的に活用していくとか、子ども食堂をもっともっと我々のほうで補助をしていくとか、そうしたこともあるでしょうし、やはり子どもたちに直接、思い詰めない、さまざまな助けを求めてもらえるような環境づくりをしっかりと行っていく、そうしたことご指摘もいただきながら、さまざまな有識者の皆様などの、もちろん議員の皆様のお力もおかりしながら、そうした環境を整備していくために、私も先頭に立って頑張りたいという思いであります。

## 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。

**〇13番(神武 綾議員)** 市長が6月議会でおっしゃった一般市民全体の方の生活向上、また教育の確保というところは、本当に一部地域の方だけでなく、ひとしく行われるようにしていただきたいというふうに思います。このことを要望いたします。

3件目をお願いします。

○議長(橋本 健議員) 3件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長(石田宏二) 3件目の不用額についてご回答いたします。

まず、1項目めの不用額確定までの流れにつきましてご説明させていただきます。

各事業の予算は、市の単独事業及び国、県の補助事業がございますが、国、県の補助事業につきましては、あらかじめ国、県との協議によりまして事業の採択を受けておりまして、事業申請の承認が6月末ごろに通知されてくることから、それ以降に入札の実施等適正な事業の執行に努めておるところでございます。

そのため、事業の不用額の確定につきましては、補助申請どおりの事業が遂行できているかなど、国、県等との協議や完了検査に時間を要しますことから、おおむね年度末ごろの状況でございます。

また、単独事業につきましては、早期着工、早期完了を目指しまして事業の遂行に当たって おりますが、関係者協議等の状況次第によりましては、当初計画どおりの進捗に至らない場 合、事業完了が遅れることも生じている状況となってございます。

次に、2項目めの他事業への振りかえでございますが、議決をいただいておりますので、他 事業への転用を図る場合につきましては、不用額の予算額補正のまず議決をいただきまして、 新たな事業について議会の承認をいただく必要があるというふうに認識をいたしておるところ でございます。

このため、極力事業を繰り越しせずに、年度内に予算執行を完了するためには、早くても9 月議会に補正予算として計上する必要があることから、7月下旬までには事業を完了し、不用 額を確定することが求められます。事業によっては業者選定などに時間を要することもありま すので、他事業への振りかえが多分できないのではないかというような感触を持っておりま す。

予算編成に当たっては、真に必要な経費を計上するよう精査を行い、努めてまいりますとと もに、事業に当たっては早期着工、早期完了を目指しまして、限られた予算を有効に活用して いく所存でございます。

以上でございます。

# 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。

○13番(神武 綾議員) 壇上で申し上げた執行割合が91%で不用額が17億円というような数字をお話しさせてもらったんですけれども、教育費を見てみますと、この教育費の執行率というのは85%で一番低くなっています。その中の学校管理費の不用額を見てみますと、小・中学校の場合、小・中学校の合計で平成29年度の決算で1億円、その前の年でも平成28年度1億円の不用額が出ています。この数字を見たときに、この不用額が次の年に繰り越すなどのことになると思うんですけれども、その年に組まれた教育予算をその年度内に使えないのか、振りかえることができないのかということが疑問に思ったところです。

この12月議会に、施設整備費としての中で校舎等の改造計画、これは執行残ということで

1,150万円を小学校の施設工事の請負費のほうに振りかえているという提案がされているんですけれども、これについては、先ほど部長の説明がありました事業の進捗によってこういうなことができたというふうなことになるんでしょうか、その経緯についてお話をいただきたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 今回の補正予算でそういった財源の振り分けをしたというような形で、 そういったことは先ほども答弁申しましたように議会に提案してやればできないことはないと いうことではございますけれども、その時間的な要因がかかるものとかからないものというふ うにも、その判断基準によってはできるものとできないものがあるというふうに認識をいたし ているところでございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。
- ○13番(神武 綾議員) 今のご説明の中で、時期的なものでというようなお話がありましたけれども、やはりそれが前提となっているということになるんでしょうか。教育現場でいきますと、いろいろな要望が多いところではあります。建物の整備補修であったりとか、あと教員採用についてもなかなか集まらないというような状況もある中で、その年度内に振りかえができなくても、次の年に何で採用できなかったのかとか、施設についても少し予算を増やしていこうかというようなお話が活発にされているのかということをお伺いしたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 申し上げておりますように、年度内での事業の振り分けは難しいということでございますけれども、不用額につきましては例年決算剰余金として翌年度に、例えば先ほどありましたように老朽化した公共施設の再編整備のための基金であります公共施設の整備基金、このようなものに積み立てる財源として活用を行っているということで、次の年度の財源として活用していくというようなところで今までも運用といいますか、活用してきたというような状況でございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員。
- ○13番(神武 綾議員) 市民の方から、太宰府はお金がないからというように諦めの声があるんですよね。そういう点からいって、年度当初に組まれた予算が残るということであれば、もう少し予算を立てるときに事業を増やしておくとか、というようなことも考えられるのではないかというふうに思っているんですけれども、市民の皆さんの納めた税金が有効かつ、そして生活に還元されていくというところで要望したいと思います。不用額については、決算のときに質問をしたところなんですけれども、もう少し私も勉強をして、予算組みについてはまた意見させていただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(橋本 健議員) 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで11時05分まで休憩をいたします。

## 休憩 午前10時56分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 再開 午前11時05分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

**〇17番(村山弘行議員)** ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、佐野東地区区画整理事業の進捗についてお伺いをいたします。

まず、これまでの経過といいますか、流れにつきまして確認をしておきたいと思います。

昭和63年11月、当時の太宰府市長、伊藤善佐氏とJR九州社長との間において交換をされま した新駅建設の覚書があることはご承知のとおりと思います。この新駅は、現在の都府楼南駅 と水城駅との間に建設をするということも当事者間では確認をされておるところであります。

佐藤元市長の時代になりますが、当時の議会答弁では、平成17年秋に開館をいたす九州国立 博物館の開館に合わせてJR太宰府駅の建設を進めていく、また駅の位置については現在の都 府楼南駅と水城駅の間に計画するとの答弁がなされております。

しかしながら、その後、平成15年7月に襲った集中豪雨が本市に甚大な被害をもたらしたことにより、当面はその復旧作業に全力を傾注するため、JR太宰府駅の建設は凍結を余儀なくされることになりました。

その後、平成21年、井上元市長の所信表明及び議会答弁において、JR太宰府駅建設については面整備の中で行う、その手法については民間手法で行うと明らかにされました。井上元市長は、一方では総合体育館の建設にも意欲を示されておられました。総合体育館建設予定地も佐野東地区の区画整理予定地内であることから、この地域を教育・スポーツゾーンと位置づけることも表明をされました。また、市の附属機関として設置された太宰府市佐野東地区まちづくり構想検討委員会の場においても、佐野東地区の区画整理構想として3案を示し、そのうちの2案にほぼ絞られてきている状況にありました。

それから以降につきましても、この検討委員会は数年前まで開催をされてきた事実もあり、 一方で昨年3月、市においても、佐野東地区まちづくり調査報告書も提出をされている状況に あります。

以上が今日までの大まかな流れであると承知をしております。

佐藤元市長以降、市長が3名交代されたことは承知をしておりますが、この佐野東地区の区 画整理事業は市の方針であり、第四次、第五次総合計画の中でも明らかになっております。市 長が交代されても、行政の一貫性という観点からも継承され、進められるべきものでありま す。

楠田市長は、本年6月の施政方針の中で、計画的なまちづくり推進も検討してまいりますと述べられております。また、都市計画マスタープランにおいて、商業、業務の核として位置づ

けられております西鉄五条駅及び西鉄二日市駅周辺地区の市街地整備や佐野東地区の整備等の 検討を行うとともに、本市域の都市構造の検証を行い、都市再生特別措置法に基づく立地適正 化計画などを予定をしますと述べられておられます。佐野東地区のまちづくりに関しまして は、先ほど冒頭述べた経緯からして、私の認識と随分温度差があるように思います。

そこで、3点について質問をいたします。

1項目めは、楠田市長は就任以来今日まで、この佐野東地区の区画整理事業についてどのように取り組んでこられたのか。先ほど申しましたように、これまでの経過の認識を含め、お伺いをいたすものであります。

2項目めとして、区域の地権者との協議経過など、これまでの経緯を明らかにされるととも に、具体的に、今後、対象地域を分割して施工していくのか、分割とすれば、その区域境はど こになるのかなどについてもお伺いをいたします。

3項目めは、1項目め、2項目めを踏まえた上で、今後の事業計画などがあれば、その計画を明らかにしていただきたいと思います。

以下、再質問につきましては質問席で行います。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

**〇市長(楠田大蔵)** 1項目めの新市長になって以降、今日までどのように取り組まれたかについて、まず回答いたします。

佐野東地区まちづくりにつきましては、先ほど議員もご指摘のように、昭和63年にJR九州との覚書締結以降、議会における特別委員会の設置や地元関係者で構成された懇話会における協議、佐野東地区まちづくり構想の策定、平成28年度に実施した佐野東地区まちづくり調査等の経過、計画などを、私が本年1月、市長就任以降、担当部長より随時説明を受けてきた状況であります。

佐野東地区の区画整理事業につきましては、民間手法などさまざまな手法を含め、今後検討 を進めてまいりたいと考えております。

2項目め以降につきましては、担当部長から回答させます。

## 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。

**〇都市整備部長(井浦真須己)** まず、2項目めの今日までの経過を明らかにされるとともに、今後の具体的取り組みについて、私からご回答申し上げます。

佐野東地区のまちづくりは、市長がお答えしましたように、民間手法を基本とする面的整備の中で進めていくものと考えております。その中で、市も民間と連携して進めていかなければならないとの考えのもと、平成28年度に佐野東地区まちづくり調査を実施し、想定される区画整理の施工範囲、事業費の算定等をより具体的にお示しをさせていただきました。

平成29年度には、まちづくりへの意識の醸成を図るため、地元地権者からの依頼に応じまして、出前講座等も開催をさせていただいたところでございます。

また、第2次都市計画マスタープランでも述べていましたJR鹿児島本線との本市の交通結

節点が J R 新駅という考え方を整理し、道路網や公共交通網の検証を視野に入れまして、現在、総合交通計画及び地域公共交通網形成計画策定の手続を進めておるところでございます。 次に、3項目めの事業計画なりがあれば、明らかにされたいについてご回答を申し上げます。

具体的な事業計画というわけではございませんが、現在、平成31年度に策定を予定しております立地適正化計画や総合交通計画、地域公共交通網形成計画を策定する中で検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

### 〇議長(橋本 健議員) 17番村山弘行議員。

○17番(村山弘行議員) 市長の回答の中では、民間手法などさまざまな手法を含めて今後検討をされていくという回答で、今部長の回答は、民間手法を基本とするということでありますが、議会答弁というのは、市長がかわられても答弁の中身というか、位置づけというのは変わらないというふうに認識を私はしておる。個人的な回答ではないというふうに思いますが、市を代表して、市の方針として回答されているという意味では、先ほど冒頭述べましたように、これまでの経過からして、佐藤市長時代には平成17年の国立博物館の開業に合わせて駅を開業するということだったです。ところが、それは予期もせぬ甚大な被害を負った大水害のためにというふうな経過がありますね。もしその災害がなければという、もしの話をしてもしょうがないと思うけれども、平成17年にはJR太宰府駅は開業する予定であった。ところが、井上市長になったら、面整備で民間手法でやりますということでありますが、民間手法も含めてということであるならば、民間手法以外にも楠田市長としては検討するということなのか、民間手法で行うという方針になっていた前々の市長の方針と民間手法を含めて検討するということになれば、民間手法以外も検討の対象になるのか、そこをまずお聞きしたいと思いますが。

#### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) ご指摘をいただきました点でありますけれども、これまでの経過は私なりに事務方から説明を受け、私なりにそうしたことに対して思いをいたし、そして今後についてこれからさらに検討を進めてまいりたいと考えておりますが、ご指摘ありましたけれども、やはりこれまでの積み重ねはもちろんありますけれども、しかし私が市長に就任をさせていただいて、今の財政状況なども見、そして優先順位などもこれから私なりに検討をさらに進めていく中で、この佐野東地区をまずはどのような優先順位で取り組んでいくかということについては、率直に申して、今の時点では私は結論を下してはおりません。

そうした中で、この民間手法になるのかどうか、こうしたことも含めて、私の今の思いといたしましては、個人的な思いというよりも、やはり市長としての思いとして、もちろん個人的な思いも全て市長の思いになりますので、私としては市長としてこの民間手法というものもこれまでの経過の中で一つのとり得る手法だとはもちろん考えておりますけれども、そのほかの方法も含めて、私は今の時点では予断を持ってはお答えをすることができないところでありま

す。

- 〇議長(橋本 健議員) 17番村山弘行議員。
- ○17番(村山弘行議員) 附属機関で一定の案が示されておりますね。先ほど述べましたように 1案、2案、3案と、でも大体2番目の案でいこうということでたしか出されていたというふ うに思いますが。

市長にもう一度お尋ねしますが、平成15年のときに駅の構想図、あるいは駅前広場、それから取りつけ道路の位置なども図面で提示をされておる部分がかつてありました。それは、井上市長時代になって、面整備ということで、白紙にまではならないと思いますけれども、面整備する以前の構想図が出ていたと思います、駅と駅前広場と取りつけ道路は。ただ、駅の位置については、これJRの考えとも合致をして、現在の都府楼南と水城駅のあい中に建てるという、今診療所があるところに建設するという場所については変わっていないと思いますが、それらの平成15年当時の構想図というものは、市長は担当部長なりから見られたことはありますか。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(楠田大蔵) 先ほどご指摘のありましたような平成15年時点での駅の構想図などは、率直に申して今の私の記憶ではそこまで鮮明なものがございません。これまで概括的に説明は随時受けてまいりましたけれども、そこまでの当時のそのときごとの具体的なものに対しては、今の時点で全て今のご指摘を私の頭に浮かべることはできないところであります。
- 〇議長(橋本 健議員) 17番村山弘行議員。
- ○17番(村山弘行議員) 先ほど部長のほうから回答をいただきました私どもにも示された調査報告書の中で、記憶の中ではあのエリアを4エリアぐらいに分けてやっていこうということで示されたというふうに思います、私どもの議会の中にも。それ以降、先ほど回答がありましたように、地元の要請があって、出前講座などにも行っておられるやに回答があったんですけれども、それ以降今日まで、具体的な行動は何かあっているんでしょうか。
- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(井浦真須己) 平成29年度におきまして、私ども地元との協議等々については具体的には動きはあっておりません。あと内部で、平成29年度につきましては、先進地視察ということで糸島市と新宮町に現地視察といいますか、組合施工の区画整理でございましたけれども、それの視察を事務局として行かせていただいているという状況ではございます。以上でございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 17番村山弘行議員。
- ○17番(村山弘行議員) これは市長にも認識を、先ほど冒頭申し上げて、随分私と温度差があるという感じがしましたんですけれども、今年度施政方針演説の中でも、佐野東地区の区画整理事業も五条駅のまちづくり、商業施設やら業務の核として五条駅周辺、あるいは二日市駅周辺の市街化構想問題もこの施政方針の中で述べられておるんですが、佐野東地区の区画整理と

いうものについては、本来平成15年の水害で凍結をされて以降、井上市長時代になって区画整理をやる、佐藤市長時代に大型プロジェクト、当面復旧作業に全力を投入するということで、凍結となって、凍結がとれて、私はJR駅かなと思うとったら、井上元市長が体育館という構想を打ち出されて、その際に面整備の中で、しかもあそこは文化・スポーツゾーンに位置づけられて、交通量体系調査もたしか市で行ったと思います、渋滞問題も含めて、地権者の人たちとも話し合いもされていると思うんですね。具体的に進んできている、今まで。市の附属機関の答申も出されておる。

今回、昨年の方針の中で出された4分割という案ですね、その中からまず着手をしていこうじゃないかという方向だけれども、それはどうして五条駅の商業や業務の核として、あるいは二日市駅の市街化整備区域と同列で扱われるのかと、私はそこがわからないんです。つまりもう片方は進んで、少し先走りと言ったら言い方はおかしいけれども、体育館はつくって、その体育館は文化・スポーツゾーンですよと、区画整理の中の、ところが五条駅や、あるいは二日市駅は具体的にどういうものをさせるのであろうかというのがまだわからない。そこと同じレベルにされるというのは、今市長の話で、個人的にというか、市長としてというか、財政部分だとか、今後のまちづくりということでいくと、例えば楠田市長が五条なり二日市駅周辺の区画問題をやっていって、たられば言っても始まらんと思うけれども、市長がかわる、また白紙に戻る、そんなことでは行政の一貫性はないと思う。しかも、この区画整理というのは、先ほど述べましたように、市の方針なんですね。市の方針が、市長がかわったからといってころころ変わるようでは、市民はどこを見て生活をしていくのかというふうになりはしないかと思うから、これはこれで進めていって、その後、例えば二日市駅周辺の問題だとか五条駅の問題というのはあわせて検討していくべきだというふうに思いますが、市長の見解は。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 議員のご指摘も私自身強く胸に刻みたいと思いますけれども、しかし例えば 五条駅の問題、私も施政方針なり、その答弁で申したときに、決してこの五条駅なり、西鉄二 日市駅の具体的な整備なり再開発をこの佐野東地区より先に行うとか、同じ土俵にのせて行う とか、そういうことも私としては申していないつもりであります。今回の予算組みなどもいろ いろ考えておりますし、昨年初めて私自身もみずからで提出をした予算もありますけれども、 この時点で五条なり西鉄二日市なり佐野東地区についての具体的な予算というものはついてい ないと私は認識をしております。

そうした中で、例えば五条駅についてでありますけれども、私どもの予想を超えて、今回マミーズが撤退をするという事態に至りました。私もこのマミーズが撤退することはできれば避けたかったわけでありますけれども、経営者自体が交代をするという事態の中で、いたし方ない事態でもあります。そうした中で、五条へのさまざまな影響が先んじてまた出てきている。

そうした中でどのような対応をするかというのは当然これから私自身求められてくるだろう と、つまりは優先順位が私の考えだけでもない、さまざまな経済状況なり、状態の変化の中で 優先順位が変わり得ることは私はあり得ると思っております。決して私自身も市長に就任をして、私が市長になった時点で、全てのこれまでの市の取り組みを白紙に戻すとか、全てゼロからスタートするということを申したつもりはありませんし、そうしたことを言ってきたことはございませんが、しかし私自身が市長として新たに選ばれたからには、これまで取り組んできたものをそのまま進めていくのか、それとももう一度立ちどまって見直していくのか、そして今まで訴えていなかったことも私が市民とのお約束の中で取り組むべきことを新たに進めるべきなのか、優先順位をどのようにその中で決めていくのか、そうしたことにつきましては、やはり私は新たに市民の負託を得て市長とならせていただいたからには、その優先順位なり、予算のつけ方なり、そうしたものにつきましては、もう一度私が責任を持って皆様に提案をしていくことは当然のことだろうと考えております。

### 〇議長(橋本 健議員) 17番村山弘行議員。

○17番(村山弘行議員) 行政は生き物ですから、いろいろなイレギュラーが発生することは理解をしております。対処しなければならないことと計画を進めていくということは、これは当然加味しながら方針として進めていく部分と、今言ったマミーズのみんなで対処しなければならない部分は、それは当然あわせ対応していかなきゃいけないというふうに私は思うんですね。

だから、もちろん平成17年の国立博物館の開業に合わせて駅も開設をしていくという方針は あったけれども、災害という予期せぬ事態があって、その復旧に最大限の財政的な投入なども していかざるを得ないというのは十分理解をしますから、平成17年の国立博物館に合わせた駅 の建設については当面凍結をするというのは、人命復旧だとか、災害復旧が優先するというの は当然理解をできます。

同じように、そこまで大きい甚大な問題でないにしても、マミーズの撤収という予定をしていなかったことが発生したのは、これはやむを得ん経営者の事業の経営の状態ですから、それはそうかもしれないけれども、例えば総合計画だとか、まちづくりのマスタープランなどというものを進めていっているときにそういうイレギュラーが起きたは、じゃあ全てをやめてしまうかとはならないと私は思うんですね、それはそれで対処していかなきゃいけない。

同じように、佐野東地区区画整理事業についても基本的には進めていくし、市の方針として あるのであれば、それはそれで進めていきながら、イレギュラーに対しては対処していくとい うことが私は行政の仕事だろうというふうに思うんです。

平成29年度、昨年3月に出された佐野東まちづくりの報告書についても、これは部長ご存じと思うけれども、地元の地権者の人たちはもともと、もっと言うならば、佐野地区の区画整理が終われば行政は佐野東をやると、これはもう言ってきたわけですね、佐野が終われば佐野東と。だから、地元の人も佐野が終わるから、そろそろ佐野東だなあというふうに思っていたので、いまだに部長たちが行かれたら必ず市はどこまでしてくれるかと、こう言うでしょ。もともとあなたたちがすると言っていたことを、今度は民間手法と言うなら、民間手法でいくなら

ば、じゃあ行政はどこまでしてくれますかと、こう必ず問われていると思う。今まで、僕らも 言われていました。市役所がどれだけしてくれるかによって、それは当然部長ご存じのよう に、行政がどれだけするかによって減歩率に関連するから。だから、出前講座も呼ばれたら行 くという、私何年も言っているように、こちら側から、例えば昨年のまちづくりの報告書をも って説明されたと思うんだけれども、それ以降、今のところ計画がないと。しかも、その計画 は、今後の交通体系だとか、あるいはまちづくりだとかというものと同じレベルで佐野東の、 先ほど出ましたまちづくりの調査を踏まえてやっていくということになると、もう地権者の人 たちは佐野東地区についてはやらないんじゃないかと、なればあそこの土地を、非常に有効的 な土地だから、例えばあそこに病院がありますね、あそこも数年前に拡張されました、拡張さ れたときに、地権者の方に拡張したいがと病院が言ってきたときに、ここは区画整理の予定の 地域だから、私は売りませんと、市がそういう構想があるからということで売らなかった人が おって、病院としては違うところに地権者に相談をして、今の拡張になったんですね。つまり 区画整理をすると予定されているだろうということで売らなかった人たちが、こういう五条だ とか二日市の東と同じレベルかいと、ここまで来ているのに、そしてまちづくりの調査の中で 4分割をやっていってということになると、地権者の人はもう区画整理は遠のいたとなれば売 られる。農転をして例えばマンションを建てたりと、そしてあそこが虫食い状態になってくる と、もう佐野東地区のまちづくりというのは頓挫してしまう。

そういうふうにならないためにも、私は出前講座の要請があるないにかかわらず、まちづくり調査をもっと丁寧にしていったり、あるいは先ほど回答では計画の予定はないと言われるけれども、例えば平成31年度までには4案の中の1案の具体的な構想を持つとか、平成35年にはこうするとか、平成37年にはどうとか、平成40年には区画整理を終わらさせるとか、そういう長期的な構想などは全く議論はされていないのかどうなのか。

#### 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。

○都市整備部長(井浦真須己) 先ほど私の回答の中で、1つは立地適正化計画の策定を平成29年度からさせていただいておりまして、今議員がお話しになった、例えば病院を建てる、ビルを建てるとかというときに、あの周辺が建物がなかなか建てるのを制限されているという状況もありますので、そういう地区計画の見直し等々もする必要がございますので、そういうところをするためには、まずは立地適正化計画を市全体の都市計画のもう少し詳細の、こういう地域にはこういう建物が建てれますよとか、駅とかも都市施設の集積化とかということで、駅周辺に商業とか文化とか行政機関とかを集中させて、あと住居の誘導をしたりして、コンパクトシティ・プラス・ネットワークということの考え方を今国のほうが進めておりますので、例えば駅周辺に商業施設とか、福祉施設を集中させて、そこからどういうふうにネットワーク、交通計画を立てていくかという計画もあわせてやりながら、まずそこが基本になって、区画整理や地区計画の変更ということが、可能になると言ったらあれですけれども、できやすくなる。国としては、そういう都市計画の手続のためにはこの立地適正化計画をつくりなさいという方針

でありますので、私どもとしては、ちょうど合わせて、今までの佐野東のまちづくりの流れは 私も重々承知をしているところでございますけれども、まずはこの立地適正化計画を平成31年 度までにつくって、その中で市長、副市長等とも話しながら、この佐野東地区のまちづくりを どういうふうにするか、またあわせまして都市計画マスタープランの中ではこの佐野東地区に つきましてはJRの新駅といいますか、交通結節点というところもうたわさせていただいてい ますので、それも含めて今後、私どもとしては計画を、今具体的にとおっしゃいましたけれど も、どういうふうにするんかということを協議をさせていただきながら、まずは立地適正化計 画、それと総合交通計画とを策定していくということを今考えているところでございます。 以上でございます。

## 〇議長(橋本 健議員) 17番村山弘行議員。

○17番(村山弘行議員) 立地適正化計画が平成31年度までに出していくという話ですが、一言で言うならば遅い、この話はもう10年も前には出ている話ですから。しかも、あそこは調整区域でしょ。その辺の話も既に区画整理の段階の話のときには出ているはずです。

例えば、これはまた公式の話でも何でもないんだけれども、高層の、今20mですかね、高さ制限も、これを用途地域の変更のときには再検討もしていこうじゃないかという話も出てきているわけですから、平成31年度の立地計画が出てから、それからまた地権者の人たちにどうだこうだしよったら、もうこの区画整理というのは私はできないんじゃないかという心配をしているんです。

これは、市長、私は平成3年に市会議員になりまして、4年後の平成7年にこの覚書がある ことを知りました、それまで4年間は知らなかった。それから、こういう覚書があるならとい うことで、平成7年ぐらいからこの駅のことについて話をしてきて、井上元市長になって、区 画整理、面整備の中でという話になってきたので、もうそういうずうっと積み重ねが来ていま して、そして駅の構想も出され、駅前も駅前広場も出され、駅の構想図面も出して、駅の取り つけ道路も出されて、区画整理でいけば約1,000世帯、トータルでいけば3,000人程度の人口増 も見込まれるというようなところまで来ていたので、これでずっと進んでいくものというふう に思っていたんだけれども、いろいろ水害だとか、体育館問題だとか、それ以降、市長が2 人、3人とかわってきて、そのために少しずつ少しずつ変わってきておると。ところが、地権 者はみんな同じ人なんですね。市の方針は民間手法で区画整理をやっていくということで、地 権者の人はずっとそういう認識だったのが、市長がかわる、もう中にはこの区画整理事業に全 然後ろ向きの市長もおられました。そうすると、行政がやろうとしている事業だとか構想が、 市民から信用されなくなるのじゃないかと。例えば今市長が言われておる五条だとか西鉄二日 市の問題も、こういうふうに言よるけれども、わけわからんと、市長がかわればまたかわるば いと。そういうことであってはならないという意味で、私は行政の一貫性は保ってもらいたい し、それは行政の一貫は今市長は守ると言いながらも、優先順位等々については当時の財政事 情だとかいろいろなものを鑑みてやっていこうというのはわからんではないけれども、わから んではないけれども、もうほぼ走り出そうとしている人と、スパイクシューズも履いて、ランニングも着て、鉢巻きもして、スタートしようとする人と、競技場に今着いた人が一緒なんていう話にはならないと思う。だから、今着いた人が着がえるまで待ちましょうと、そういう話に私はならないと思います。

したがって、この区画整理については、平成29年度に出された調査報告書をもとに、積極的に市が地権者の人たちと話し合いをして、私は願わくば地元の人たちと、また勉強会でも構わないけれども、佐野東のまちづくりについては協議をしたり、意見を交え合わせたりしながら、よりいいまちづくりをしていくように、私は市長も地元に説明に行ったり、思いを述べに行ったり、あるいは意見を聞きに行ったり、そういうことをすべきと思いますが、そういう考えはどうでしょう、市長。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

**〇市長(楠田大蔵)** ご指摘ありがとうございます。

いずれにしましても、既に私も市長と語る会もスタートをしておりますし、常々就任後、市 民の皆様にできる限り接点を持ち、ご意見を聞き、皆様の思いがどこにあるのかと、市民の皆 様の全体の思いがどこにあるのか、個別の思いがどこにあるのか、そういうことに耳を澄ませ てきたつもりであります。

そうした中で、議員ご指摘のように、この佐野東地区の事業について、思いがあられる議員なり、地権者なり、そうしたこれまで進めてきた方がおられることも私は重く受けとめたいと思います。その上で、やはり行政の継続性、一貫性と、一方で新たに私自身負託を受けた市民からの期待というもの、そのまさに交わる点がどこであるのかということに熟慮に熟慮を重ねて、今後の進め方を決めてまいりたいと考えております。

# O議長(橋本 健議員) 17番村山弘行議員。

○17番(村山弘行議員) この事業に一生懸命汗かいてきてくれた人、地権者の人たちも土地を 提供してでもこのまちづくりのためにならば協力をしようという思いで来られた人たちもおら れます。それが水泡に帰するようなことのないようには、市が今まで打ち出してきた方針を基 本的には踏襲し、よりよいまちづくりのために、市長も、優先順位はあるかもしれないけれど も、これまで十数年、20年近くこの駅の問題、区画整理の問題で取り組んできた人たちが報わ れるようなまちづくりのために、そして財政歳入が増えるように、あるいは観光客がもっと宿 泊できるような宿泊設備なども踏まえて、そして前提には行政の一貫性というものを踏まえ て、今後、佐野東地区まちづくりについてはぜひとも担当部長を先頭に私は進めていただきた いということを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長(橋本 健議員) 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

以上です。

休憩 午前11時44分

## 再開 午後1時00分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔4番 徳永洋介議員 登壇〕

**〇4番(徳永洋介議員)** ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って 3件質問させていただきます。

1件目は、耐震化水道管の現状と計画についてです。

厚生労働省の水道施設の耐震化の推進では、日本の水道普及率は97%を超え、市民生活や社会経済に不可欠なライフラインとなっています。そのため、地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水確保、さらに被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保が必要とされています。

厚生労働省では、地震に強い水道を目指し、これまで以上に水道施設の耐震化の取り組みを 行っていく必要があると考えており、水道利用の方々の理解の向上を図りつつ、水道施設、管 路の耐震化の促進に向けた水道事業の取り組みを推進するため、各水道関係団体と連携して、 水道施設・管路耐震性改善運動を展開し、平成24年度には水道耐震化推進プロジェクトを設立 し、従来の運動をさらに発展させ、水道施設耐震化に関する広報活動を行ってきましたと記載 されています。

そこで、近隣都市と比べ、耐震化水道管事業の進行状況について伺います。

また、本市の水道管の現状、耐震化水道管事業の予算について伺います。

あわせて、水道法の一部を改正する法律案の概要では、1、関係者の責務の明確化、2、広域連携の推進、3、適切な資産管理の推進、4、官民連携の推進、5、指定給水装置工事事業者制度の改善が示されています。水道事業が抱えるさまざまな課題として、1、人口減少社会の到来、2、管路等の老朽化の進行・更新の遅れ、3、自然災害による水道被害の多発、4、水道事業に携わる職員数減少が示されています。本市においても同じ課題があるのでしょうか。これからの水道事業は大丈夫なのでしょうか。

そこで、本市における水道事業の今後の方向性について伺います。

2件目は、高齢者運転免許自主返納についてです。

福岡県のホームページでは、高齢者運転による事故が年々増加しており、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大事故も発生していることから、事業者による高齢者の運転免許自主返納支援の取り組みや、自治体による高齢者の運転免許自主返納支援の取り組みが紹介されています。

幾つかの例を挙げますと、大牟田市ではタクシー利用券、ICカード乗車券の無料交付、春日市ではICカード乗車券の無料交付、那珂川市ではICカードまたはタクシーチケットの交付などです。福岡県内で30の自治体が運転免許自主返納支援の取り組みを行っています。

そこで、本市の高齢者運転免許自主返納に対する支援事業について伺います。

3件目は、会計年度任用職員についてです。

平成29年5月17日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同年8月22日、総務省は改正法にかかわる運用上の留意事項等を会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルとして定め、地方公共団体に対して必要な準備等を進めるよう通知がなされています。

現在、臨時・非常勤制度の内容は、地方公共団体によってさまざまだと思います。そういった現状の中、平成32年4月の改正法施行までに、全ての地方公共団体においては制度の見直し、システムの改修から条例、法規の整理などの準備を進めていかなければならないと言われています。

そこで、1、総務省会計年度任用職員制度導入の趣旨について。

- 2、会計年度任用職員の労働条件について。
- 3、市民サービス向上を目指した本市の会計年度任用職員採用における自治体職員採用の課題と方向性について。

以上、3項目伺います。

再質問は、議員発言席にて行います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(楠田大蔵) 太宰府市の水道事業は、昭和38年に創設して以来50年以上が経過をしており、施設の老朽化の進行等の課題を抱えていることは、私も把握をしているところであります。

その施設の更新を効率的に進めていくために、現在、中・長期の水道施設の更新計画の策定 について検討している状況でございます。

あわせて、今回の水道法の改正はもちろんでありますが、さまざまな社会情勢の変化も敏感に捉えながら、将来にわたり安全でおいしい水を安定して市民の皆様に供給できるよう、今後も水道事業の経営基盤強化に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- **〇都市整備部長(井浦真須己)** 詳細につきましては、私からご回答申し上げます。

1件目の耐震化水道管の現状と計画についての1項目め、近隣市と比較した耐震化の進行状況についてでございますが、本市は平成29年度末で管路総延長約334km、うち耐震管路延長約32kmで、耐震化率は9.7%となっております。平成28年度と比較しますと、延長で3.1km、割合で0.9%の伸びとなっております。

近隣の状況といたしましては、春日那珂川水道企業団の耐震化率は10.6%、筑紫野市は14.5%と聞いております。

次に、2項目めの水道管の老朽化についてでございますが、配水管の耐用年数は地方公営企

業法施行規則の中で40年と定められております。本市の管路総延長約334kmの中で、40年を経過しております管路の延長は約29kmで約8.7%となっておりますが、管路の重要性等を考慮した実態に合わせた管路の更新を行っている現状でございます。

3項目めの耐震化水道事業の予算についてでございますが、本市は平成17年度から耐震管を 布設しており、水道事業会計予算書の事項別明細、資本的支出、建設改良費の項に配水管新設 工事と配水管布設がえ工事として計上いたしております。平成30年度当初予算では、新設工事 が約1億9,200万円、布設がえ工事が約1億5,700万円となっております。

4項目めでございますが、水道事業が抱えるさまざまな課題につきましては、議員ご指摘の とおり、本市においても同様に課題があると認識いたしております。人口は2025年をピークに 減少に転じると予想されており、また水道事業に携わる職員の技術の継承は、他市同様に大き な課題となっております。

今回、水道法の一部を改正する法律が成立いたしましたが、施行に伴い、指定給水装置工事 事業者制度の改善等により、生じる事業内容の変更等は速やかに実施し、官民連携、広域連携 の本市の水道行政の根幹的な課題につきましては、調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- **〇4番(徳永洋介議員)** この耐震化工事ですね、水道管を耐震化するという必要性というか、もし大規模災害になったときの今までの水道管と耐震化の水道管の差というのは立証されているのかどうか、お願いします。
- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(井浦真須己) 今の私どもが耐震化を進めている管につきましては、耐震継ぎ手と言いまして、いわゆる管と管をつなぐところの、今まではねじどめとかボルト締めをしていましたけれども、そこの継ぎ手を離脱防止機能つきということで、お互い重ねるような感じでより継ぎ手を強化するという形で、それが材質としてもダクタイル鋳鉄管と言いまして、よく見られるかと思います、でこぼこになったような、少しかたいということよりも、少し振動に耐えられるような、そういう管を今埋設をさせていただいているところでございます。これにつきましても、やはり厚生労働省等々の補助事業等を使わせていただいていますので、そういう耐震化基準に合ったものを私どもも採用して、今布設がえ工事をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) 今普及率が太宰府市は9.7%で、これは全部直すと100%としての9.7% やないですか。耐震化の水道管がずっと永久にもつわけやないんで、この辺の考え方ですね、 どこを目指す。100%は目指さないかんのやけれども、いつまでたっても100%にはならない と、大体年間で総予算、早急にと言ってもなかなか難しいんで、その辺の妥当な考え方とし

て、今現在行っているのは、水道管の何kmぐらいが年間にできるんだと、今の太宰府市の実態 として、わかりやすく考え方ができますかね。

- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(井浦真須己) 年度によっても差はあると思いますけれども、先ほど回答させていただいた中で、平成28年度と平成29年度の延びが3.1kmですから、予算的にもほぼ今年度、平成30年度より少ないかと思いますけれども、ただ毎年3kmでやっても、334kmあるわけですから、そういう意味では、今徳永議員がおっしゃったように何年かかるかわからないというところはありますが、ただ私どもの考えとしては、まず実情に合わせてといいますか、やはり重要な、例えば2次避難所があるところとか、あと公共施設があるところなど、そういう状況を見ながら布設がえの順番といいますか、順序を決めながら、今実施をさせていただいているところでございます。

ただ、今回、管路の耐震化ということで質問いただいていますけれども、先ほど市長の答弁にもございましたように、太宰府市の水道、安全・安心な水をお届けするための施設につきましても、老朽化が進んでいることから、そういう浄水場、それとか配水池、それと管路というところ全体を見ながら今後計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- **〇4番(徳永洋介議員)** やっぱり国のほうも地震に強い水道管というか、そういったのも出していますし、耐震化工事に対して国の補助金みたいなものはあるんですか。
- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- **〇都市整備部長(井浦真須己)** 実は耐震化についての補助というのはございませんので、今単独 事業でさせていただいている状況がございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) 自分が今年12月で61歳になって、昭和32年の生まれなんですけれども、その昭和32年に水道法ができているようで、第1条に法律の目的、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とすると、目的、責務として国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源であることに鑑み、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない、責務と、国民もこれに協力しなければならないと。この法律をもとに、太宰府市においても、僕が最初住み出したころを考えると、非常に断水も多かったし、トイレの水洗率も少なかったし、今までの太宰府市の行政と太宰府市民の方の努力で、蛇口をひねると安心・安全な水が出ると、自分もそれが当たり前みたいになっていたんですけれども、ただ今度

国会で水道法の一部を改正する法案が可決成立しました。その中で、いろいろなマスコミの報道もあって、自分と同じように不安に思っていらっしゃる市民の方も多いと思うんです。

そういう中で、水道法を見てみますと、水道法改正に向けた水道行政の現状と今後のあり方ということで国のほうが出したのが、人口減少に伴う水需要の減少ということで、国のほうとしては約40年後には人口は3割減少、水道料金収入の基礎となる水需要も約4割減少となっているんです。太宰府市の場合は、総合計画で平成32年までの見通しで今やっているんですかね、太宰府市としてのこういう人口減少に伴う水需要についての現状を教えていただきたいんですけれども。

- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- 〇都市整備部長(井浦真須己) 先ほどご回答いたしましたように、太宰府市の人口につきまして は、2025年をピークに少しずつ減少するというふうに予測をされていますけれども、太宰府市 の水道事業に与える影響といたしましては、太宰府市は、もう議員ご存じのとおり、過去に給 水制限をさせていただいていました。水事情の関係で、20戸以上のマンション等々にはもうそ れぞれに給水の装置を設けなさいとかという、そういうことを平成14年までさせていただいて おりました。それで、今実は給水人口としては、普及率としては、先ほど全国平均では97%と いうことでおっしゃっていましたけれども、太宰府市では84%なんですね。それで、これから 人口は確かに2025年をピークに減少しますけれども、給水人口として、給水率を高めるという 努力をしていくことによって、20年後ぐらいまでは現在の状況が保てるといいますか、給水人 口としては減ってはいかないと。それ以降も、これはあくまでも推測ですけれども、今徳永議 員が言われた40年後につきましても、給水人口ということで私どもで統計というか調査をしま したところ、今の給水人口が約6万人になっています、それとほぼ変わらないという、おおむ ね現在の事業規模として40年後も推移するのではないかという推測はさせていただいておりま す。ただ、これはあくまでも推測ですので、実際それだけ給水の率といいますか、そういうの が上げられるのかという課題はございますけれども、私どもとしてはそういうところまでは検 討をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) 2番の水道施設の老朽化等ということで、水道の管路を更新するには 130年以上かかると、これもマスコミが言っているんで、ああ、そうなんだとかと思いなが ら、よく考えるとちょっと。だから、先ほど答えられたように計画的に進めていくしかないと いうことですね、一斉にということはまず無理。あと、大規模災害に断水が長期化するリスク があるという部分ですけれども、この辺はどうですかね、太宰府市の場合、予測される、なか なか答えが難しいと思いますが。
- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- 〇都市整備部長(井浦真須己) 実は私どもも大規模災害の際にどういうふうな断水といいます

か、市民に与える影響というところまで実はシミュレーションできていないというのが現状で ございます。

ただ、現在、上下水道施設課と上下水道課のほうで危機管理マニュアルというのを作成をさせていただいて、渇水とか、大規模の災害に備えて、どういう内部の体制とか、あとは関係団体との連携とか、周りの市町との連携とかというところも含めて、今計画を作成しているところでございますので、またそういう大規模災害ということを頭の中に入れながら、マニュアルの作成のほうも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) 3番の職員数の減少ということで、組織人員の削減、団塊世代の退職により職員数は約30年前の3割減、特に中小規模の事業体において職員の高齢化も進行するというふうに国のほうとしてはしているんですけれども、太宰府市の場合はそういった現在の職員数が減ってきているのか、またその専門的な施設をされる方、そういう高齢化というか、平均年齢とか、わかれば教えていただきたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(井浦真須己) 平均年齢につきましては、今ここで何歳ということが言えないので、申しわけございません。確かに経験豊富なといいますか、技術を持った職員が退職しているという状況がございまして、その水道技術の継承というのは非常に大きな課題だというふうに思っております。一度退職されても、再任用職員としてまた継続して勤めていただいているという方もいらっしゃいますので、その方が持っている知識とか、知恵というか、技術とか、そういうことは再任用で来られている間にもきちっと継承をしてもらわなきゃいけないと思っていますし、またそういうところを課長、係長等とも含めながら、技術力の継承ということには今後、力を入れていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- **〇4番(徳永洋介議員)** 今再任用制度も始まってあれやけれども、短期間ではいいでしょうけれども、将来的に考えるとやっぱり若い方というか、その辺の採用計画をできるだけ、結果的には市民の方に返ってくると思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

4番に書いてあったのが、必要な水道料に原価の見積もりの不足のおそれということで、約3割の水道事業体において、給水原価が供給単価を上回っている原価割れが生じるというふうに書いてあるんですけれども、太宰府市の場合は水を購入されていますよね、何割ぐらいよそから水、太宰府市の財源が豊富というわけではないと思うんで、その辺と、ここに書かれてあるような原価割れというおそれがあるのかどうか、わかればお願いします。

- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- 〇都市整備部長(井浦真須己) まず最初に、自主水源といいますか、太宰府市は16%程度が自分

のところでつくって使用させていただいているという状況がございます。水道料の原価につきましては、平成29年度の決算におきましては、供給単価が212.68円、給水原価が181.72円となっておりますので、現在のところは30.96円ほど供給単価が上回っているという状況がございます。当市は原価割れはしていないという状況でございます。

ただ、今後、先ほど申しましたように施設の改修とか耐震化等々が始まりますので、安全・ 安心の水をつくるためのそういう設備投資といいますか、そういうことも含めながら、今後は 市民の皆様に負担がかからないような整備というか、水道事業をやっていかなければいけない ということは考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- **〇4番(徳永洋介議員)** 水源が少ないという、太宰府市においては仕方ないというか、一番ベストでやっていくしかないとは思っているんですけれども。

それで、今回広域化と官民連携ということでなっているんですけれども、広域化を開いてみると、進まない要因として、料金の格差、自治体ごとに格差があったり、その事業体格差、広域化のメリットが不明だとしか、そういう割には広域化を進めなさいと。広域化に取り組んでいるというのを調べると、福岡県も入っているんですね、水道広域化に向けた地区別検討会というふうな現状で書かれてあるんですけれども。この広域化を進めなさいという、自分としては地区地区で、春日、大野城、太宰府、那珂川、筑紫野で水道事業広域化というのがもしなればメリットがありそうな気はするんですけれども、その広域化についてわかりやすく言っていただけたらありがたいんですけれども。

- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(井浦真須己) ご質問にお答えする前に、先ほどの私の回答で訂正がございましたので、布設がえ工事で補助事業はないというふうに申したんですけれども、実は基幹管路の整備につきましては4分の1の補助が出るということで今確認しましたので、先ほどの補助もなく単費だけでやっていますということの訂正をまずはさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

広域化につきましては、実は福岡県が中心になってやっている部分は実際今の段階ではございません。福岡都市圏広域行政事業組合の組織の中で水道事業の広域連携についての今勉強会を始めたところというふうに聞いております。平成28年ぐらいから広域化についての勉強会をやっているということでございますが、各自治体の規模も、また水道の水需要の状況も違いますので、それとかあとそれぞれ持っていらっしゃる施設の新しさ、古さといいますか、そういうことが違いますので、施設の統廃合とか、効率的な更新とか、あと先ほど議員からも言っていただいたように、人材とか技術力もそれぞれ違ったり、そういう各市町の今の現状が違いますので、なかなか前に進んでいるという報告は受けていないところでございます。

ただ、広域化につきましては、今回改正法が成立したばかりですので、今後、国のほうの動

きとか、あと県の動きを見ながら、注視しながら検討を重ねていくということは必要になるか とは考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) もう一点出ているのは、官民連携ですね。業務分担というのを見てみると、個別委託、従来型の業務委託、個別委託でも包括委託、複数の業務委託、第三者委託、民間業者に委託する場合と他の水道事業体に委託する場合がある、DB方式、公共資金調達を負担し、設計、建設、運営を民間に委託する方式、PFI方式、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用する方式、公共施設等運営権方式──コンセッション方式というのが業務の種類としてあるんですけれども、少なくともこのコンセッション方式は太宰府市にはあり得ないんではないかなと思うんですけれども、こういう官民連携を太宰府市が取り入れてよりよくというのはあり得るんですかね。
- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(井浦真須己) 今の段階で官民連携ということは、この場ではあり得る、あり得ないということも申し上げることはできないかと思いますが、ただやはり先ほども申していましたように、国からのマニュアルといいますか、そういうことも出ると聞いていますので、それをもとに県がいろいろな動きをしていくと思いますので、私どもとしては検討、研究といいますか、そういうことをしていく必要はあるのかなというふうには思っているところでございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) 水というのは命にかかわるというか、とても大事なことで、市長が最初に答弁されたように、安心・安全な水をできるだけ水道料を上げないで計画的に進めていくというのは最も重要なことだろうと。ただ、今度の国の水道法を一部変える法案が可決されて、民間に委託すると世界ではとか、情報が出て、市民の方も不安になられているんじゃないかなあと。

ただ、人口減少、本市においても2025年、ただ減るんじゃなくて高齢化社会に移ると、全ての事業においてそうだと思うんですけれども、その中で自分も専門家でないのでよくわからないけれども、広域化連携というのは一つの水道事業をやっていく上で何かいろいろなことが助け合いというか、専門職にしても、やるにしても、何かできそうな気はするんですけれども、市長の考えが何かあればお聞かせください。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(楠田大蔵) 先ほど来議論をお聞きをしておりまして、まず民営化についてでありますけれども、私も国会での議論など、報道などを見るにつけ、この水道事業につきましては、これはもう津々浦々さまざまなご家庭に水道を安定して供給するという観点からしますと、やはり民営化の動きというのは世界でも見直しが進んでいるともお聞きしておりますので、これは時

代と逆行するような意味もあるのではないかと、そのようにも考えております。そうした意味 では、慎重に検討をする必要があると思っております。

ただ一方で、人口減少なり、そうした採算が今後さらに厳しくなる可能性もある中で、広域化というのは一つの検討に値するものだろうと思っております。かねてより水道に限らず、私自身広い視野で、広域的視野で物事を見ていこうという中で、市域を越えてさまざまな連携を重ねていくことで、効率化、また相乗効果、こうしたものが生まれることが私は多々あると思っておりますので、この水道事業につきましても広域化というものは少し私もさらに研究を重ねてまいりたいと思っております。

○議長(橋本 健議員) 2件目に入ります。

2件目の回答をお願いします。

市長。

**〇市長(楠田大蔵)** 2件目の高齢者運転免許自主返納についてご回答申し上げます。

近年、高齢運転者の増加に伴いまして、高齢の方が加害者となる事故が増加傾向であります。自動車の運転につきましては、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が、個人差もあり、 年齢による免許不適格として判断できないため、個人の判断に委ねることが多々あると考えられます。

道路交通法の改正によりまして、免許更新時の適性検査や講習、一定の違反行為をしたとき の検査など、免許証交付の条件が強化されてまいりました。

また、運転免許証を自主返納された高齢者に対しての支援について、県内30市町村において、コミュニティバスの回数券などの支援を行っていることも承知しております。支援に対しては、ご本人の返納の決意やご家族が返納を勧めるに当たり、きっかけづくりとしては有効と考えられますが、これまで運転免許証を保有されてこなかった高齢者の方々との公平性なども十分考慮しなければならないとも考えております。

本市としましては、現在、民間事業者において、市内、近隣地域のタクシー会社での料金割引や高齢者向けバス乗り放題定期券の割引など、取り組みも行われておりますので、そういった情報の提供を積極的にしつつ、改正道路交通法の効果や支援を行っている他の自治体の状況を総合的に注視しながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- **〇4番(徳永洋介議員)** 2年前でしたか、同じ質問をして、そのとき、自治体が12か13だったと思うんです、今はもう30の自治体が何らかの支援を表に出して行っていると。こういう運転免許自主返納に対しての国なり県の補助金はあるのかないのか、お教えください。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- 〇総務部長(石田宏二) 県のほうの補助金がございまして、市町村高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金交付要綱に基づきます県の補助というのがございます。それにつきましては、平成28年4月1日以降に運転免許証の自主返納をされた高齢者、当該自主返納をした日において

70歳以上の方に限るということでございますが、に対しまして市町村が購入した乗車券等を交付する事業について、初回の交付に限り補助があるというような補助要綱がございます。

〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。

以上でございます。

○4番(徳永洋介議員) 私ごとですけれども、うちの車が駐車場にとめていて、高齢者の方がブレーキとアクセルを間違えて車が全損、駐車場にとめていてです。やっぱり非常に危険というか、命にかかわることなんで、それでやっぱり運転免許証のほうがかなり厳しくなってきている、事業団体のほうも何らか高齢者に対してと。自分もなんですけれども、免許証を置くとなったときに、家族が太宰府市ではこういうことをやっているからそろそろ返納したらということによって、本人がなかなか決めれない日常の部分もあるし、命にかかわることなので、ぜひ太宰府市でもやっていただきたいと思うんです。

運転免許証では、返納のみの場合は出すだけなんですけれども、今運転免許証の経歴証明書ですか、結局写真と免許証と取り消しの申請書、これを警察もしくは運転免許センター、自分でも1,100円払って、それを使うことによって特典がいろいろあるみたいで、だから目的からして、ここのみずから1,100円払って出される方に対していろいろな工夫、特典をもっと太宰府市でアピールして、少しでも運転免許証自主返納についてというか、そういう意識も変わると思うんです、高齢者の方に対しても、やはり加害者も被害者も実際死亡事故とかが起きた場合を考えれば、市長が言う日本一住みやすい都(まち)ということであれば、太宰府市においてももう少し積極的に、商工会にお願いしてこの免許を持っていれば割引がきくよとか、何か特典を、まほろばバスについてはこの免許証があれば乗れるよとか、それほど予算はかからないんじゃないかなと思うんですよね。命にかかわることなので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、その辺は、市長、お考えがあればお願いします。

#### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 2年前のご質問で徳永議員ご自身がそういう被害に遭われたということもお問きをしておりまして、私も運転することはかなり今までも多かったのですが、確かに高齢者の方の危険運転が時代とともに増えているという実感もいたしております。

そうした中で、ご指摘のように自主返納をしていただくことは、確かに市内においても、また日本全体においても、私も望ましい流れではないかとも考えておりますので、先ほど申したように、もともと免許を持っていなかった方にとっては全く関係のない話にもなりかねないこともありますし、そうした方々の意見も慎重に聞かなければなりませんが、そうしたことも勘案しながらも、やはり市としてより安心・安全な市にするためにできることはないかという、そうした前向きな視点で今後、見てまいりたいと思っております。

今現時点でなかなかこうだと、具体的にこうするということは申し上げられないのですが、 そうした観点から前向きに考えてまいりたいと思います。

O議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。

**〇4番(徳永洋介議員)** 運転経歴証明書をお持ちの方の特典を市としても高齢者運転、安心・安全が一番だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

じゃあ、次お願いします。

市長。

O議長(橋本 健議員) 3件目の回答をお願いいたします。

○市長(楠田大蔵) 3件目の会計年度任用職員についての1項目め、会計年度任用職員制度導入の趣旨についてご回答申し上げます。

会計年度任用職員制度につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化などに対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進することを目的として、平成32年4月を目途に導入が図られております。地方公務員法の一部改正により非常勤一般職と位置づけられ、公募による採用や任期等が明確化されるとともに、服務や分限、懲戒などの面では地方公務員法の適用を受けることとなりました。

また、この制度導入には、同一労働・同一賃金、働き方改革といった近年の労働をめぐる社会情勢の変化を踏まえて、非常勤職員の労働条件の改善という観点からも制度が構築されているものと考えております。

2項目め、3項目めは担当部長から回答いたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) それでは、私から2項目めの会計年度任用職員の労働条件についてご回答申し上げます。

まず、勤務時間は、職員と同じフルタイムと短時間勤務や週4日以下の勤務のパートタイム に分類をされます。

また、給料につきましては、それぞれの職務に見合う給料額を自治体で決定することとなります。また、一定期間以上の任用者については期末手当を支給できるようになります。休暇制度や服務規律、分限、懲戒処分等もおおむね職員に準じることとなります。

採用方法につきましては、公募を原則とすることとされておりまして、試験や選考による採用となります。

なお、詳細については、各自治体で今後、条例や規則を整備していくということになろうか と思います。

次に、3項目めの本市の会計年度任用職員採用における自治体職員採用の課題と方向性についてご回答申し上げます。

職員の採用につきましては、退職者の補充を基本としながらも、法改正や権限移譲などによる業務の増加、職員の全体構成等も考慮しながら採用をしてまいってきております。ここ数年は前年よりも総数で増員となるように採用人数を決定しておりますが、また同時に財政的な課題もございまして、数名の増にとどまっているというような状況でございます。

一方、市役所全体に占める非常勤職員の割合は38%程度となっておりまして、3人に1人は

非常勤職員という状況にあります。多様化、複雑化する市民の皆様の要請に応え、きめ細やかな行政サービスを効率的に実現していくためには、多様な人材、特に専門性を持つ人材の確保が大変重要になってきております。現に、多くの非常勤職員が行政サービスを担う大きな力となっていることは間違いございません。今回、会計年度任用職員制度の導入に向けて任用根拠の検討を行っていく中で、本市行政全体の課題としても職務の整理や適正化についても検討して、職員の計画的な採用やさらなる行政サービスの向上につなげてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) 正規職員の職務内容に応じた均衡、均等を図るということで、正規職員 の給与に適用した給料表ですかね、あとフルタイムの方、パートタイムの方、専門職の方につ いての給与についての違いはあるのか、お聞かせください。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 先ほどの答弁の中にもありましたように、それぞれの職務に見合う給与額というような形で、特に筑紫地区の5市の人事担当のほうとも勉強会などを開催しながら、そこら辺の給料額の位置づけとかというのも含めまして、今勉強会を行っているところでございます。筑紫地区5市でそこら辺のところは足並みもそろえていきたいなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- 〇4番(徳永洋介議員) できるだけお願いしたいなと、よその市のほうがちょっとよくなれば希望のほうもまた偏ってくると思うんで、5市でやっていただきたいと思うんですけれども。
  あと、期末手当はあると聞いたんですけれども、退職手当もあるんですか。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 勤務の年数にもよろうかと思いますけれども、退職手当も当然視野に入れたところでの検討を行っているところでございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- **〇4番(徳永洋介議員)** 採用方法ですけれども、試験もされるんですか。面接とかじゃなくて、 試験もあるんですか。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 基本的に公募を行って、試験の方法はいろいろあろうかと思いますけれども、筆記試験等も含めるのか、含めないのかというところもありますが、面接も当然行いながら採用をしていくというような形になろうかと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- **〇4番(徳永洋介議員)** 会計年度は1年の会計年度で、そのときの任用の上限、更新みたいな、

何年までとかそういう上限はあるんですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 基本的には会計年度と言いますから1年が基本ですね。それで、さらに延長ができるかというような形によって、一度一旦終わった後に、もう一度再度採用というか、新たな採用というな形になってこようかと思いますので、そこでまた2年目を迎えられることになると、そこでもう一度選考というような形でまた新たな採用になってくるというような形になってこようかと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- **〇4番(徳永洋介議員)** 正規職員と同じであれば、1年目から2年目、3年目となると、給与も上がっていくということですか。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) そのまま1年、2年、3年目が保障されているということじゃなくて、 1年目、例えば1号給で雇われたというような形になると、2年目が前歴を見て、じゃあ2年 目の格付を1つ上の号にするとか、そういうふうなところは考えられてくるのじゃないかとい うふうに思っておりますけれども、そこら辺のところも含めて、先ほども申し上げましたよう に、筑紫地区の中でも同一の歩調をとっていきたいというふうに考えておるところでございま す。
- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) まだはっきりしていない部分もあって、そういう今度任用される方に理解していただく、また市民の方もご存じないと思うんですね、会計年度職員はまだまだ知られていないと思うんで、ぜひ早い理解を得るためにも、組合との労働条件とか、そういった確認というか、協議、また実際、今現在、市役所で働いている方に説明とか、そういったことが必要だと思うんですけれども、その辺はどう考えていますか。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 総務省のほうから、この会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理 マニュアルというのも出されておりまして、その中にもそういった職員団体との協議等も行い なさいというようなところも入っておりますので、そこら辺の制度導入に当たりましては協議 はしてまいりたいというふうな考えでおります。
- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) 同一労働同一賃金はすばらしい考えだし、せないかんとは思うんですければも、実際これが2年後に始まると予算がかなりかかるとは思うんですければも、この予算について国なり県なり、何か予算の補助みたいなものはあるんですか。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 制度導入に伴うシステムの改修に当たっての費用の手当てというのはあろうかと思いますけれども、人件費そのものに対しての手当てというのはないというふうに認

識をいたしております。

- 〇議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員。
- ○4番(徳永洋介議員) やはり予算の部分でいろいろ苦労されると思うんですけれども、僕は教員をやっていて、1年間の非常勤講師の先生いらっしゃるんです、会計年度とよく似ているような、ある程度正規職員と同じような給与形態、ただ1年なんで、ずっといるわけやない。最初は病気されたとかという場合の講師だったのが、だんだん学校の場合、講師の人がメインで担任したり、学年主任したり、市役所も同じように1年で契約やけれども、職によっては継続しないとなかなか市民サービスが充実できない部分があるんじゃないかなと思うんですけれども、1年切って、やっぱりその辺の人とのつながりという部分、市役所も結構多いと思うんで。それと、学校の講師の場合は3年したらある程度試験が免除される部分もあるんで、いろいろな希望される会計年度職員の方がいらっしゃると思うんで、もし市役所で勤めたいとか、そういう方がいらっしゃれば、3年、1回の試験とかよりも、実際に働いている方によっては何か加点を加えるやないけれども、そういう方法も一つなのかなあと。

基本的には、正規職員で回していかないと、どうしても充実した市民サービスはできないと 思うんで、ぜひそういった方向で検討していただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長(橋本 健議員) 4番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで14時05分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時53分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午後2時05分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番木村彰人議員の一般質問を許可します。

[8番 木村彰人議員 登壇]

○8番(木村彰人議員) ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件、マミーズ太宰府店の閉店を契機とするこれからの五条地区のまちづくりについてと優先順位の高い道路事業について質問いたします。

まず、1件目のマミーズ太宰府店の閉店を契機とするこれからの五条地区のまちづくりについてです。

本市における五条地区は、市役所を初めとする公共施設が集積しており、商業、業務、文化の中心拠点として位置づけられているのですが、平成10年に策定された太宰府市都市計画マスタープラン第1次計画の中では、商業施設の弱体化や狭隘な道路網、建物の過密化等、多くの課題を抱えているとの記述があり、何と20年前から五条地区の衰退の兆しと危惧があったことがわかります。

この20年間の五条地区の趨勢は、皆さんもご存じのとおり、個人商店の閉店がじわじわと進

み、ついに今回のマミーズ太宰府店の閉店に至ります。いきいき情報センターの1階にあった スーパーマーケットマミーズ太宰府店は、11月上旬、突然の閉店発表から、あっという間の1 カ月足らずで閉店の運びとなりました。このマミーズ太宰府店の閉店は、五条地区の衰退の象 徴のように思われてなりません。

そこで、マミーズ太宰府店の閉店が本市と五条地区に及ぼす影響について伺います。

マミーズ太宰府店はいきいき情報センター1階のテナントであることから、建物を管理する 市の管財課が主体となって対応しています。五条地区の商業振興を図る上では産業振興課、マ ミーズまほろば号の代替交通の検討は地域コミュニティ課、そして五条地区の再開発の検討は 都市計画課と閉店後の対応は既に全庁に及んでいます。

そこで、全庁的な課題として対応すべきと考えるが、庁内の体制について伺います。

もし20年前の都市計画マスタープランが実行されていたら、今とは全く違った五条のまちが 我々の目の前に広がっていたことでしょう。計画があったにもかかわらず、なぜ実行されなか ったのか、しっかり検証しなければ、また同じ轍を踏んでしまうことにもなりかねません。マ ミーズ太宰府店の閉店を受けて、ただの対応で終わらせるのではなく、まちづくりの契機、チャンスとして捉えて、中・長期的なビジョンを持って取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、いきいき情報センターの建てかえと五条地区の再開発等を視野に入れた中・長期的な取り組みの構想について伺います。

次に、2件目の優先順位の高い道路事業についてです。

6月議会の一般質問に対する執行部のご回答では、社会資本整備総合交付金を使った幹線道路の整備については、平成24年に10年間の事業計画を策定し、逐次改定しながら事業を進めているとのことでした。この事業計画に上げられている道路事業は、本市にとって優先順位の高い道路になるわけですが、議会として事業計画をチェックする機会がないまま道路事業が進行しています。市にとって優先順位の高い道路は、どのようにして決定されたのでしょうか。議会、議員の考える優先順位との整合はとれていますか。それは市民が納得できる内容でしょうか。

そこで、社会資本整備総合交付金を活用した道路事業計画の内容について伺います。

優先順位の高い道路事業をどのような整備水準で、どのような年次計画で、どのような財源で実施するのでしょうか。本市にとって最も重要な道路については、たとえ補助金の交付率が低くても、事業を先延ばしすることなく実施する判断と覚悟が必要であると考えます。

そこで、優先順位の高い道路事業を効果的に進めるための方策について伺います。

以上2件お伺いします。

再質問は議員発言席にて行います。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 1件目のマミーズ太宰府店の閉店を契機とする、これからの五条地区のまちづくりについてご回答申し上げます。

まず、1項目めのマミーズ太宰府店の閉店が本市と五条地区に及ぼす影響につきましては、地域生活に密着していた市民の買い物や出会いの場が一部失われたことで、五条地区や本市の消費動向や景気動向に一定のネガティブな影響があることは否めません。東観世地区への運行を行っておりました買い物サポートカーマミーズ・まほろば号の運行中止、災害時における物資の供給協力に係る協定の無効化、市とマミーズとの建物等賃貸借契約に基づく来年5月以降の賃料収入の減など、本市や地域への直接的影響も生じると考えております。

そこで、2項目めの全庁的な課題として対応すべきと考えるが、庁内の体制についてという ご質問でありますが、先ほど申したとおり既に多岐にわたる課題が生じております。事後的な ものも含め、考え得る市や市民への影響に対しできるだけ速やかに対応するために、最新情報 や対応策を経営会議や三役会議、部長会議などを通じ全庁的に共有し、議論し合う体制を心が けたいと思います。

そして、3項目めのいきいき情報センターの建てかえと五条地区の再開発などを視野に入れた中・長期的な取り組みの構想につきましてでありますが、このたびマミーズが期せずして遠く岡山の大黒天物産傘下に入ることになり、新経営陣の判断で太宰府店は不採算店舗の一つとして閉店されることとなりました。当方としては寝耳に水であり、申し出より半年後の来年4月末までは賃料をいただくことにいたしております。そもそも近年の動向として、五条周辺地域の人口や学生数の減少、近隣での大型店舗の増加、五条地域内での競争の激化など、マミーズ太宰府店の採算が悪化する構造的要因は複数あったと分析をしております。

そうした中で、単純に後継店舗を当てはめるだけでは根本的な課題解決にはならないと考えております。厳しい条件下という前提を再認識した上で、公共施設が集積し、五条駅すぐそばで観光客や学生、高齢者との結節点にもなり得るなどの強みを引き出し、改めて商業、業務、文化の中心拠点となり得るような、従来の業態にとらわれないあり方を、それこそ全庁的に導き出してまいりたいと考えております。

### 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。

○8番(木村彰人議員) ご回答ありがとうございました。

まず、1点目のマミーズ太宰府店の閉店が本市と五条地区に及ぼす影響についてなんですけれども、一定のネガティブな影響があることは認識しているということでしたけれども、もう少し五条地区と本市に及ぼす影響を深めていきたいと思うんですけれども、その影響については、まずすぐにでも対応すべき短期的な課題、それとじっくり対応すべき中・長期的な課題があると思っています。

まず、すぐにでも対応すべき短期的な課題についてお伺いしたいんですけれども、いきいき情報センターの1階の入店テナント探しのほうですよね、今でもマミーズ太宰府店が閉店したことによりまして、そこを利用していらっしゃった、特に高齢者の方とかは、どこでお買い物をするかということで、恐らく県道35号線を横断して反対側のストアのほうに行かれるということがあると思うんですけれども、そういうところにも不便を強いているんではないかと思っ

ております。

まず、このいきいき情報センター1階の入居テナントのほうを探している状況についてお伺いしたいんですが。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。
- ○総務部理事(原口信行) テナントの関係でございます。

現在のところ、市長が申し上げましたとおり、来年4月末まではマミーズとの契約があるということでございます。マミーズさんも、現在、契約の承継先を探されているということで、少なからず3月いっぱいまでは承継先があらわれるかどうかを見きわめる必要があるというふうに考えているところでございます。

これは超短期的な状況でございますが、ただ中・長期的には、新たな入居者を募集するかど うかについては、施設の老朽化の程度とか耐用年数等を勘案しつつ、賃貸借契約の方法につい ては熟考していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

また、市長が申し上げましたとおり、単純に後継店舗を当てはめるだけでは根本的な課題解決にはならないということでございますので、いろいろな提案も含めて、民間提案も含めまして、商業、業務、文化の中心拠点としてふさわしい今後のあり方を検討していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- ○8番(木村彰人議員) 今の状態だと、来年の3月末まではマミーズさんの契約が続くということで、後継の入居テナントを探すのはマミーズさん任せという形に聞こえたんですけれども、逆に、マミーズさん任せではなくて、行政で動くということはされないんでしょうか。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。
- ○総務部理事(原口信行) 現在もテナントで12軒ほどまだ残られているところがあるわけでございます。今まで働いてこられた従業員の方もいらっしゃると。そういうことを考えた場合に、市が率先して別の業者と交渉したりというのは差し控えたほうがよろしいかなと。継承という形でマミーズさんが提案していただけるなら、それを先に検討するのがやはり筋かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- ○8番(木村彰人議員) この空きスペースの問題、利活用の問題ですけれども、既存の流通、スーパーを当てにするというのも一つでしょうけれども、違う小売とか、いろいろな利用の仕方があると思うんですよね。

ちなみに、ここの地区は、最近あったイベントでキャンパスネットワークのキャンパスフェ スタというのを私ものぞかせていただきましたけれども、5大学が連携して地域活動をやって いらっしゃるということで、その活動の場にするというのも一つの方法かと思っています。長 期的にはまだ建物の老朽化ということもあるので、なかなかしっかりした入居をされるところを決めにくいというところもあるんでしょうけれども、このスペースをいち早く何かしらしっかりしたものに入ってもらうということを模索していただきたいと思っています。

続きまして、先ほども市長のご答弁の中から出ました賃料の問題ですよね。約4,000万円の 賃料が5月以降は入ってこないということなんですけれども、こちらの財政の減ですよね、こ の影響についてどういうふうにお考えでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。
- ○総務部理事(原口信行) マミーズの賃料ですね、年間4,160万円程度でございますが、共益費等を入れて。これは公共施設整備基金に実は充当しておりまして、それを財源といたしまして公共施設の改修等を行ってきたところでございます。ですから、影響としましては非常に痛いというのが実感でございます。

ただ、公共施設の改修待ったなしということもございますので、いろいろな他の財源確保に 努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- ○8番(木村彰人議員) 影響についてお伺いしたいと思うんですけれども、次には五条地区の商業振興、商業の不振が深刻化するんではないかという懸念があると思います。ちなみに、12月15日に五条駅前マルシェというイベントがあると思いますけれども、五条振興会のイベントですよね。ちなみに、この五条地区、一番影響を受けていらっしゃるのがこの振興会ではないかと思うんですけれども、この皆さんのほうはこのマミーズ太宰府店の閉店というのをどのように受け取っていらっしゃって、行政にどのような支援をしていただきたいと考えていらっしゃるのか、お伺いします。
- 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。
- **○観光経済部長(藤田 彰)** マミーズの閉店が本市と五条地区に及ぼす影響、また五条振興会と の問題でございますが、商工業の振興所管という立場からご回答申し上げます。

もう何度も出ておりますけれども、閉店によりまして、これまでマミーズでお買い物をされて、五条地区の他の店にも足を運んでいただいていた方々が、五条以外の他の店で買い物をするようになるとなれば、人の流れが変わることになる影響は十分に考えられております。個人経営の商店も厳しい経営状況が続いております。

五条地区の商店の集まりであります、今おっしゃいました五条振興会では、皆さんが毎年師 走の時期に地元を盛り上げようと、五条駅前マルシェということで西鉄五条駅前広場にてイベ ントを企画されておりまして、今年も12月15日に開催をされることになっております。商工会 と協議をしながら、商工会や市のホームページにまずは掲載し、先ほど言われました超短期的 な話ではございますけれども、こうやって市職員にも積極的に、市民にも積極的に呼びかけを 行うことで、イベントの盛り上げにまずは協力をしていきたいというふうに考えております。 今後につきましても、商工会や五条振興会等と活気のある五条かいわいにすべく、連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- ○8番(木村彰人議員) 次の質問からは、中・長期的な対応になってくると思いますけれども、 先ほどのご回答の中でございました建物本体の話ですよね。いきいき情報センターの建てかえ の検討というのが非常に大きな問題で、これはそれこそもう中・長期的に、中期的かもしれま せん、避けて通れない課題なんですけれども、こちらについてはどのようにお考えでしょう か。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。
- ○総務部理事(原口信行) 現在の市の財政状況から見ますと、やはり公共施設の再編、施設を計画的に複合化しながら、新たな行政需要に応えていくといった、そういう観点が必要かなというふうに考えているところでございます。

ただ、利便性が非常に高い立地でございますので、公共施設の建設も含めて、民間提案と先ほども申し上げましたけれども、それの受け入れも十分検討していく必要があるかなと。

ただ、先ほどから申し上げましたとおり、それも3月末いっぱいまで、継承先があらわれる かどうかということも見きわめながら議論していく必要があるかなというふうに考えておると ころでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- **〇8番(木村彰人議員)** それでは、もうちょっとこの影響を大きく考えたいと思います。

ここの五条地区の後背住宅団地、石坂、青山、梅香苑という大きな団地があるんですけれども、これも最近私、イベントというか空き家の予防問題フォーラムというのに参加いたしました、その中でも空き家の問題が太宰府市内でも結構深刻になりつつあるよということだったんですが、この石坂、青山、梅香苑、大きな団地ですよね、古い団地なんですけれども、ここの団地の利便性というので、この五条にありますマミーズ太宰府店というのは買い物が非常に便利だったお店ではないかと思うんですね。これがなくなってしまうということは、石坂、青山、梅香苑、この大きな団地の人たちにとっては非常に利便性が失われる、ということは団地の魅力が損なわれて空き家が増える、これを加速するんではないかと思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。
- ○総務部理事(原口信行) 確かに特にご高齢の方がマミーズにいらして、そこでいろいろな食材を買われて、2階でお食事をされていると、そういうような光景も目にするところでございます。

ただ、総合的にいろいろ今からどういうふうな施設を考えてきたらいいかというのにつきま しては、先ほどから申し上げましたとおり、採算が合わなければなかなか厳しいのかなという ふうなことがございます。いろいろ特に以前からマミーズの経営者の方と撤退が決まってからお話しする機会もあったんですけれども、結構たくさんお店があって、それで不利になってきたというふうな状況もあるかと思います。これを裏返せば、供給としては足りているという議論にも一方ではなるわけですね。そこら辺は精査をする必要がございますけれども、とりあえず採算が合うような形で将来、少子・高齢に向かってどういう施設が必要なのかというのを根本から考えていく時期に来ているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- ○8番(木村彰人議員) マミーズ太宰府店の閉店を一店舗、一スーパーの撤退というだけで捉えるのではなくて、五条地区の、この地区のまちの衰退の象徴として考えなければいけないと思っています。

これ最後の影響の質問です。大学、短大の撤退を助長するんではないかと思っております。これもこの前の日曜日に参加したイベントで耳にしたお話です。日本経済大学の学生さんのパネルディスカッション、その中でこういうくだりがありました。キャンパスネットワーク会議は20周年を迎えますが、20年前、キャンパスネットワーク会議ができたときの大学、短大数は9校で1万8,000人の学生がいらっしゃったと説明がありました。しかしながら、今5校に減っています、在籍の学生数が9,000人に約半減しているというお話がございました。それがまた非常に頭に残ったんですけれども、このマミーズ太宰府店の閉店、つまり五条地区の衰退というのは、大学、短大の撤退をさらに助長するんではないかと思われますが、これについてはいかがでしょうか。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 賢明なる木村議員でありますので、もちろんマイナスの影響もあれば、今の 五条にとどまらない本市の全体的な流れもあるというのはお気づきだと思いますが、先ほども ありましたように、石坂なり、青山なり、梅香苑の団地の魅力と考えますと、やはり筑紫野市 の大型店舗などが近年できてきた中で、そちらのほうにお客さんがとられていることも十分考 えられると思っておりますし、そちらのほうが魅力があったということも実際のこととしては あるだろうと考えております。

マミーズさん、私も先ほどの理事とともにかつての経営者の人ともお話をいたしましたが、 やはり五条の中だけで非常に飽和状態にあったと、新たな店舗もできた中で、マミーズの売り 上げが下がってきた中での、やはり採算がとれない中での撤退ということは当然経済合理性に 基づいているわけでしょうから、私自身はいたずらに五条地区の衰退の象徴としてのマミーズ の撤退と完全に一致するわけではないとも思っております。

また、大学の減少につきましても、これは本市に大学を置く魅力などが不足しているという ご指摘も大学の関係者からもいただいてまいりましたし、そうした大学が減っていく中で、当 然この五条地区でのさまざまな店舗の需要、ニーズが少なくなっていく中で、必然的にこのよ うな事態を招いてしまった、そうしたことを現実として受けとめた上で、やはりでは先ほども 申したように学生と、例えば高齢者の方、また学生が来たくなるような業態の形、業態のそう したものを考えていく、そうした中で、この老朽化したいきいき情報センターというものも魅 力的な建物にしていくと、その中で学生が戻り、そして高齢者の方も生きがいとして通ってい ただき、そして公共施設の統廃合の象徴的な建物とすることもできると、むしろ反転攻勢をす る上で私は一つの大きなきっかけになり得るんじゃないか、そのように前向きにも捉えている ところであります。

## 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。

○8番(木村彰人議員) マミーズ太宰府店の閉店の影響ですけれども、これは五条地区の衰退の一現象として私は捉えています。マミーズの撤退というのは、マミーズの経営だけじゃなくて、この地域で商売が成り立たなくなったという地盤的な問題が非常に影響しているんだと思っております。ですから、マミーズのかわりにどこかが入るかといったら、なかなか厳しい状態じゃないかと。

これまで短期的な対応から中・長期的な影響までやりとりをさせていただいたところで認識は深まったと思っています。これをもちまして、この閉店の影響、五条地区の衰退の影響というのは市役所全庁に及んでいると私は思っています。実際に、一つ一つ質問させていただきましたけれども、いろいろな担当の方からご意見をいただきました、それも全庁に及んでいるという認識でございます。これについては、全庁的な対応をしていただきたいというのが2問目でしたけれども、ご回答としては、経営会議や三役会議、部長会議などを通じて全庁的に共有し、議論をし合う体制を心がけたいというわけなんですけれども、もうちょっと踏み込んだ対応が必要かと思います。ちなみに、これ仮称ですけれども、五条地区まちづくり推進会議などとして、しっかりした会議を常設したらどうかと思うんですが。

もう一つ、楠田市長の6月議会での施政方針、その中の7つのプランに沿いながらという中での第1のプラン、「市民参画の行政、街づくりで地域創生」の中にも、太宰府街づくりビジョン会議の開催とございます。先日行われました水城ヶ丘での市長と語る会、その中でも区民の方からご質問があったと思います。この五条地区のまちづくりについて、市長が提唱していらっしゃる太宰府街づくりビジョン会議の中でどのように検討されたのですかと言われました。しかしながら、まだビジョン会議はできていないということでしたので、ちょっと質問の仕方を変えます。どのようにこのビジョン会議の中で五条地区のまちづくりを検討されていくのか。当然このビジョン会議の主要なテーマになってくると思います。いかがでしょうか。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 五条地区の衰退と申されましたけれども、いずれにしましても私は本市自体のさまざまな、やはり本市にとどまらない今の市民の皆様のニーズの動きの中で、当然博多に行ったり、天神に行ったり、近隣都市に行ったりという中で、五条に買い物に行く必要性が少なくなってきたことなども私は十分考えられると思っておりますが、その上で、しかし五条地

区も重要な拠点としてその魅力づくりをしていかなければならない。

その中で、街づくりビジョン会議の役割という問いでありましたけれども、私が考える街づ くりビジョン会議と、今回の予算づけもかかわりますけれども、もともとありました総合戦 略、国の方針にも従った、内閣府の方針に従った総合戦略づくりのもともと会議体が私が就任 した時点でもう既にございました。この会議体では、今後、総合戦略というものを維持してい くのか、また新たな総合戦略をつくっていくのか、国の動きなども注視しておりましたけれど も、残念ながら今新大臣が就任をされて、まだ新たな魅力ある今後の総合戦略づくりを促すよ うな策は国のほうからは伝わってきておりません。そうした中で、手をこまねいているわけに もいきませんので、これまでの総合戦略のメンバーの方はもちろんのこと、新たなまちづくり 全体にかかわるそうしたメンバーなども募りながら、年明け早いうちに街づくりビジョン会議 をスタートしたいと思っておりますが、その際にこの五条地区のまちづくり自体をテーマにす るかというと、今の時点では全く白紙であります。この街づくりビジョン会議自体は、私は行 く行くつくる必要のあります総合計画的なもの、そして市のこれからのあり方全体的なものを 話していく必要があると思っておりますけれども、個別具体的にどこまでさらにその中で分科 会をつくるのか、そうしたテーマをそれぞれ持ち寄って議論していくのか、そうしたことも含 めて、これからメンバー自体も固めていく方針でありますので、現時点ではこの件について議 論するかどうかはまだ決め切れておりません。

ただし、まずは庁内の中で横断的に、担当にとどまらず、さまざまな部課長、そして若手の メンバーも募りながら、今後のこの五条地区のあり方については意見も募ってまいりたいと思 っていますし、市民の方の意見も積極的に聞いてまいりたいと思っております。

### 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。

**〇8番(木村彰人議員)** なかなか前向きなお答えではなかったように思いますので、庁内でしっかり議論を深めるということですので、そちらのほうはしっかりお願いしたいと思います。

3点目の質問でしたけれども、こちらのほうはいきいき情報センターの建てかえと五条地区の再開発等を視野に入れた中・長期的な取り組みの構想についてという3問目なんですけれども、こちらの中で一言気になるところがございました。マミーズ太宰府店の閉店は寝耳に水ということなんですけれども、確かに閉店まで1カ月足らずということで、市のほうにもご連絡があったのが非常に直近だったということは私も聞いておりますけれども、これは第1次都市計画マスタープランのときから、五条地区の衰退の兆候、危惧はあったわけです。私としては、マミーズ太宰府店としてはすごい急な閉店、撤退だと思いますけれども、五条地区の衰退ということから考えると、私は寝耳に水という感覚でございません。

まず、20年前に作成された第1次都市計画マスタープランの中の五条地区のまちづくりの方針、これが実行されなかったのはなぜですか。ちなみに、これは20年前のことですから、今私の前にいらっしゃる幹部の方は当然若手、中堅の二、三十代の職員だったのかもしれませんけれども、わかる範囲でなぜ都市計画マスタープランにうたわれたことでもありながら、何も進

んでいないのか、20年もたっているんですけれども、これについては、想定でも構いません、 お答えください。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

〇市長(楠田大蔵) 平成10年のころからの議論は、私も全てをまだレビューといいますか、おさ らいができているわけではありませんけれども、そうした中で、五条地区についてさまざまな これまで展望があった、構想があったということは間違いのないことだろうと思います。その 上で、それが実行されなかったのはなぜなのかということでありますけれども、私自身、先ほ ど村山議員とのやりとりでも申しましたが、これまでさまざまなまちづくりの構想が本市にお いてあったと思いますけれども、その中で、例えば災害が起こること、また執行部が完全に入 れかわること、そして当然部課長など担当も入れかわることもあります。そうした中で、継続 性、一貫性と新たな体制での新たな選択という中のさまざまなせめぎ合いの中で全て決定をし てきたということだろうと思いますが、ただ基本的には平成10年、時代的にも20年前でありま すから、1998年ごろ、バブルも崩壊をして、なかなか厳しい財政が始まりつつあったと推測を いたしますが、本市の構造的な課題として、いろいろな道路予算も含めて、展望はありながら も、実際に大きな予算を費やして、こうした大型施設をつくっていくとか、改修をするとか、 また道路予算に費やすとか、そういうことがなかなかしづらかったのではないかと推測をいた しておりますし、そうした中で今回の事態にまで至ったことももちろん否めないとも考えてお りますが、いずれにしましても、今後、そうしたご指摘もしっかりと踏まえながら反転攻勢、 これからの私自身市長としてお役をいただいたからには、ご指摘を踏まえながら、今後の五条 地区なり、本市のさらなる発展のために全力を挙げてまいりたいということをまずはお約束を したいと思います。

#### 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。

○8番(木村彰人議員) 私もそのとき、その場にいませんから、わかりませんけれども、恐らく そのときのリーダー、幹部の方にその気がなかったからだと思います、間違いない。現状に対 する危機感と未来に対する創造力と困難を伴うまちづくりを実行する決断力とリーダーシップ がそのときになかったんだと思っています。なおかつ、優先順位というのもありましょうけれ ども、はたと20年たちました、そのときにやらなかったこと、できなかったことが、今こうい う形で五条地区にあらわれているわけですけれども、果たしてその判断が正しかったのかどう かと非常に残念でならないわけですけれども。

3問目のどのような中・長期的な取り組みの構想ですかという話ですけれども、これについては、都市計画マスタープランの第2次計画、これです、これについては我々議員の中でも上議員と私が一応審議員として中に入っております。赤い附箋をつけたんですけれども、この赤い附箋、五条地区にかかわるところ、何と15カ所です、15カ所もあるわけです、今回の第2次マスタープランの中で。まさに五条地区は非常に課題があるところだと、これを計画的に進めなければいけないという2次計画なんですよね。どういうことをするかというのも全てこの中

に書いてあるわけです。

ちなみにちょっと読ませていただきますと、地域づくり方針、「商業・業務・文化」核の機能を強化するため、用途地区の見直しの検討を行います。地元商工会や地域住民の参画と協力を得ながら、地域の特性を活かした個性ある商業・業務・文化空間の形成と魅力ある地域コミュニティの形成の場として整備を図ります。五条交差点、五条駅入り口交差点は、交通渋滞が目立つため、道路網の改善と有効な土地利用を目指して、市街地再開発事業等の検討を行います、53ページ、とあるわけですね。これはしっかりやっていただきたい。

どう進めるかですけれども、それも全てこの中に書いてありました。どのように進めるか、都市計画マスタープランの五条地区のまちづくりを確実に実行、実現するためにはという形で書いてあります。これは3点、私が考えたんじゃありません、この中に書いてあります、全て。①庁内推進体制の整備強化、②市職員の育成、③進行管理と見直しと、ここまで書いてあります。やり方まで書いてある。ここまで書いてあるのに、第1次マスタープランのときと同じ状況ですよね。計画はあるけれども、足りないのは何でしょうか。市の幹部の方、リーダーのやる気一つだと思っています。いきなり設計工事というふうにはいかないんですけれども、まずは一歩を踏み出すことではないかと思っています。

具体的な取り組みとしてやることとしては、まず五条地区のまちづくりをテーマに集会フォーラムを開催するとか、商工会、自治会などの既存の組織を通じてまちづくりの知識や実例を紹介し、仕組みや制度や勉強会を行うとかです、簡単なことです。

もう一つ簡単なこと、市長との意見交換会、そのときに五条地区のまちづくりを話題にする ことだと思いますが、いかがでしょうか。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

〇市長(楠田大蔵) ありがとうございます。

先ほども率直にご指摘がありましたが、確かにそのときそのときに全て本市の行政の選択、 決断、予算配分、全てがうまくいっていれば、今ここまで混乱もなかったでしょうし、こうし た財政の厳しさを感じることもなかったかもしれません。その点は私も今市政を預かる者とし て厳しく戒めとしたいと思っております。

やはりやる気というのは、これは本当に大切なことでありまして、私自身市のトップとして 市民のご負託に応えるために、何が何でも命をかけてやり切るということこそが私が最後にで き得る全てだと思っておりますので、そうした気持ちをしっかりと持ちながらやっていきたい と思っております。その上で、過去から学ぶご指摘の中でさまざまなやり方、さまざまな手法 などの提言もいただきました。

ただ一方で、庁内の推進体制、職員の育成、進行管理を行うこと、もちろんそれは非常に正 しいことでありますけれども、一日にしてできることではないことばかりでもありますので、 また問題点を指摘する、羅列することはできることかもしれませんが、それを実際に改善する ためにどのようにお金を配分するか、その財源をつくり出すか、そしてそれを実行に移すのか ということについては決して生易しいものでもないと思っております。

ただ、先ほどありましたように、集会フォーラムを行うとか、市長と語る会でそういうことを積極的にこちらからテーマとして上げていくとか、外部、さまざまなあらゆる分野の有識者の方に、既にそうした機会はいただきつつありますが、勉強会などを行っていくこと、何よりも議員の皆様のご指摘もいただいていくこと、これが大変重要なことでありますので、即刻そうしたことも検討を進めてまいりたいと思っております。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- ○8番(木村彰人議員) ありがとうございます。

まず、全庁的にしっかりこの問題を、小さな対応じゃなくて大きな問題として捉えていただきたいということと。せっかく都市計画マスタープラン第2次計画ができておりますので、それをしっかり生かす方向で、まずはできることからしっかり始めていただきたいということをお願いします。

2件目お願いします。

O議長(橋本 健議員) 2件目の回答をお願いします。 市長。

○市長(楠田大蔵) 2件目の優先順位の高い道路事業についてでありますが、市としての経済合理性を高める幹線道路事業や市民生活に直結する市営土木など、道路事業にもそれぞれ性格があり、それらを最も効率的に組み合わせた年次計画と予算組みが必要だと考えます。

まずは、議員各位や各自治会、市民の皆様から要望の強い道路事業を、全体予算の中での土 木関連予算のバランスなども配慮しながら、毎年計画的に執行していく年次計画を立てる必要 があると考えております。

一方、観光や商業振興、渋滞解消などを目的とした幹線道路事業については、中・長期的な 交通大動脈計画を策定する必要性を認識しており、その実現のため、多彩な外部有識者の協力 などを取りつけ、国、県との密接な連携にも努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- **〇都市整備部長(井浦真須己)** 詳細につきましては、私からご回答申し上げます。

2件目の優先順位の高い道路事業について、1項目め、社会資本整備総合交付金を活用した 道路事業計画の内容についての1点目、市にとっての優先順位の高い道路はどのようにして決 定されたのでしょうかについてですが、6月議会で答弁をさせていただいたとおり、学校通学 路の整備、法指定踏切の整備、団地内のメイン道路、まほろば号バス路線の運行ルート、公共 施設周辺の道路整備などを勘案して決めております。

次に、議会、議員の考える優先順位との整合性につきましては、現在の計画でも交付金の減額に伴う変更もあっていることや、立地適正化計画、総合交通計画などの計画を策定していますことから、各種計画との整合性を図りながら、見直した後に議会へ報告し、議会の理解を得

るよう努めていきたいと考えております。

また、市民の皆様が納得を得ることにつきましては、市長と語る会などで計画を説明することで理解を得ていくようにすることが必要だというふうに考えております。

社会資本整備総合交付金につきましては、平成24年度に今後10年の整備計画を立て、進めてきておりますが、補助メニューの変更や交通量の変化に合わせて対象路線の変更を行っているところでございます。

次に、2項目めの優先順位の高い道路事業を効果的に進めるための方策についてですが、まずは国、県への交付金の要望活動を積極的に行うことが必要だというふうに考えています。

次に、長期計画による予算配分をもとにした道路計画を立てて進めていくことが重要と考えており、現在検討しているところでございます。

交付金の交付率が低くても、事業を先延ばしすることなく実施することにつきましては、事業を停滞させることの影響を見きわめ、市長、副市長、財政担当とも協議の上、慎重に判断し、議会に諮りながら、限られた予算の中で最大の効果を発揮できるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- ○8番(木村彰人議員) 市長のご回答でも、年次計画を立てる必要性があると考えている、中・長期的な交通大動脈計画を策定する必要性を考えていますということでした。前回の一般質問でも部長のご回答の中にもありました、平成24年に10年計画を策定し、事業の進捗とともに逐次改定しながら事業を進めているということでしたけれども、この計画、議会に対して情報提供ということは私は見てないんですけれども、これは情報提供していただけないものなんでしょうか。
- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(井浦真須己) この計画につきましては、いわゆる議会の場で説明をしたとかということの記録といいますか、そういうふうなことがございませんので、この平成24年度につくったものにつきましては、恐らく予算特別委員会とか、決算特別委員会等で質問があった際に、こういう事業をやっていますとの形での報告等々はさせていただいているかと思いますが、議員に対して、こういう計画がありますので、こうやって進めますということはしていなかったというふうに聞いてはおります。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- ○8番(木村彰人議員) というのは、これまだ記憶に新しい今年3月の予算特別委員会の中での やりとりですよね。この計画を知っている、知らないという議論で非常に混乱した苦い経験を 私持っております。何でこういうふうになってしまったかというと、この大きな道路事業の計 画について、オープンになっていなかったからだと思っています。

ちなみにこの優先順位についてお伺いしたいんですけれども、この優先順位は都市整備部と しての優先順位ですか、市としての優先順位ですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(井浦真須己) この優先順位といいますか、この計画につきましては、当時、都市整備部のほうで作成して、市長決裁を受けて、県のほうに計画書を提出しているというところはございますけれども、事業計画のその優先順位につきましては、これは基本的には課で、採択を考えて、都市整備部の中で最終的には判断しまして、市長、副市長へ報告をしていくという流れになるかと思います。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- ○8番 (木村彰人議員) 太宰府市としての主要な道路の事業計画、優先順位ということであれば、まず最初の作業的なものは担当課、部でやりますよね。けれども、それがある程度固まったら、まずは議会に対して情報発信する必要があるんではないかと思います。それが、我々が見るタイミングというのが予算特別委員会のあの場であったら、その場で意見を言うことはできますけれども、変更は非常に厳しいですよね。執行部の方が優先順位を考えていらっしゃるのはわかります、いろいろな合理的な理由があるんでしょう。しかしながら、議会としても、逆に地域については我々議会、議員のほうが詳しいことがあると思っています。それを全て盛り込めとは言っていません。まず、その意見を聞いていただいて、優先順位を調整して、反映していただくという手続があれば、そのステップを踏むことによって、今言われた優先順位というのが本当に太宰府市としての道路事業の優先順位になるのではないかと思っています。

というわけで、今、平成24年に10年計画を立てたということですけれども、議会としては優 先順位として非常に認めがたいんじゃないかなあと、これは私個人的にでも、全体の状況はわ からない中でですが、そう思っています。まずは、我々にも見せていただきたいということ と、その中でも意見を言わせていただきたい、反映できるものは反映していただきたいと思う んですけれども、いかがでしょうか。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

**〇市長(楠田大蔵)** ありがとうございます。

平成24年の時点で立てました10年計画については、私は就任後からさかのぼって説明を聞くしかございませんでしたけれども、これまでも随時申し上げてきましたように、私自身就任をさせていただいてからは、これまで木村議員からも随時ご指摘がありましたように、こうした道路予算についての優先順位の見え方、そして執行の見え方、そうしたものにも丁寧に配慮する必要があると私自身も認識をしておりまして、そうした中で、先ほどの答弁のように年次計画を立てていく必要もあるし、中・長期的な計画を立てていく必要もあると認識をしております。

その上で、その中で、担当部、担当課もふだんから積極的に外に出て、現場の意見、市民の

皆様の意見に耳を傾けてきたことは当然のことでありますし、そうした中でこうした決断が時の執行部の中でされてきたことも間違いないことでありましょうが、さらに私自身先頭に立って、市民の代表である議員の皆様、そして市民の皆様から、さまざまなこうした道路に対する要望についても積極的に耳を傾け、皆様の意見も伺い、そして説明も積極的にしていくという工夫を、今後、つくり上げていきたいと考えております。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員。
- **〇8番(木村彰人議員)** 最後に、私が考えている優先順位が高い道路事業を効果的に進める方 策、これは私の考えです、3つあります。

まず、優先順位の合理性ではないでしょうか。基準に基づいて各道路事業を評価していくとか、しっかり裏づけ、合理的な基準に基づいて優先順位が決めらえているのがまず1つ。

2つ目、次に優先順位の策定の透明性じゃないかと思います。優先順位を作成する過程で事業の内容を議会に説明することではないですか。その際、議会の意見を反映させていただくとか、ぜひやっていただきたいと思います。

3つ目、優先順位が確定、事業が動き出したら、進捗状況を議会と市民に公開、発信してください。議会に対しては、予算、決算時とともに、事業計画の改定を行う際に説明と協議を行うことが非常に必要だと思います。このステップを踏んで進めない限り、また同じことを予算特別委員会でやってしまうことになりかねません。

道路事業に反対しているわけではありません。しっかり事前に情報をください、それを審議させてくださいというお願いをしているだけなんです。平成31年度予算も今着々と詰めていらっしゃると思いますけれども、それに向けてはしっかり、私の提案ですけれども、これを頭に置いて行動に移していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長(橋本 健議員) 8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午後3時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

**〇14番(長谷川公成議員)** ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告して おりました中学生の社会体育の充実と置き勉について質問させていただきます。

現在の部活動を取り巻く環境といたしましては、小学生まで一生懸命に社会体育で頑張り、 その結果、九州大会や全国大会まで出場し注目を浴びたとしても、中学校に専門の教師がいな い等の理由で、架空の転居により住民票を移し、県外や他市へ越境する生徒たちが多数いると 聞き及んでおり、本市も例外ではありません。そういった選手の中には、高校へ進学し、全国 大会で優勝したり、世界大会でメダルを獲得するなど大活躍した選手もおりますが、残念なこ とに、その選手が活躍後に本市に表敬訪問を行ったという話はほとんど聞いたことがありませ ん。

それはなぜかと申しますと、その選手が一番大切な時期、それはまさに成長期である中学生の時期を本市で過ごしていないからではないでしょうか。高校の県大会や全国大会の中継を見ると、選手の名前がテロップで紹介されたときには、必ずと言っていいほど中学校名が記されています。それだけ中学校というのは注目されますし、近年は地域密着ということで、地元中学校の卒業生となれば応援にも熱が入ります。義務教育の9年間は、その地域の小・中学校に通っていただきたいと切に願います。そのためには、私たち大人が環境を整える必要があると思います。

それでは、質問に入ります。

- 1、本市教育委員会は4中学校統一の部活動要綱を作成されたのか、お伺いいたします。
- 2、民間の社会体育団体を除いたところで、本市の体育施設を利用して活動を行っている中学生を主体とした社会体育団体数を把握しているのか。また、その際に、施設利用料の措置、 部活動はそもそも無料です、施設の利用時間等を部活生徒と同じように平等に扱っているのか、お伺いいたします。
- 3、近年、ブラック部活という言葉が聞かれますが、本市において働き方改革の一環として、部活動に外部コーチの活用を進めていくお考えはあるのか。その際に、一定の条件をつけるのか、あわせてお伺いいたします。
  - 4、最後に置き勉について。

置き勉とは、教科書等を学校に置いて帰ることを言います。児童・生徒のランドセルや通学 かばんが重過ぎるという意見を踏まえて、宿題で使われない教科書等は置いて帰ることを認め るよう、国から全国の教育委員会に対して通知されておりますが、この通知を受け、本市の対 応をどのように行ったのか、お伺いいたします。

以上、1件4項目について質問させていただきます。

再質問は議員発言席にて行います。

# 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

**〇教育部理事(江口尋信)** 中学生の社会体育の充実と置き勉についてご回答申し上げます。

まず、1項目め、教育委員会が市内4中学校統一の部活動要綱を作成したのかという点についてですが、議員がお尋ねになっておられる部活動要綱は、部活動の目的や活動時間、約束事項等が記載されている部活動の基本方針であり、教育委員会ではなく、現在、各学校が作成しております。

次に、2項目め、中学生の社会体育団体数について把握しているか、その際の施設使用料や 利用時間について部活生と同等に扱われているか、ご回答申し上げます。 現在、本市スポーツ課が把握している中学生の社会体育団体数は13です。この数字につきましては、平成29年度以降に市内の公共施設で1回以上の活動実績がある団体数となります。

使用料につきましては、13全ての団体が、市内在住、子どもの料金区分で取り扱いをしておるところです。

次に、3項目め、外部指導者の活用推進についてご回答申し上げます。

教職員の働き方改革、特に部活動の指導に伴う負担の軽減につきましては、大変重要な課題だというふうに考えております。この件につきましては、平成29年4月1日付で学校教育法施行規則が改正され、中学校部活動における部活動指導員の制度が設けられ、指導体制の充実が図られるようになりました。

本市におきましては、まずは各中学校のニーズに応じて外部指導者を導入するよう計画をしているところです。

条件につきましては、技術的な指導を行い、生徒の運動能力を高めるだけではなく、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図る、生徒自身が自己肯定感を高めるという部活動の教育的意義を踏まえた指導をしていただくことだというふうに考えております。

最後の4項目め、置き勉についての本市の対応についてご回答申し上げます。

通学時の荷物が児童・生徒の健康に影響を与えることは、これまで報道等によってさまざまな情報が出されておりましたので、教育委員会では、本年7月に実施しました学校訪問で、学校の実態を踏まえて置き勉を認めるよう、教育長が直接管理職や学年主任等に話をしております。

その後、文科省が9月6日、置き勉を認めるよう全国の教育委員会に通知を出しておりますので、10月1日、これは10月1日なんですけれども、9月の定例校長会になります、9月の定例校長会で改めてこの通知についての周知を図るとともに、各学校の実態に応じて柔軟な対応をとるよう促しています。

また、あわせて、児童・生徒の体格、体力には個人差がありますので、保護者や児童・生徒からの個別の相談があった場合には、柔軟な対応をとるよう確認しているところです。

以上です。

# 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。

○14番(長谷川公成議員) ありがとうございます。

それでは、1項目めのほうから再質問させていただきますが、まずこの要綱なんですが、私 も一般質問の必要資料ということで4中学校拝見させていただきましたが、大体各4中学校 は、内容は多少ずれていますけれども、書いていることは、ほぼ一緒ということで。

ここでお尋ねしたいのが、必ず引率教員が1つの部活に対して2名いないといけないと、というのは中学校が決めているのか、教育委員会なのか、それとも国の文科省のほうから最低2名をつけなさいというふうに言われているのか、お尋ねいたします。

# 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

- ○教育部理事(江口尋信) 2名というのは、これは不測の事態に対応するためには、1人で引率した場合に、例えばぐあいが悪くなる生徒がいたりとか、それからけがをした場合にとか、そうなってくると今度は全体を把握する者がいないという状況が生じますので、これにつきましては学校長が安全確保のために判断して、そのような規則をつくっているというふうに考えていただいて結構だと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) なるほどですね。それで、校長先生が部活動要綱にそれを載せていると。過去、私が中学校で部活していたときには、2名いたかなという、そういうふうな思いがあったもんですから今お尋ねしたわけですが。これはじゃあ例えば今後、部活が仮に増えていくとして、1名になるということは考えられないということになりますね、ということでよろしいですか。
- 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。
- ○教育部理事(江口尋信) 例えば、社会体育のお子さんが中体連大会に出るとしますよね。そうすると、その場合には学校からは基本的にはほぼ1名引率ということになります。これはどういうことかといいますと、社会体育の指導者の方も来られますので、保護者の方もお見えになりますので、この場合は1名と、学校の純然たる部活動の場合はやはり安全面等を考慮して2名というふうに考えていただいたらいいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) よく理解いたしました、わかりました。

それでは、今教育委員会が要綱ではなく、部活動指針をつくられているというふうに聞き及んでおりますが、これは大体もうほぼ完成しているのか、いつぐらいまでを目途にしてつくられているのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。
- ○教育部理事(江口尋信) 部活動指針というのは、以前もお話ししたかもしれませんけれども、 平成30年3月、今年の3月にスポーツ庁から運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというのが出されております。この中に設置者である、要するに学校の設置者であるというのは教育委員会のことを指しますが、教育委員会が設置する学校に係る運動部活動の方針を策定しなさいと、それを受けて各学校は学校の運動部活動に係る活動方針を策定しなさいということが書いてあるわけです。現在、本市の中で学校と決めていることは、ノー部活動デーについてはある一定の決まりをつくっているんですよね。ただし、このノー部活動デーはスポーツ庁の指針に比べるとまだ少し緩やかなものになっています。ですので、これをスポーツ庁の言う休養日までどれだけ近づけるかという点と、練習時間についてはまだ決めておりません。

ただ、計画としては、校長先生方、4中学校の校長会と協議をしまして、2月までには内容を決めて、来年の4月からきちんとしたスタートができるように準備を進めているというところです。

- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- **〇14番(長谷川公成議員)** わかりました。2月まで協議して、大体3月中には、要するに今年 度中にはできると。これ議会のほうにはお示しされますか、それとも教育委員会の内部資料と して持っておくだけ、そこ最後お尋ねしたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。
- **〇教育部理事(江口尋信)** これはホームページ等にも上げても全然構わないものですので、お求めに応じてお出ししたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) 1項目めもう結構です。ありがとうございました。

2項目めなんですけれども、団体数を把握しているかというところで、13団体とあるというところで、まずご答弁の中で気になったのが、社会体育13全ての団体が市内子どもの料金区分で取り扱いをしておるというところなんですが、これがまずなぜかというところです。ということは、部活動生と対等には扱ってないというところが恐らく理由に上げられるんですけれども。私の中ではなぜ社会体育に進むかというと、壇上でも申しましたとおり、小学生まで一生懸命社会体育に力を入れていて頑張ってきて、中学校に行くと部活がないと、ですからやむを得ず社会体育のほうに進まないといけないということですね。ということは、部活動があれば部活動に入るので、当然使用料や負担も一切かからないということになるわけですね。でも、部活動がないがために社会体育に進むと、なぜこのような差が生まれるのか。例えば場所の確保等、いろいろ部活動生じゃなければ大変なところはあると思うんですが、まずそこをなぜか、ある意味社会体育生に冷たいなというふうな見方ができるわけです。そこら辺のご答弁をお願いします。

- 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。
- ○教育部理事(江口尋信) まず、部活動の位置づけについてなんですけれども、部活動というのは教育課程外に行われますが、これはもう学習指導要領にもついていますけれども、校長の管理のもとで行われる教育活動であります。ですので、教育活動についてお金を取るというのは当然あり得ないことだろうというふうに思います。

それから、社会体育につきましては、先ほど議員がおっしゃったような例も確かにあると思います。つまり小学校からの連続性、一貫性ということを求めて社会体育に進むという、そういう中学生もいると思います。また、社会体育をする子どもたちの動機はさまざまでありまして、例えば部活があってもさらに高いレベルでしたいと、例えば野球部があるんだけれども、硬式野球をしたいとかという自分で選択した子どもさんもいらっしゃいますよね。

そういうこともありますし、もう一つは、おっしゃったように小学生から高校生、それから 大人の方もいらっしゃると、中学生だけ無料にするということは非常に全体的なバランスを考 えたときになかなか難しいことかなというふうに考えております。

O議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。

○14番(長谷川公成議員) おっしゃるとおり、野球はよくわかります、野球やサッカーはそらもうクラブチームですから、水泳もそうですね、民間のスポーツクラブというか、そういった団体なんで、私はそこまで免除をしろとは申しません。実際そういった大きくくくれば社会体育なんですが、クラブチームに行って、本市からもプロ野球選手が2名出ていますけれども。そういったのはあったら、本市の野球チームじゃなく、大野城市のチームとかだったり、そんな感じですから、そこまではとは言いませんが、ただやはり部活がないがために仕方がないわけですね、そっちの社会体育に進む道しかないわけですから。

ですから、ある程度そういった減免、減免措置は子ども料金でとおっしゃられたんですけれども、費用がかからないようにしていく、そういった施設の貸し出しとか時間等に関しても、部活生同様に扱っていただきたいと私は思うんですね。中学校に部活があれば何の問題はないわけですから。ただ、やっぱり少子化の影響で子どもたちが少ないとか、そういった理由で部活動ができないと。ずっと要綱見たって全部そうですから、例えば新しい部活を新設するには、現在ある部活動を1つ減らしてしか増設できないとか、しないとか、そういった要綱に書いてあるもんですから、それは子どもたちに何の罪もないですよね。じゃあ、その小学生の時期から、部活動のあるスポーツしなさいと言うわけにはいかないでしょう。やっぱりオリンピックを目指す子もいれば、プロを目指す子もいるわけですから、それはもう当然選択の自由なんですね。

ですから、今後、協議していく中で、部活生と扱いを同じように義務教育の中ではしていただきたいと、私は切にお願いしているんですね、今要望しています。今後、そういったことを急に、例えば明日からとかそういうわけにはいかないと思いますが、この協議をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

○教育部理事(江口尋信) 実は先ほど私が紹介しましたスポーツ庁のこのガイドラインには、今長谷川議員がおっしゃったことと関係あるような記述もあるんですよ。どういったことかというと、地域との連携等というところなんですね。これの中に何があるかというと、例えば学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等の連携、そういった学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めていきましょうということとか、学校と地域が協働・融合した形でスポーツ環境の充実を推進する中で、スポーツ環境を充実する互いにパートナーとしてそこのところを考えていきなさいというところがあるんですね。ですので、社会体育だからだめだということではなくて、今後はそういった方向にも十分進むような可能性はあると思います。

ただ、現時点ではなかなかそこの区切りを、例えば1つのクラブの中にも先ほど言いました ようにさまざまな動機で子どもたちがスポーツをしているのも確かなんですね。部活動一つと っても、自分の健康づくりのために部活をしている生徒もいますし、もちろん大会で優勝目指 して自分の技能を高めている生徒もいますので、そういったところで、どこを区切っていくか というのは大変難しい問題ですので、今後、先ほど言いました地域との連携という視点で恐らく考えていかなければならないような環境や時期がやってくるんじゃないかなというふうには 思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) ぜひともお願いします。

中学生の間は非常に大事と思っていまして、横綱の稀勢の里が横綱になったときに、小学校を卒業した生まれ育ったところと、稀勢の里はこっちの市に来て中学生でそこから相撲を始めた、どっちの市がじゃあ出身地なんだってこれ大きく二分したことがあったんですね。ですから、普通だったら生まれ育ったところと思うけれども、でも一部では中学校は自分のところに来たけん、それはもう自分のところの出身だという、中学校って本当に私非常に大事だと思うんですね、体も大きくなりますし、力もついてくる時期ですから。ですから、そこら辺をやっぱり中学生の義務教育までしっかりと大事にしていただきたいと思います。

本市も過去に柴田亜衣さんという方がオリンピックでメダリストになったんですけれども、 本人は福岡県太宰府市とうたっているんですよ、ご存じでしたか、多分知らないと思います。 でも、柴田亜衣さんが太宰府市にじゃあ表敬訪問に来たかって、ないですからね。見てもらっ たらわかります、生誕地は福岡県太宰府市と堂々とうたっています、私さっき調べましたか ら、ずっと気になっていたんですよ。

ですから、やはりそういった選手も一人一人、今後、大事にしていかないと、太宰府市とせっかく名前を出してくれているんですから、太宰府市のネームバリューは確かに有名ですけれども、スポーツ選手でここに生まれた人の金メダリストなんだよとか、そういったアピールもできますから、大事にしていただきたいと思います。

関連して、4中学校同時に体育祭がありますね。大変申しわけないんですけれども、体が1つしかないので、1つの中学校にしか行けません。ただ、昼休みの終わった後に、最初にクラブ紹介があるんですね。これ理事のほうも把握しているかどうかわからないと思いますが、太宰府東中学校はそういった形で社会体育の生徒もクラブ紹介に出てくるんですよ。例えば、先ほどおっしゃったように水泳をしている子どもたち、一応水泳部として認められています、あと硬式テニス部だったり、部活にはない社会体育をしている子どもたちのクラブ行進があります。確かに1人とか2人しかいないんですけれども、でも子どもたちは堂々としているんですね。ほかの中学校も全校、4中学校されているんですかね、お尋ねいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。
- ○教育部理事(江口尋信) 見られた太宰府東中学校だけがされております。
- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) 新しく入った新入生としては、自分が入りたい、やりたいという部活動がないと、やっぱり選択肢が狭まれているような気がするんですね。社会体育も、例えば新入生のクラブ紹介のときに、中学生が活動しているんですから、社会体育やけれども、こう

いったスポーツがあるよと、太宰府市にはできるよという形で紹介をすべきだと考えるんですが、いかがでしょうか。

# 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

○教育部理事(江口尋信) ご質問のとおり、部活動に加えて社会体育の紹介をするということは、生徒にとって多様な運動機会の選択肢を提示することになります、それで大変意味のあることだというふうに私も思います。

しかしながら、現在、4校とも新入生の説明会については部活動以外の紹介はされておりません。理由が2つあるということで、1つは部活動は、先ほども言いましたけれども、教育課程外ですけれども、学校の教育活動なんですね。新入生説明会というのはそれぞれの中学校の学校生活のオリエンテーションという位置づけです。ですので、部活動を紹介するというよりも、1年生にどのような学校生活を送るのかと、どのような心構えが必要かとか、こういうときにはどうしたらいいかというのが部活動紹介の日に行われる新入生説明会になります。ですので、1つはそういった意味から社会体育の紹介をしていないと。

もう一つは、私も各中学校に聞いたんですけれども、現在、本市の各中学校の生徒が取り組んでおります社会体育の種類を尋ねましたところ、野球、サッカー、バレーボール、ラグビー、それから柔道、バドミントン、硬式テニス、空手、それからほかにもダンスとかビーチバレー、スキーとか、今年はいないと言っていましたけれども、サーフィンとか、実に多岐にわたっているんですね。そういった場合に、子どもたちが実際に所属している中でどこまで紹介していいのかというのは、子どもが実際いる場合には不公平感を生み出すことにもなりますので、きちんと学校生活を紹介するという意味で部活動のみを紹介するという形になっています。

#### 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。

○14番(長谷川公成議員) 多種多様ですね。理事、さっきから言いますけれども、市内の施設を使っている社会体育でいいんです、私全部を網羅して紹介してくれとは言っていません。市内の施設を使って、壇上で申し上げましたとおり、そういった、例えばできそうなところでバレーボール、ラグビー、バドミントン、柔道、剣道とか、サーフィンとかは特殊なんで、私そこまで紹介しろとは言いませんので、でも市内の施設を使って頑張っている、こういったのもあるよということでぜひとも紹介していただきたいなというふうに思います。ご検討していただきたいと思います。

次の質問に入りますが、筑紫地区の中には、中学校を選択する際に、市内の中で部活動を理由とした区域外通学が認められる自治体があります。なぜ太宰府市は認められていないのか、お伺いいたします。

#### 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

○教育部理事(江口尋信) 議員ご指摘のとおり、近隣市には、指定という形になりますので、指定の中学校に希望する部活動がない場合、希望している部活動がある最も近い中学校を入学先

として選択できるという自治体があります、これは現実にあります。現在、太宰府市にはこの制度はありません。その理由として、1つは通学時における事故への懸念ですね。それから、これ部活動をやめた場合には、どこも指定の学校に戻るようになっています。部活動をやめて指定の学校へ戻る際の、やっぱり友人関係も含めたその生徒へのケアの問題があると思います。それと、部活動がある学校に移るとなると、大規模な学校はさらに大規模になるという、要するに小さい学校から大きい学校に移るという動きになるという、こういった生徒の集中なども上げられると思います。

以前、私が別の市で指導主事をしておりましたときも、この制度があったんですけれども、 実に難しい側面も持っております。なぜかというと、友達関係でというのもあって、なかなか 本人の本当にかたい意思で動くのかどうかというのが確認しづらいこともありました。

ただ、先ほども言いましたけれども、運動部活動の総合的なガイドラインの中に、生徒のスポーツ活動の機会を保障するということは書いてありますので、この趣旨を踏まえて、部活動を理由とした中学校の区域外就学、これについては、今後、保護者とか生徒からのニーズがあれば、教育委員会の内部でしっかり協議した上、また学校と協議を重ねて、起こり得る課題の解決を図りながら前向きに検討していきたいなというふうには考えております。

### 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。

**〇14番(長谷川公成議員)** やっと前向きな回答をいただきました。ありがとうございます。非常に一歩前進したかなというふうに思います。

壇上でも申しましたとおり、この中学校の3年間のスポーツ活動が非常に大事と感じる生徒が他県、他市へ流出するのを黙って見ておくのは、私は本市にとっても損失だと思うんですね、これスポーツに限らずですよ。ですから、そこらは柔軟な対応をしていただきたい。確かに友達関係もあります。できたら、小・中学校は同じ地域で育って、そこに通学してもらいたいですけれども、でもどうしてもやっぱり将来のある子どもたちなんですね、部活を一生懸命しようという子は。高校、大学、社会人に入っても続けたいという思いがあるからだと私は思うんですね。ですから、越境してでも行きたいと。そういった理由で世界大会で本当にメダルをとった人もいますし、プロになった人も当然いますから。ですからそこらは柔軟な対応をしていただきたいと思います。

説明が長くなるんですが、次の質問に入ります。

2人以上のチームスポーツにおいて、合同で主要大会に出場する際に、互いの中学校にその 部活がない場合の対応なんですが、これ詳細説明しますね。A中学校には部活があると、B中 学校にはその部活がないと、合同で、例えば仮定をバレーとします。ある中学校には3人、な い中学校に3人、合計6人しか試合に出れんわけですね、バレーの試合に、ということはある 中学校が恐らく主導権を握ると思うんですね、合同で出た場合。私の認識の中では、2つの中 学校だったら合同で出場していいよというたしかそういったのを過去聞いたことがありますの で。ただ、ない中学校とない中学校の場合、A中学校にもB中学校にもないけれども、それぞ れ社会体育で中学生としてやっていると、2つ合わせれば6人にも7人にもなるといったときに、じゃあ中学校にない場合の対応としてどちらが例えば主導権を握るとか、果たして社会体育の外部コーチを入れるとか、そういった問題が出てくるんですね。ない中学校同士だったら、中体連に出れないんですね。ですから、引率の教師が必要だと思いますし、外部指導者とかにお願いして、最低先ほどおっしゃったように2名は要るということなので、中体連というと中学校体育連盟が主催しているので、子どもたちにとっては見せ場でもあるわけですね、今年も学業院中学校が全国大会とか、バレーボール行っていますし、そういったところで、ない中学校同士の対応はいかにしていくのか、お伺いいたします。

### 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

○教育部理事(江口尋信) そもそもない中学校というのは、今年は多分5月10日ぐらいとおっしゃっていたと思うんですけれども、子どもたちに、社会体育を継続的にやっている生徒で中体連に出たい者はいないのかという声かけをして、そして校長先生が認められた場合は、先ほど言いました顧問をつけて一旦は部活動として成立をさせるわけです。だから、もともとない者同士は組めないというのは当然なんですけれども、そんなふうに登録をするわけですね。ですので、ほとんどの場合が今中学校は2人顧問制をしいておりますけれども、どちらかというと中体連に引率をしない文化部というんですかね、を持ってある方がかけ持ちでそちらの顧問になるという形を大体とられることが多いようですね。そして、それを5月10日ぐらいに登録をしまして、それでチームスポーツとして出れない場合には他校のチームと合同チームが組めるということになります。

でも、その場合には、実はもう6種目しかできないんですよ。これは何かというと、バレーボール、サッカー、バスケット、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール、6つ、これだけです。だから、個人戦で、さっき議員おっしゃった柔道とかは個人戦がありますよね、ですのでもう他校と合同チームを組むことはできないんです。つまり個人戦でも出れない生徒たちへの特別措置としてこの措置はあるわけで、そういったふうな仕組みになっています。

ただ、これにつきましては、合同チームを申請したときに、中体連の筑前地区の理事会が承認しまして、その後、県まで承認することになりますが、およそ筑前地区の理事会が承認したら出れないことはないということをお聞きしておりますが、そのような手続を経て出れるわけですね。ですので、全く自由に、フリーに参加しているというわけではなくて、部活の形を一旦とって、登録をしているということになります。

# O議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。

- ○14番(長谷川公成議員) ということは、だからA中学校にもB中学校にもなくて、C中学校にはあるといった場合には、A中学校、B中学校はないない同士なのでこれは出れないというふうな認識ですよね。
- 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。
- ○教育部理事(江口尋信) どちらも部活として登録をして、合同チームとして申請をして、それ

が認められたら可能性があります。

それと、先ほど議員さんがおっしゃったので1つ違うのは、最初2つとおっしゃいましたけれども、現在は3チームでも認められている例があります。だから、大分中体連のほうも生徒にいろいろな活躍の機会を与えようというスタンスで少しずつルールをやわらかくしているんではないかなというふうに思います。

ですので、あくまでもその登録と、それから理事会の承認という過程を経なくてはいけません。それと、先ほど言いました6種目に限るということです。

# 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。

**○14番(長谷川公成議員)** なるほど3校になったんですね。やはり少子化の影響でしょうかね。

理事がおっしゃったように6種目に限るというのは、剣道や柔道は個人スポーツかもしれないですけれども、団体戦というのもあるんですね。女子だったら3人でいいんですね。例えばじゃあ1人ずつ中学生がいたらこれ団体戦に出られるんですね、本当は。ただ、何かいろいろそういったところが、大もとの連盟のほうがそれは認めていないといったところで。過去は太宰府の合同チームで出て、県大会で上位のほうまで行ったという、私の先輩ですけれども、あったんです。なかなか大きな連盟が認めてくれないと難しいというのは重々承知いたしました。やはり筑前地区と県の承認、ここに認められないとだめだということですね。わかりました。

それでは、今後、今の3校も認められるということなので、社会体育を充実するためには、こういった合同チームを教育委員会もぜひとも推進していただきたいと思います。中学校の主要大会はもちろん、公式戦にも積極的に出場できるよう、チームの代表や大会主催者にも太宰府市のチームとして認可していただくとともに、働きかけがやはり絶対に必要と感じるんですね。ですので、ぜひともできる範囲でいいですので、教育委員会として認可とそういった働きかけを行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

## 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

○教育部理事(江口尋信) 今年市内のあるサッカーチーム、部活動ですけれども、昨年度は大変活躍はしたんですけれども、今年は人数が足りていないんですね。合同チームを持ちかけたんですけれども、市内の中学校、これ実は保護者会にも了解を得なくちゃいけないんですけれども、保護者会がどこも、いや、合同チームはというようなことで、実は市をまたいで、別の市と合同チームをつくっているんです。その際には、教育長のほうが直接相手の市の教育長のほうに電話を入れまして、そこは重々教育長のほうからお願いをされまして、合同チームができて、無事に新人戦に出れたということもあります。

ですので、我々としましては、やはり子どもたちのことですから、できることはしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、今後も、あくまでもルールの中として、現在できることについては努力をしてまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- **〇14番(長谷川公成議員)** そういうことがあったんですね。すばらしいですね、教育長、ありがとうございました。

結果はともかく、出場するというので子どもたちも試合したいという、人数が足りていないんであればなおさらだと思うんですね、非常にすばらしいことだと思います。今後とも、ぜひともそういった働きかけを行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

2項目めはこれで終わります。

3項目めの外部指導者の活用についてですが、ご答弁いただいたとおり、確かにそのとおりですけれども、条件として年齢やその活動期間、例えば社会体育等で年数が必要なのかとか、一遍に言いますね、まず年齢制限を設けるのかどうかとか、活動期間、極端に言えば3年活動していればいいとか、全然したことのない人をいきなりぽんと連れてくるというのもいろいろと問題でしょうから、そういった活動期間とか、あと活動実績の中に入ると思うんですが、柔道、剣道だったら有段者、例えば何段以上とか、そういった条件つきで今後、外部指導者の推進をしていくのかどうか、お伺いいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。
- ○教育部理事(江口尋信) 恐らくそんなに素人の方はご自分で手を挙げられないとは思うんですけれども、年齢とか、段が何段ないといけないということは、我々はそこを言うところの線引きはしておりません。

ただ、やはりそういった直接子どもたちに指導していただく方ですので、我々がきちんと面接をして、その人なりを見きわめて、本当に中学生の指導を任せられるかどうかということは直接自分たちの目で確かめたいと思っています。先ほど言いましたけれども、あくまでも青少年育成の教育活動ですから、そこのところを踏まえたご指導をしていただくというのが絶対の条件だというふうに考えております。

- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) 私は都会のほう、大阪とか東京とかの話を聞くと、例えば野球部とかというのはほとんどないらしいんですね。大阪とかグラウンドの使用の関係もあるんでしょうけれども、全部クラブチーム、社会体育のほうに入っていると。ですから、友達の娘さんの中学校には野球部はないと、大阪にはそういったのほとんどないよと、そういったことを聞くもんですから、今後、外部指導者というのは非常に重要になってくると思うんですね。

中体連に応援に行きます、そうすると基本的に教師の方が引率、指導をずっとしているわけですよね。異動しますね、先生が、それについていく子どもも実際にいるわけですよ、その先生の指導をまだ教えてもらいたいということで。外部指導者が何が大事かというと、外部指導者というのは地域から出てきます。そういう方がずっと見ていただくほうが、私は長い間、見てくれるんであれば、そういった方を大いに活用していくべきだと考えております。

ですので、外部指導者、例えばいつ募集をするとか、どういった部活に焦点を絞っていく

か、現在のところ、恐らくわからないと思いますけれども、大体どの時点で発信されるという か、周知される、もし教育委員会のほうでお考えがあれば、お聞かせください。

- 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。
- ○教育部理事(江口尋信) 平成31年度当初を目途としておりましたけれども、まだ関係団体との協議もあるということですので、今現在、15人ほど4中学校で来ていただいているんですね。 その方たちにはもう継続してお願いしていただいて、関係団体との協議が終わり次第、新しい本市のシステムに移行していきたいというふうに考えております。
- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) これ最後に要望なんですけれども、できたら先ほどから申していますとおり、市内の施設を使っているところの社会体育団体にも、小学校になるともうほぼ引退するところもあるんですね。13団体あるとおっしゃいましたけれども、そういったところにもぜひとも外部コーチを推進していただいて、当然施設使用料とか、そういったのも減免措置でお願いしたいと思いますけれども、そういった面でも幅広い意味で、ぜひとも社会体育をやっている生徒さんたちを大事にしていただきたいと思います。

3項目めは終わります。

4項目めなんですが、置き勉について。また話が変わってくるんですけれども、教育部、今回一括させていただいていますので。文科省がさきに置き勉を認めるようというふうなご答弁があったんですけれども、本年7月にもう学校訪問のときに教育長のほうからされているということでしたね、ご答弁としては。

ただ、私が知る限り、今置き勉が実際に行われているかというと、行われていないんですね。私も知っている限り、子どもたちのことを話させていただきますけれども、太宰府南小学校では9月が運動会なので、ほかの小・中学校とは違うんですね。朝、子どもを見ていますと、泣いている子が来たんですよ。その子はランドセルを投げます、水筒を投げます、体操服を投げます、重たいから嫌だと言うんですよ。そこまで歩いていってまた投げます、重たいと、とにかく。運動会前なので、水筒を2つ持っていきなさいとか、喉が乾くから言われているんですね。ですから、もう投げながら行っているんです、泣きながら。特に月曜日の朝だと上靴も持っていかないかん、いろいろ持っていくものが多いんですね。ですから、置き勉が認められているか、やっているかどうかは現在私が見る限りでは、認められてありません。

小学校5年生の娘に、この間、ランドセル、パパ持ってと、はかったら5.5kgあったんですね。まだ体を鍛える意味で、大丈夫これぐらいからっていきなさいとは言うんですけれども、やっぱり1年生とか2年生、そこまで重くないかもしれないですけれども、遠いから歩いてくると相当重たそうにしているんですね。

中学生もそうなんですね。幾ら中学生だから体力があるだろうと思っても、やはり体の大きな子もおれば、小さな子もいます。そうすると、背中にからっているんですけれども、前傾姿勢で歩いていっているんですよ。本当に重たそうにしています。

ですので、早目に置き勉を、教育委員会で促すのかどうかわからないですけれども、やっていただかないと、江口理事のご答弁でもありましたとおり、健康被害にも出てくると思うんですね。今の子どもたち、私たちが小さいときにあったような病気、考えられない病気にいっぱいなっているんですね。例えば腰が痛いとか、そんなに小さいときに腰が痛いなんて思ったこともありませんでしたけれども、足が痛いとか、さまざまな病気、けがに見舞われているのは実際のところあります。ですので、置き勉を早目にどんどんやっていかないと、子どもの健康被害にも当然及ぼしてくると思います。

そこで、視点を変えまして、自転車通学なんですけれども、自転車通学は大体家から中学校 までの距離で決めているというふうに昔聞いたことがあるんですね。実際のところ、自転車通 学を認めるためには、どういった理由というか、条件があるのか、お伺いいたします。

### 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

○教育部理事(江口尋信) 現在、市内で言うと太宰府中学校だけが自転車通学をしているところです。他市には、例えば筑紫野市さんあたりには自転車通学をしている中学校が何校かあります。大体調べますと、2kmの範囲、距離があるというところで引いている学校が多いようです。

自転車通学をしたいということで、例えば学校、校長が判断して、PTAとか、本市はコミュニティスクールですので、学校や協議会等に諮りまして、そういう方針でいくということであれば、教育委員会と協議して安全性の確保について確認をした上でということになると思います。

ただ、現在のところ、私も3中学校の校長先生と話をしましたけれども、やはり結構太宰府 市内は大きな道路とか、例えば東中学校のところだったら3号線がかかっていたりだとか、交 通量が多い道路があるということで、事故の怖さがあるということで、現在のところは考えら れていないというご返答でした。

# 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。

○14番(長谷川公成議員) 確かに3号線あるけれども、信号はついている。裏道を通れば私の中ではそんな事故が起こるようには思えないんですけれども、ほかの、例えば西中学校も遠いところから太宰府西中学校に来られていますから、大体2kmというと、もう歩いていくのがつらいからということで、自転車通学したいとその生徒が言った場合は、中学校や学校運営協議会でそういった要望が出た場合、協議された上で結論を出すということになるんですか。

# 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

○教育部理事(江口尋信) 個人的に歩いていくのがつらいといった場合には、要因を子どもさんとか保護者の方と話し合うと思うんですよね。例えば荷物が体格的に、そら同じ年齢でもいろいろな体格のお子さんがいらっしゃいますので、もし荷物が問題であれば、学校のルールはあるとしても、学年のルールがあるとしても、その子については個別に対応すべきだと思うんですね。自転車通学というのは、いろいろな面でほかの生徒に与える影響等もありますので、そ

う簡単に個人的に学校が許可できるような内容ではないと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) 確かに理事がおっしゃったように個別に対応していくというところで恐らく判断されるんでしょうね。ですので、当時、私が中学生だったときには自転車通学がよかったもんですから、ただその後、東中学校ができて、それから中学生はもう自転車はだめだというふうになったんですね、過去そういったこともありました。

でも、2kmぐらいはかったらいろいろなところがかかってくるんじゃないかなと私の中では個人的に思うんですけれども、そこら辺もいろいろあるんでしょうけれども。

ただ、ぜひとも自転車通学の件も含めまして、子どもの健康に被害が起こるようであれば、 そこら辺もきちんと認めていっていただきたいと思います。

最後になりますが、中学生の社会体育は、最後の理由として部活がない、専門の教師がいない等、現在の学校教育の枠組みでは実現できない部分の穴埋めを行っていただいていると私は考えるべきだと思います。小学生時代にやっていたスポーツを続けたくても、中学校にその部活がないということで断念したり、越境したりと選択肢が狭いばかりに非常に残念な結果を招いている現状があります。たかがスポーツとくくる人もいると思いますが、しかしながら一喜一憂し、感動をもたらしてくれるのは私の中ではスポーツが一番だと思います。子どもたちに夢を与え、活躍を見守り、応援するのは私たち大人ではないでしょうか。将来、プロで活躍する選手やオリンピック出場、国際大会でメダリストが誕生するかもしれません。社会体育の生徒たちを部活生と分けるのではなく、平等な立場で扱っていただけるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで16時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時04分

~~~~~~ () ~~~~~~

再開 午後4時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

[15番 藤井雅之議員 登壇]

**〇15番(藤井雅之議員)** 議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に記載しておりま

す市長の政治姿勢について質問いたします。

今年1月に楠田市長が就任され、3月、6月、9月と3回の定例議会が行われました。心配されていた副市長、教育長の三役体制も整い、9月定例議会においては平成29年度の一般会計等各種決算が認定されましたが、平成29年度の多くの部分は前任市長の時代に執行された予算に対する決算認定であったと言えると思います。区切りがつき、今、楠田市長のもとで初めて当初予算の編成も行われていると思いますが、楠田市長の政治姿勢について、以下3点お伺いいたします。

まず、新年度の予算編成方針についてです。

地方自治体を運営する上で、地方自治法とのかかわりは否定できないと思います。地方自治法第1編総則第1条の2の中に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとあります。1つ前の第1条においては、この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、あわせて国と地方公共団体との間の基本的な関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とするとあります。大綱の次に住民の福祉の増進を図ることを基本とするとあるように、地方自治体の大きな役割があると思いますが、楠田市長は新年度の予算編成において、地方自治法にある住民の福祉の増進を図るということに対してどのように取り組んでいくお考えか、あわせて市長の地方自治法への見解もお伺いいたします。

次に、3つの工程と7つのプランの進捗状況と見える化についてお伺いします。

楠田市長は、選挙の際に3つの工程と7つのプランを訴え、当選されました。7つのプランの中では、プラン1、「市民参画の行政、街づくりで地域創生」の中で述べられた市長と語る会のスタート、プラン2、「学問の神様にふさわしい教育、子育て」の中で述べられた子ども・学生未来会議の開催、その一環で、12月25日には市内4中学校の代表を招いての子ども議会の開催が実現するなど、スタートをしているものもありますが、全体の進捗状況が見えません。

また、就任から改めて落ちついて議論できる今だからこそ、7つのプランの内訳の中で述べられたことの評価をどうするのか、実現させるもの、前進させるものなどさまざまあると思います。市長において、進捗状況の見える化をする手だてをとって、広く市民に周知をしていくことは大事な役割だと思います。市長の見解及び見える化するための具体的な手段を考えておられるのなら、あわせてお伺いいたします。

入札制度についてお伺いいたします。

3月定例議会において、私は一般質問で太宰府市の入札制度に関して、一般競争入札においての下限額の問題について市長に認識を問いました。その際、市長は、地場産業が果たす役割を述べられた後に、入札制度につきましては、まず現行制度の検証をしっかりと行った上で、

どのような制度が望ましいのか、不断の検討を行っていく必要があると、その上で行政が責任を持って改善をしていくことが必要である、そのように考えておりますと述べられました。不断という言葉の意味を辞書を引いたら、1、途絶えないで続くこと、またそのさまとありましたが、2のほうでは決断力に乏しいこととありました、その一例として優柔不断とありました。市長が優柔不断であるようなことはないと思いますが、3月議会で答弁された現行制度の検証についてどのように行われ、今後、何らかの方向が定まっているのか。現時点まで行ってきた不断の検討状況をお聞かせいただきたいと思います。

再質問については議員発言席で行います。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

**〇市長(楠田大蔵**) 私の政治姿勢についてご回答を申し上げます。

まず、冒頭申し上げますが、1月末に市長に就任をしてから10カ月余り、この間、日々新たに訪れる職務に立ち向かいながらも、まずは本市の未曽有の大混乱からの脱却を第一義と考え、議員各位、職員諸氏、市民の皆様との信頼関係を再構築するため、私なりに腐心をしてまいりました。その思い一心で、日々議会対応や職員との協働、市民との交流に最大限努めてきたつもりでございます。おかげさまでようやく所期の目的を達成しつつあり、今本腰を入れて、初めての当初予算編成作業を進めているところであります。

そこで、1項目めの新年度予算編成方針についてでございますが、地方自治法にあります住民の福祉の増進は大変重要な概念であると考えております。しかし、その体現として、あらゆる世代の多種多様な行政ニーズに応えていくためには、本市の厳しい財政をまず立て直す必要があると考えております。その大前提として、市が抱える問題、課題を職員一同共有し、一丸となって事業に取り組んでいくことが最重要と考え、これまでにない新たな取り組みとして、私が直接職員を対象に予算編成方針等の説明を行いました。その中で、最少の経費で最大の効果を上げることに努めるとともに、事業の継続性や必要性を再度根本から見直すなど、職員一人一人がみずからの問題として行財政に対しての危機意識を持ち、新たな収入増につながる事業の展開と一層の経費削減に努めるよう指示をした次第であります。

その際、常に市民目線を心がけ、市民の声に積極的に耳を傾ける現場主義を基本とすることは当然であります。そうした取り組みを通じ、地方自治法の本旨を実現してまいりたいと考えております。

次に、2項目めの3つの工程と7つのプランの進捗状況と見える化についてでありますが、 その進捗管理につきましては、定期的に全庁で情報共有を図りながら推進状況の把握に努めているところであります。現在のところ、ご指摘のプラン1、市長と語る会やプラン2、子ども・学生未来会議の初年度からの開催に加え、プラン3の超成長戦略としてのふるさと納税の拡充、プラン4の積極的広域連携による大太宰府構想を組み込んだ観光基本計画策定作業、プラン5、環境重視の逆転の発想による渋滞解消を目指す総合交通計画協議会や地域公共交通活性化協議会での議論も多彩な外部有識者のご協力を得て、鋭意進めております。また、プラン 6、民間の知恵を生かした高齢者福祉として、専門職が地域に出向き出張相談会を行うなどアウトリーチ型の相談対応に努め、プラン7、防衛省自衛隊と連携した市民の安全安心を体現するため、あらゆる災害に対応するシミュレーション策定に向け、自衛隊の助言も得ながら準備を進めております。

こうした内部で把握した進捗状況をいわゆる見える化するため、既に市長と語る会や広報「だざいふ」、ホームページ、SNS、各種寄稿などでも市民の皆様へ積極的にご報告を行っていますが、何より年4回開催されます市議会でのこうしたやりとりこそが見える化の最たるものであると考えております。今後も、そのさらなる充実を図ってまいります。

次に、3項目めの入札制度への認識についてでございますが、入札制度につきましては、公共調達の手段として、公正性、透明性、競争性及び適正な履行の確保を図ることが基本であると認識をしております。あわせて、社会資本の維持管理や自然災害への緊急対応など、地域経済の担い手である地場産業が果たす役割も重要であると考えております。

現在は、地場業者の受注について配慮をしながらも、指名業者の数を増やし、競争性をさら に高めるなどの取り組みを行っているところでございます。

入札制度につきましては、引き続き試行を重ね、どのような制度が望ましいのか、不断の検 討、見直しを行った上で、行政が責任を持って改善してまいります。

以上です。

## 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) ご回答ありがとうございました。

再質問に入らせていただきますけれども、順序が前後するようで申しわけありませんが、まず7つのプランに関連しましてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今、市長、7つのプランの回答を述べていただきましたけれども、率直に私が今ひっかかりましたのは、お聞きした限り、年4回開催される市議会でこうしたやりとりをすることが見える化の最たるものということですけれども、市議会で進捗状況を一回一回誰かの議員が聞かないといけないことですか。進捗状況を明らかにするというのは、市長の責任で行われることじゃないですか。ここに7つのプラン、縮小したものを打ち出したものがありますけれども、この7つのプランを訴えられて今市長はそこの席に座っておられるわけですから、その見える化の進捗状況は少なくとも市長の責任で明らかにしていただいて、その上で議会としてはこの進捗状況のこの部分についてどうなっているのかという議論をすることが議会と市長との本来の姿ではないかと思うんですが、その最低限の見える化をしていただくところは市長の役割だと思いますけれども、今おっしゃられた議会でのこの議論が最たるものだというのはどういう意味でしょうか、もう少し詳しくご答弁ください。

#### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

**〇市長(楠田大蔵)** 私が申しておりますことは、もちろん施政方針なり、これまでも所信表明なり、さまざまなこうしたご質問へのお答えすることなりで私自身も私なりの考え方、方針、そ

うしたものを説明してまいりましたし、今後の議会の中で、施政方針の中で、これまで取り組んできたことの進捗をご説明し、そしてこれから新たに取り組んでいくこと、さらに進めていくこと、こうしたものを説明する機会は最も重要な場は私は議会だと思っております。

そして、その議会でのさまざまな発表を、後に事後的にやはり広報「だざいふ」で発表したり、もちろんこうしたものもネットで中継もされておりますので、そうしたリアルタイムでもお伝えをすることができますけれども、私はやはり議会は大変重要でありまして、その議会で私自身の方針なり、進めてきたことをまず一義的に市民の代表である議員の方に説明をすることは大変重要なことであると考えておりまして、そうした意味では、市民の皆様にご説明する前にこの議会で私が取り組んできたことの進捗を今後もご説明をしていく機会は大切にしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

# 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。

**〇15番(藤井雅之議員)** それはそのとおりだと思います。

ただ、その前提のある中で、では市長がるるいろいろSNS、各種寄稿などということも先ほど答弁の中で言われましたけれども、総括的にこの7つのプランの状況が何かわかるような発信をしておられる具体的なものはおありになるんでしょうか。例えば広報とかいろいろるる言われましたけれども、その中でもこの7つ、ふだん全部詳細なものが載っているような発信というのはされていないですよね、少なくとも私は見つけることができなかったですけれども、市長がそう思う、何か具体的にここを見れば、この7つのものの進捗状況がわかりますと、今リアルタイムで、毎日毎日更新するのは難しいですけれども、月に1回、あるいは3カ月に1回ぐらいは進捗状況を更新しています、見える化をしていますと言われるような具体的な手段というのは今何かおありなのか、お聞かせください。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 例えばでありますけれども、私も手元にちょうど持っておりましたけれども、広報「だざいふ」の、これは2018年8月号でありますけれども、その中で平成30年度の主な事業として施政方針、『7つのプラン+α』に沿って、本年度は主に次のような事業を行いますということで、議員も見られたことがあると思いますけれども、こういう形で7つのプラン+αという形をどのように予算づけをしたのか、今後はこれをどのように執行していったのかというようなことも当然広報でも発表したいと思いますし、広報で発表したことは当然ホームページにも発表されておりますし、それを私がSNSに添付をするということも今後はできると思っております。

いずれにしましても、7つのプランだけが本市の方針ということは決してございませんで、 私自身が選挙のときにご提示をした一つの私の思いなり提案であるということの中で、もう既 にこの7つのプランも1つ組み込みはしておりますけれども、当然これまでやってまいりまし た第5次総合戦略の後期基本計画なども組み合わせた形で、施政方針などにももう既に取り込 んでおりますので、7つのプランだけを進捗を発表するということでももちろんないと、そこ まで私もおこがましい考えは持っていないところであります。

- 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。
- ○15番(藤井雅之議員) 見解の相違かもしれないですけれども、私は7つのプランというのは、市長自身が一番大事にされないといけないことであると思いますし、とりわけ選挙のときには中心に訴えられて、チラシもつくられ、市民の支持を得て、今そこにおられるわけですから、それならもう少しそこを大事にするといいますか、手段をきちんととっていただく必要はあると思います。

その上で、進捗状況、例えば議会の中でじゃあ進捗状況はどうですか、まだ進んでおりません、わかりましたという、そういうようなやりとりで時間を費やすような議論だけはしたくないというふうに思うんです。少なくとも進捗状況、例えば何かの会議が設置をされた、あるいは7つのプランの中でも具体的なものもありますよね、公共施設のトイレを和式から洋式に更新していきますとか、そういうような一文がプラン6の中にはあったりしますけれども、それが今現状は、就任のとき何%だったのが、これぐらいまで広がっているとか、そういうのを見た上で、議論の中心といいますか、これは今後も7つのプランで提案される部分というのは市議会の中での議論の中心課題になってくると思います。その点で、もう少し市長のところで見える化といいますか、市議会だけではなく、それが対市民に対しての見える化になるような手だてをとっていただかないといけないことだと思いますけれども、ご見解いかがでしょうか。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 何度も申しておりますように、7つのプランは私の選挙のときの公約でありますけれども、もちろんこの7つのプランは誰よりも私が大切にしていますし、今でも信念として持っております。

しかし、先ほど来議論もありましたように、この7つのプランだけで網羅しているところ、網羅できていないところも多々ありまして、先ほどの、例えば佐野東の問題であるとか、五条の再開発の問題、この7つのプランの中では全く触れておりません。それを私は触れておりませんでしたので、全く過去のこれまでの市の取り組みは取り上げないと、この7つのプランだけでいくというわけにはもちろんいかないわけでありまして、そうした中でこれまでのさまざまな市としての継続性、一貫性、こうしたものも私自身大切にしながら、そうしたものを尊重もしながら、そしてさまざま検討も重ねながら、そして私自身が責任を持って市民の皆様とお約束をした7つのプランの部分についても、できるだけ多くの部分はそこに組み込みながらやっているというところであります。そのことを当然まずは市民の代表であります議会の皆様に真っ先にお伝えをしていく、そういうことが私は大切なことだろうと思っております。市民の皆様にも同時並行でお伝えをすることは重要でありますけれども、市民の皆様の支持を得て、ここに来られている議員の皆様にまずはできるだけ早くご説明をしていくということが肝要であろうと考えております。

〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 私は今7つのプランに絞って質問をさせていただいておりますので、 佐野東のことですとか、五条のこと、それは7つのプランのこの議論の中では、直接関係のないとは言いませんけれども、あくまでも今回7つのプランの見える化という部分について質問をさせていただいておりますので、ですからこそ、やはり市長もお忙しいとは思いますけれども、少なくとも議会も3カ月に1回はあるわけですから、その時期を見て、3カ月に1回なり、この7つのプランにきちんと向き合っていただいた上で、その見える化といいますか、もう少しわかりやすく進捗の状況を何らかの市長の個人のツールでも構いません、ここを見てもらえればその進捗状況の部分はわかりますというようなところをぜひつくっていただいて、示していただきたい。そうすれば、議員側もそこを見た上で、また質問の内容を出すにしても、進捗状況ということではなくて、その進捗状況に対してどういう状況か、より一歩踏み込んだ議論、質問ができるというふうに思いますので、その点は、くどいようですけれども、あの7つのプランの見える化については重ねてお願いをしておきたいと思いますが、7つのプランに関連いたしまして、もう一点だけお伺いさせていただきたいと思います。

今市長、7つのプランの中で具体的に始まっているものとして取り上げましたけれども、語る会もされて、精力的に取り組んでおられるということも聞いておりますけれども、例えばでは7つのプランで上げられたことと地域で語る会で出たことというのが全くリンクしない、相入れないというような意見といいますか、要望が語る会の中で出たときには、市長はその語る会で出たほうを優先的に取り組んでいくとするのか、それとも7つのプランを上げられているほうを優先的に取り組んでいかれるとお考えなのか、その語る会と7つのプランとの基本姿勢といいますか、どういうふうな兼ね合いで進めていかれるのか、その基本姿勢をお聞かせください。

#### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 先ほどの件をもう一度お伝えしますと、7つのプランは決して私自身、そこの中で訴えてきたことを一つたりとも諦めたわけでもありませんし、間違いだったと認めているわけでも決してありません。全て7つのプランで訴えたことは組み込みながらやっていることは間違いありません。

しかし一方で、これもくどいようですけれども、7つのプランだけの進捗を私自身が個人的に発表するということは、これはやはり市長になった状況の中で、私の個人のこれまでの考え方を、逆に固執する余り、この7つのプランだけの進捗状況を発表するということも市長としては私はとるべきではないと。しかし、7つのプランを組み込んだこれからの市政としての取り組み、今後のそうしたものを私自身、市民の皆様からご期待をいただいたものをしっかりと形にしながら、これからのさまざまな計画に組み込んでいくということが私の責任の果たし方であろうと考えております。

その上で、先ほどご指摘もありましたけれども、7つのプランと語る会が異なった場合ということでありましたが、あくまで7つのプランを発表した時点、私は市長になる前でありまし

たし、国政の経験などを積んでもまいりましたけれども、太宰府市の市民お一人お一人の意見全てを把握、網羅できているわけではなかった可能性も十分あります。そうした中で、語る会の中で私自身が改めて聞かせていただく意見なり、7つのプランと少し異なるような、異なるといいますか、範疇から漏れるような部分というのは当然あるだろうと思います。実はこの7つのプランの部分を施政方針などで取り上げる際に、市民生活部に関係する部分の、例えば人権の問題とか、ごみの問題とか、そういう問題が7つのプランには入っておりませんでした。そうした中で、じゃあ市民生活部がやることを私自身がそこに取り込まないということは決してありませんで、その中に新たに総合計画との組み合わせとして、市民生活の部分も積極的に取り入れておりますし、その中で語る会で私が7つのプランで訴えていなかった部分を問われるということは多々あると思います。

ただ、この7つのプランについて、あくまで概括的な7つの項目、それでも網羅できていないところもありましたけれども、7つの項目に従ってこれからの市と市民のために実現すべき方向性を示しているものでありますので、基本的にはその方向性と市民の皆様の今までのご意見が真っ向から対立することはなかったように記憶をしておりますし、今後も恐らくこの方向性と意見が対立することは、そこまでないのではないかと考えております。

### 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 今の答弁で市長くどいようですけれどもと市長も言われましたけれども、私もくどいようですけれども、市長、率直に言いまして、先ほど再質問のやりとりの中で選挙公約だというふうに言われましたけれども、選挙公約だったら私は固執をしていいと思うんですよ、それがむしろ信念というものじゃないかなと率直に言って思います。市長になったから固執するわけにいかないというふうに言われたら、公約を投げ出したのというふうに率直に言って私はとりますよ、そういうふうに。ある程度の固執をするというのは、それは自身の選挙公約ということであるのならば、それはあってしかるべき姿だと私は思いますけれども、その辺についてどうですか。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) ですので、先ほど申しましたように、私の7つのプランのこの項目を一つたりとも断念しても落としてもおりません。これだけでは足らないので、それ以上のこれまでの積み重ねや職員が取り組んできたこと、そういう知見を全てできるだけ総合した形で施政方針もつくり上げましたし、今回の、来年度提案をする予算もつくり上げていきたいと思っているわけであります。

私が固執してはいけないというのは、ですからこの7つのプランで言ったことだけでこれからの方向性を決めると、総合計画も全てこの7つのプランだけでやるのだと、これを言うことは私はこれはまさに私自身のエゴでしかありませんので、そうしたことを私はすべきではないと。率直に申し上げますと、最初のこの7つのプランにつきましても、職員といろいろな議論をする中で、今までの市のやり方なり、方向性と異なる部分もあるのではないかという指摘も

ありましたし、そうしたことを私自身が断念をする可能性もないわけではなかったと思いますけれども、ここは私なりに市民の皆様からご期待をいただいたものでありますので、私の方向性としてこれを落とすわけにはいかないという中で、最終的には職員の全体的な協力も得まして、さまざまなこれまでの施政方針なり予算組みの今の作業につながっていると確信をしております。ですので、くどいようですけれども、7つのプランの一つたりとも決して落としておりませんし、固執していないことはありませんし、誰よりも私が固執しております。

- 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。
- ○15番(藤井雅之議員) 市長と4回目のやりとりですけれども、なかなか日本語って難しいな と改めて今感じておりますけれども。

では、引き続きその見える化についてはまた機会を見て、どこかでその進捗状況は私も一回 取り上げてこれで終わりというようなことにはならないと思いますし、また他の議員からも質 問が出る可能性がありますから、市長もその辺は踏まえた上で対応をしていただきたいという ことを要望しておきたいと思います。

7つのプランについては終わらせていただきますが、次に入札制度の部分について再質問させていただきますけれども、指命業者の数を増やして競争性をさらに高めるというような答弁がありましたけれども、まずこれ管財課のところで、担当課でも結構ですけれども、3月の議会の議論した後、市長からそういった具体的な指示等は、担当のところといいますか、そういったのは入札制度の下限の問題の部分に限っても結構ですけれども、何らかの指示というのは出ておりますでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。
- ○総務部理事(原口信行) 市長と所管との話し合いのもとに改善を図っていく必要があるという ことのもとに入札制度の試行をしているということでございます。 以上です。
- 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。
- **〇15番(藤井雅之議員)** そういった何か検討するような内部での協議の場というか、そういうような形の部分が新たに設置をされたとか、そこまでの部分はないということでしょうか。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。
- ○総務部理事(原口信行) 指名競争入札等に関しましては、指名選考委員会等もございますので、その中でいろいろな課題を見つけながら試行しているわけでございます。

例えば工事を例にとれば、国とか県の交付金の補正予算等が出ますけれども、その交付金の配分状況とか、それとか災害の発生等による各年度ごとの工事等の発注数の増減等があるわけでございます。選考に当たっては、当然ながら各事業者さんの手持ちの契約状況もやはり加味する必要があるということで、各年度ごとに指名に係る状況が異なるということになってくるわけでございます。そういうことを考えながら、どのような基準にまとめるかに関しては慎重にならざるを得ないというのがございまして、現行も試行を続けているというような状況でご

ざいます。

以上でございます。

- O議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。
- ○15番(藤井雅之議員) 現行ということですけれども、議会でもこういうやりとりもさせていただいておりますけれども、一定何らかの形での今内部で検討がされておりますけれども、その検討の結果というのは現行のままでいきますという結果になるのか、仮定の話になりますけれども、その検討した結果というのはどこかの時点で期限を区切った上できちんと結論を出していただく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その検討の具体的な目途といいますか、それが今内部でどういうふうになっているのか、具体的に今年度いっぱい検討する、あるいはもうちょっと様子を見るとか、どれぐらいのところで結論を出すというような、そういったものはありますか。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(楠田大蔵) 率直に申し上げて、どの時期までにどのような形でこの入札のあり方を変更するのか、しないのかも含めて、提案をできるかというと、まだ率直に申して決めておりません。先ほどから申しますように、言葉どおりの不断の見直し、検討と言っておりますが、やはりかかわる仕事の内容なり、額なり、業者さんの役割、性質なり、技術なり、それぞれ入札一つ一つそのあり方も変わってくると思いますし、私なりにそうした中で、この件については本当に、特に原口理事初め担当、また三役会議などでもそのあり方を話をしておりますけれども、でき得る限り市民の皆様からお預けいただいているこの税金を無駄のないように、しかしその一方で例えば安かろう悪かろうという形ではなくて、技術的にも満足のいくものが実際に執行されるように、そうしたことをやはり日々不断の見直しというものが必要であると。そうした中で、まずはただ少なくとも私が就任して1年たって、そうした年度ごとに実際に入札によってどのような結果で、入札率がどうであったのかとか、そうしたことを当然総括した上で、今後の見直しにつなげていくということは、これはもう毎年毎年、毎たび毎たび行っていくべきだろうと考えております。
- 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。
- ○15番(藤井雅之議員) わかりました。引き続きという部分でもありますけれども、この点もまたくどいようでもありますけれども、ここでも要は選挙のときに私たちも西日本新聞からのアンケートに答えて、この点は今の議会を構成されているわけですから、いろいろ情報も共有しつつ、まだ一定の結論、どういう結果なのか出していただいた上で、その上でまた議会もどういう形、当然市民の皆さんに対して議論しないといけない側面がありますので、その点は結論の部分のどういうふうに出されるのか、まだ検討されているということですけれども、早期対応をしていただきたいということを入札制度については重ねてお願いをしておきたいと思います。

それで、予算編成の部分になりますけれども、今何分初めての予算編成の部分のところであ

りますけれども、市長の答弁の中では厳しい財政の状況というようなこともありました。例えば、市長が捉えられる地方自治法の住民の福祉の増進という部分の基本的なところが地方自治法にはうたわれていると私は思いますけれども、その部分で具体的な財政の規模とか、太宰府市長に就任されて、あとこれだけの予算があればいろいろなことが網羅できるとか、そういうような思いというか、それとあと例えばこの年は子育て世代のところの重点的に配分する、あるいはこの年は高齢者といいますか、そういったところとか、いろいろそういうような市長の中での予算配分の権限といいますか、そういうのは市長に一定あると思うんですね、その部分の市長の施策の進めていき方というのはどういうふうに、何かお考えありますか。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) なかなか一概に一言で答えにくいところでありますが、先ほど来申していますように、やはり住民の福祉の増進を図ることは当然の基本の趣旨であります。しかし、その一方で、もう議員もご承知だと思いますけれども、本市の例えば経常収支比率は90%台に突入しておりまして、近隣市と比べても極めて悪い数字となっております、要は自由度が低いわけであります。そうしますと、残念ながら福祉の向上のために市民の皆様のニーズに応えるための予算の配分というものがなかなか難しくなってきているということも事実だろうと思います。

そうした中で、私自身みずからの責任として、その自由度を高めていき、そしてできる限り市民の皆様のさまざまな多岐にわたるニーズにお応えできるような予算組みを行うためには、歳出の見直しと歳入の増加を同時並行で行わなければならないと。この予算においても、先ほど申しましたように経営方針、また予算編成方針でもそのような方針を各職員にも伝えておりますけれども、そうした中で、できる限りそうした歳出の見直しと歳入の増加を一年一年図りながら、そして余力がある部分を積極的に市民の皆様に配分をしていくということを実現してまいりたいと思っております。

まずは以上です。

## 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 歳出の見直しという部分では、6月議会の際には補助金の交付のルール化の問題について私も市長とやりとりさせていただきました。補助金については、明日、門田議員が質問されますので、その部分の細かなところは今日お伺いいたしませんけれども、6月議会で私が市長にお伺いしたときには、9月の決算が閉まった後、予算編成までの予算のスケジュール、補助金のルール化をした上で予算編成を行うスケジュールがとてもタイトに感じるけれども、間に合うのかということを確認して、市長は内部でも確認した上で間に合うというふうな当時の答弁がありましたけれども、その点についての状況といいますか、それは今度の予算編成に当たってはきちんと反映された上で3月に新年度予算を提案されてくるというふうに認識しておいてよろしいでしょうか。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

- **〇市長(楠田大蔵)** 要はこの間の決算認定を予算反映に間に合わせられるのかということでしょうか、違いますか。
- O議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。
- ○15番(藤井雅之議員) 6月議会でのやりとりのときの話ですけれども、補助金のルール化といいますか、支給に関するルールの部分のやりとりをさせていただいたときに、6月の段階で9月の決算認定がされた後、市役所の中であの予算編成がされていく過程の中で、要は新年度の予算を編成するスケジュール的な問題でとても補助金のルール化をした上で新年度の予算を編成するというのはスケジュール的にとても厳しいというか、きつい日程ではないかというようなやりとりを市長とさせていただいたときに、市長は内部にも確認しているけれども、大丈夫だということを、確認しているというような答弁のやりとりをしたのがあるんですけれども、その点の確認です。要は、今度の新年度の予算は、その補助金の部分の一定の歳出の見直しという点でのルール化された上での予算編成がされてくるという認識でいいのかということなんですが。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 失礼いたしました。補助金のルール化、規則などをつくっていくことについて、私も方向性としては恐らく施政方針等で触れておりましたし、やりとりでもお答えをしていた記憶がもちろんございます。

そうした中で、ただ今副市長なども中心となって補助金のあり方については検討をしていただいておりますけれども、このルール、規則を全体の補助金のルールとしてつくり上げるということはなかなか力の要る作業でもあるというのが実感であります。補助金について、明日の質問でもやりとりがあると思いますが、これまで出してきた補助金を、これも私が市長になって突然全てをカットするというわけにもなかなかいかない事情もあるでしょうし、それぞれの補助金を出している団体ごとの事情もあると思います。そうした中で、できる限りこの補助金のルール化、できるだけ市民の皆様にわかりやすい形で補助金を出していくということをできる限りルール化していくことは当然重要なことでありますので、そうした努力を続けながら、予算の中でもこの補助金についての適正な額などを見出しながら、全体としての予算の中での歳出の見直しにつなげていければと思っております。

# 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。

〇15番(藤井雅之議員) わかりました。

それでは、最後1点、予算に関連してお伺いいたしますけれども、当然予算と同時に重要になってくるといいますか、市長の政治姿勢を執行していく上では市役所内の機構という部分に対してはどういうふうな認識をお持ちなのか。これはもう細かい通告はしておりませんので、新年度の予算編成と合わせて、市役所内の機構に関しては現状維持でいかれるというお考えか、それとも何らかの形を今、市長、考えておられるのか、その辺まで最後、お聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(楠田大蔵) 機構改革についてであります。

まず、1つ申しますのは、かつて私が就任する前に機構改革を何度か行われてきたということを私も説明を受けてきました。その中で、もちろんいい部分もあったかもしれませんけれども、この機構改革の本来の意味を見出すことができていない部分もあるのではないかと、そういう捉え方をしておりますし、職員自身もそうした中で戸惑いなりそうしたもの、また市民の皆様もやはりこの機構というものが余りにも短期間でころころ変わりますと、これは非常に混乱を及ぼすものでありましょうから、そうした経過を考えますと、私自身は私の感覚としてはすぐさま機構改革を行うということはできるだけ避けたいと思っています。

しかし、その一方で、例えば私自身がふだん動く上で、活動する上で、秘書係の部分であるとか、総務課の部分であるとか、特に私自身が、また三役の部分で、これまで以上に市民の皆様の負託を受けて積極的に市民と交わったり、市民の声を機動的に形にしていく上では、機構改革せずとも、人の配置などを考えるべきところもあるでしょうし、機構を変えずとも、国や県や民間の人材などを積極的に取り入れて、また我々の人材をそういうところにも出して、交流を図る中でその風土を変えていくこと、市民の期待に応えることもできるのではないかと現実には考えております。

- 〇議長(橋本 健議員) 15番藤井雅之議員。
- **〇15番(藤井雅之議員)** わかりました。再質問におきましては、順番の前後したところもあったかと思いますけれども、丁寧な回答をいただけたと思っております。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

**〇議長(橋本 健議員)** 以上で15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで17時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後5時02分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再開 午後5時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

**〇12番(原田久美子議員)** ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております 2件について質問いたします。

1件目は、豪雨災害に関する取り組みについて。

市長の施政方針で掲げておられます第7のプラン「防衛省自衛隊と連携した市民の安全安心」については、市長は防衛大臣政務官という政府の一員としての役割を経験されています。 本年度は、まず想定される地震、豪雨で発生する被害と災害対応を予測、分折するための準 備、調査を行い、あわせて自衛隊や警察などから現時点で可能な支援内容の調査をされ、地 震、豪雨による災害被害と災害対応についてスムーズな対応ができるように万全を期しますと 言われておられます。

また、平成15年の本市の豪雨災害から15年の節目を迎えるに当たり、安全・安心のまちづくりの防災意識の向上を促しますとも言われている間に、本市で平成30年7月豪雨で災害が起こってしまいました。この豪雨で、本市に史上初の大雨特別警報が出され、市長の判断で避難指示も発令されました。今回の災害では、人的被害はなかったものの、ご自宅の半壊を初め土石流の流入や崖崩れの災害があり、市長はすぐさまに駆けつけられ、いち早い復旧に努められたと8月の広報紙に掲載されていました。

今回の災害原因についての情報、伝達経路等、災害情報を取集され、市長はどのように対応 され、検証されたのか。また、このような災害が発生した場合、全国的に社会福祉協議会を中 心にボランティア活動が行われますが、社会福祉協議会の役割と組織体制の取り組みについて お伺いいたします。

今年8月1日号広報紙掲載の写真は、三条台の自宅の半壊の写真ですが、市長はその状況を 見て、今回の対応、検証をどのようにされたのか、お伺いします。

2点目は、土石流の自宅半壊で土石流による減災対策が行われていたのか、お聞きします。

3点目、地域自治会への説明会において、被災された皆様のお声を聞かれたようですが、地元自治会、関係機関と協力体制、連携対策を進める必要があると思います。それについて市長のお考えについてお伺いします。

2件目は、太宰府市の後援等に関する規程についてです。

太宰府市の団体等が主催者となって行事を行われる際、本市に共催または後援の要請があった場合、規程に基づき許可を市長名で出されます。後援等を決定される際、この規程に基づき決定をされると思いますが、そこで3点お伺いいたします。

申請時に添付されるチラシ、各種団体の内容等、特に配布するチラシ等の内容を市長はごら んになっておられますでしょうか。

2点目、事務処理の中で申請者からの事後報告はされているのか。

3点目、後援に当たり、実質後援と名義後援をどのように判断をされ、許可をされているのか。

以上、2件について答弁をお願いします。

再質問は議員発言席から行います。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

**〇市長(楠田大蔵)** 1件目の豪雨災害などに関する取り組みについてご回答申し上げます。

平成30年7月豪雨につきましては、幸いにも本市では災害犠牲者、人的な被害はありませんでしたが、市内の至るところで土砂崩れや冠水が発生をし、特に三条二丁目においては全壊となる家屋被害が発生し、広範囲で土砂の堆積による通行障害も発生しました。私も現地に赴き

まして、被災状況を確認し、被災地の復旧、被災者への迅速な対応を指示し、まず道路の通行 復旧、二次被害を避けるための流木や土砂の撤去、水路の復旧を行い、被災者からの要望に基 づき、住居の確保、各支援制度の適用を行ってまいりました。

今回、全壊を受けた家屋の上流部の2カ所に治山事業によるダムが施工されておりましたが、残念ながら、大量の土砂や流木がダムを越えて住宅に流れ込みました。今後の災害に備え、新たに上流部に治山ダム2基を県へ要望し、設置に向け準備が進んでおります。

さらに、市内各所における治山事業を今までどおり継続して県へ要望してまいりたいと思います。

現在、今後の災害に備えて、自衛隊の方々の助言も受けながら、シミュレーション作成作業を進めており、それにより導き出される必要な災害対応を、自治会や関係機関と共有し、万全な災害対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、以前、議会でご提案をいただきました防災士資格につきましては、早速職員数人が取得をいたしたところであります。

詳細につきましては、担当部長から回答いたします。

### 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(石田宏二) 7月6日の豪雨災害の対応につきましては、市内において三条二丁目を中心に全壊となる家屋被害が1件発生し、三条台区の道路に支障となる土砂の堆積被害が発生して、復旧に取り組んだところでございます。家屋の被害を受けられました方に対しましては、みなし住宅の確保でありますとか、二次被害防止のため、住宅に覆いかぶさっている流木、土砂の撤去などを行ったところでございます。

また、被災された方から家屋内の土砂撤去の要望があり、早急なボランティアの手配対応が 必要ではありましたが、家屋内作業の安全確保のための周辺の流木や土砂撤去、家屋被害の判 定などにより作業着手が遅くなってしまいまして、10月上旬にボランティアの協力を得て、撤 去作業が終了したということでございます。

今回、家屋内土砂撤去のボランティア要請の情報が地元民生委員の方から社会福祉協議会を 通してボランティア団体に情報がもたらされ、土砂撤去の作業が始まりましたが、市において ボランティアの協力要請に手間取ったことは、今回の課題であったというふうに考えておりま す。

災害発生において、被災された方のニーズに基づき、社会福祉協議会に災害ボランティアセンター開設を市が要請をいたしますが、今回、被害が限定的でありましたので、情報提供やボランティアセンターの要請までには至らなかったということでございます。

今後の災害に備えまして、災害対応を迅速かつ確実に実行していく必要がございますので、 社会福祉協議会を初め関係団体に被害情報の提供など、密な連絡を図ってまいりたいというふ うに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- ○12番(原田久美子議員) 本当に詳しくご回答いただきまして、ありがとうございました。 第1点目なんですけれども、もう皆さんわかっていると思いますけれども、8月1日号に市 長がその7月の豪雨に寄せて写真つきで掲載されていましたときには、自宅の半壊を初めとい うことになっておりましたので、私いつ全壊になったか、変更がわかりませんでしたので、半 壊から全壊になった日程とかを教えていただけませんでしょうか。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) まず、それぞれの基準がございまして、半壊というところから始まったんでございますが、ほかの地域でもいろいろとそれは半壊ではないとか、大規模半壊じゃないのかというようなこともありまして、一旦は8月2日に被災家屋を大規模半壊というふうに認定をいたしたところです。それを被災者の方にも伝えたところではございますけれども、その後、いろいろな条件、ほかのところでの例とかも参考にいたしまして、再度被害家屋を調査し直しております。最終的には、9月3日にその被災家屋を全壊と認定をいたして、り災証明を交付いたしたというところでございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- 〇12番(原田久美子議員) 先ほど市長のほうから、被災された要望に基づき住民の住居の確保をされたとされましたけれども、みなし住宅の件なんですけれども、これは半壊と全壊では異なると思いますけれども、今期限はどれぐらいになっているんですか。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 今回被災されました方は、民間の住宅をご紹介いたしまして、そこのところをみなし住宅として借り上げまして、8月8日から入っていただいておりまして、この入居期間については6カ月ということになってございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- ○12番(原田久美子議員) そしたら、6カ月までにその被災された老夫婦の方はその6カ月が 過ぎるとまたどこかに引っ越しとなり、何かしなきゃいけないんですけれども、本当は国から 猶予とされているのは2年間とお聞きしましたけれども、2年間の猶予期限があるんじゃない かと私確認しましたけれども。教えてください。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 他市の例もいろいろと調査、検討した結果、私どものほう、今回の適用 については、県の基準を適用いたしまして6カ月間というふうにさせていただいたということ でございます。
- **○議長(橋本 健議員)** 12番原田久美子議員。
- ○12番(原田久美子議員) それと、先ほど市長が新たに上流部に治山ダム2基を県へ要望し、 設置に向け準備は進んでおりますということ言われてありますけれども、私現場に参りまして、その被災された家屋は上に治山ダムが2カ所ありました。それの整備をされるのか、また

改めてつくられるのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。
- **○観光経済部長(藤田 彰)** 治山ダムの担当でございますので、私のほうからご回答させていただきます。

今現在ございます治山ダム2基、これは土砂の撤去、流木の撤去はお願いをいたしております。そのほかに、上流部に、今現在県のほうから設計業務を行っていただいております。1基は通常のコンクリートでできた治山ダム、もう一基は鋼製スリット式と言いまして、水は通すけれども、流木は通さないというスリット型、この2基を今設置できるように準備を進めているところでございます。完成は梅雨までに終わらせるということで聞いております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- 〇12番(原田久美子議員) こういう山、治山ダムがあるところは、そういうふうにして土砂が 堆積しますので、今後、ほかのところにも、太宰府は至るところに治山ダムがありますので、 その分も含めて調査をしていただいて、県のほうに要望をお願いしたいと思っております。治 山ダムの件につきましてはこれで終わりたいと思います。

それから、先ほど自衛隊の方々の助言も受けながらシミュレーション作成の作業を進めてまいりますという回答でございましたけれども、実際自衛隊の方とシミュレーションをされたのかどうか、今まで、市長が1月から就任されましてもう1年になります、それまでの間にこういうふうなことをされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(楠田大蔵) 10カ月半でありますけれども、要はシミュレーション作成作業というものでありますけれども、私もかつての経験から、防衛省、自衛隊というものは当然国防のためにさまざまなシミュレーションもしておりまして、災害対応もシミュレーションをしながらあらゆる状況に備えるということをやっておりますけれども、そうした想定作業には一日の長があると考えております。

そうした中で、私自身常々自衛隊の方々と災害トップ会合などで、近隣市の首長さんなり、警察なり、消防の方なり、民間の会社も含めて、そうした意見交換を行う機会も持たせていただいておりますし、またかつてのさまざまなつながりの中からそうした自衛隊の幹部の方とのおつき合いもまだ続いておりますので、そうした方を通じまして、今この太宰府市も管内とする自衛官の方のご紹介をいただき、そうした方を通じてさまざまなこれからの災害想定をどのようにしていくべきなのかということの助言を今いただいているということであります。そうした意味では、私自身、最初のつながりの時点で率先して動かせていただいているというところであります。

- **〇議長(橋本 健議員)** 12番原田久美子議員。
- **〇12番(原田久美子議員)** 今の答弁では、まだ実際に実践はされていないということですよ

ね。今後とも早く実践されまして、災害は待ったなしの状態でありますので、これも必要ですけれども、市長が、第1にですけれども、現地に行って、この現状をどうしたほうがよかったのか、そしてそれから災害が起きて7カ月間、先ほど聞きましたので、樹木の撤去とかいろいろなものがあってこの時期になったということはわかりますけれども、被災された老夫婦についてはその人の気持ちを酌んでほしかったんです。その現場を見て、よく助かったなあとかだけでなく。その人たちは毎日毎日その姿を見るだけでも本当に心が悲惨ですよ。ああいうふうな状態が太宰府市内で起きたということを、市長になられて早く、一日も早い災害対策、減災対策をしてほしいんです。さっきの治山ダムのことにしても、早く見に行って、危険箇所と思ったら県のほうにお願いして、早目に早目に減災対策をする必要があると思います。

それと、こうしていきたいとか、誰々とこうしていきたいんじゃなくて、市長は有言実行を してもらいたいんですね。言ったらすぐに実行してもらいたい、実践していただきたいと私は 思っております。それをお願いしておきます。

それから、地域、自治会に対して説明会があったときに、説明会をどのような形で自治会の ほうにその現状をお話しになったのか、お願いします。

# 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。

〇都市整備部長(井浦真須己) 説明会のほうには私が市の担当として参加をさせていただきましたので、私のほうから回答を申し上げます。

参加させていただいたのは、都市整備部の私と建設課の係長1人、それとあと防災安全課長の3人で説明会のほうに参加させていただきました。

その際には、私どもがまず説明したのは、災害が起こった後の対応、まず土砂の撤去とか、 そういう災害対応についての説明をさせていただきました。とにかく一日でも早い土砂の、道 路上にまで土砂が入ってきていましたし、道路上だけじゃなくて、民家のほうにも入っていた 部分もございましたので、道路上の土砂の撤去と、あと側溝にも土砂がたまっていたので、そ ういうところの復旧というか、災害の対応をさせていただきますという説明をさせていただき ました。その際には、どうしても箇所によって、上流のほうからやってくるというところもあ りますので、それぞれ皆さんの全部終わるまでには少し時間がかかるので、その辺の工程的な ものもご理解いただきたいという説明もさせていただいたと思います。

それで、本当に実はその中でも三条台の自治会の説明会でしたけれども、三条台の上にあります、先ほどからお話に出ています民家、全壊になった民家についての心配もかなりされていましたので、あそこの家があったおかげで、あそこで木がとめられたので三条台まで落ちてこなかったということもあって、非常にそういう全壊の家屋への対応についても市のほうに要請をされたというところはございます。

あと、今までになかったような災害だったのでというそれぞれの意見というか、要望等も受けながら、復旧に当たったということございます。大まかで申しわけございませんけれども、 以上の説明会の内容ということでございます。 以上でございます。

## 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。

○12番(原田久美子議員) 部長がおっしゃったんで、そのとおりだろうと思います。あの家が ダムのかわりになったんじゃないかなと思いました。その家が、その下にも民家があるんです けれども、本当だったら、あの民家がなかったら、そのままあの下の2軒か3軒も同じく土砂 が流れて悲惨なことになっていたんじゃないかな。今回三条台の老夫婦の災害については、初 めは半壊ということで、後で全壊になったことが、本当に申しわけないんですけれども。もう 少し市のほうが、市だけじゃないと思うんですよね、県のほうからも見にこられると思います けれども、そういうふうな調査をもう少し早目にしていただきたい。今回、6カ月間の間で家 を出なきゃいけませんけれども、土砂の外側のことは言われましたけれども、家の中は土砂が 1m以上は堆積していたんです。私も写真は撮っておりますけれども。

それで、その家をどっちにしても解体しなきゃいけないんですね、あのままにしていたら雨が降ったらまた同じことになりますので。その解体をする前には、その中の土砂とか家財を撤去しないといけない。先ほど総務部長がおっしゃいましたけれども、10月に社会福祉協議会のほうに民生委員の方がどうかしてもらえないかと相談していた。近所の方が撤去作業するけれども、ちょっとしか仕事ができないんです、もう土が固くなって。相談に行ったら社会福祉協議会がやっとこさ動いてくれて、防災ボランティアネットワークのほうに連絡があって、それからさっと解体する状態まで持っていったわけです。

だから、民生委員が自治会長とかに相談をして、自治会長から市のほうにこういうふうなことがあっているんですけれども、どうかしてもらえないかというようなことを、どうして地域の自治会のほうでできなかったのか。民生委員の人たちが一生懸命土砂を撤去したりして、相談をするよりも、自治会長かそういうふうな役員の方たちが、その現場を見て、どうかしてやらないかんね、市のほうにお願いしようかとか、そんなことが出なかったのかなと思っているんですよ。

今回、社会福祉協議会の方がそういうなふうに早目にできなかったという理由もわかるんですけれども、民有地だからできないということもはっきりおっしゃっているので、本人さんたちはどうしたらいいかわからないんですよ。解体するためにはこの土砂とか中の家具を出さないとこれは解体できないからどうしたらいいんだろうかって、それは業者を使えば早いかもしれませんけれども、もう被災されているんだから、全財産がなくなっているんですよ。そしたら、誰がそこをするかといったら、やっぱりもうボランティアにお願いすればできることだったらできるじゃないですか、今回。

そして、社会福祉協議会が出されている「ふくしのひろば」というのがあって、10月1日号です。ここには平成30年7月豪雨に関する取り組みを書いてあります。久留米市の災害ボランティアセンターのほうに自分たちは職員派遣をしましたという文章でした。私も久留米市のボランティアセンターには何度も行ったことがあります。でも、これは職員の派遣だけであっ

て、こんなことをするならば、太宰府であの三条台のほうを先にお願いするべきでしょ。私は 社会福祉協議会がどうのこうのと言っているわけじゃないんです。社会福祉協議会がこういう ふうなことを知らなかったのかな、三条台の災害を知っていなかったのか。

結局災害は大規模だったらボランティアはさっと来ます。でも、小規模の場合は来ません。 それを行政はわかっているはずですので、社会福祉協議会と連携をして、今後ですよね、終わったことはもう仕方ありませんから、今後は社会福祉協議会がボランティアセンターを立ち上げるというような、社会福祉協議会が中心にしていかないけないということをもうわかってあると思うんですよ。今までもずうっといろいろなボランティアに行ったときにも、社会福祉協議会がちゃんと車を出して、ちゃんと行って、そういうふうなことはしていくというのはわかってあると思いますので、もう少し人間として、仕事としてじゃなくて、人間として一日も早い、太宰府市でそういうふうな災害が起きた場合は対応していきたいと私は願っています。それをお願いしたいと思います。

市長、どんなでしょうか、今後、先ほど言いましたようなことも含めてしていただけません でしょうか、連携を図っていただくことを。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) もう議員の熱い思いはしっかりと胸に刻みまして、私なりに直接このみなし住宅についても宅建の方にご連絡をしたり、先ほどのシミュレーションの件も自衛隊の方に連絡をしたりと、私なりにしておりますが、ただ私が余りにし過ぎるということ、また現場に出過ぎるということも、またこれは混乱を及ぼすことにもなろうかと思いますので、その兼ね合いも非常に難しいところもありますけれども、何より私自身も朝倉などでそういう状況、惨状を見てきた者として、議員ご指摘の状況は私も容易に想像ができます。

そうした中で、市と社会福祉協議会との連携が不足していたということは確かにあったのか と思いますので、今後、さらに大規模な災害が訪れる可能性も十分ありますので、そうしたと きのボランティアセンターのあり方など、これも非常に重要なポイントでありますから、そう したことも含めて、今後、生かしてまいりたいと思っております。

- O議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- ○12番(原田久美子議員) ありがとうございました。よろしくお願いしたいと思います。 それと、もう一点だけ、現場を見ましたら、地下水が湧き出ていたんですよね。排水の対策 とか水路はどういうふうになっているか、教えていただけますか、最後に。
- 〇議長(橋本 健議員) 都市整備部長。
- **〇都市整備部長(井浦真須己)** 箇所的には崩れたところのフェンスが垂れ下がっていたようなと ころの水ですかね。

実は、地下水も含めて水の処理につきましては、災害復旧工事の中にあそこののり面の整備 工事も入っていますので、その中で水処理をするというふうには聞いていますが、その辺は私 も確認を再度して、地下水も最終的に側溝等に流れ込ませたり、雨水管があれば雨水のほうに ということがありましょうから、その辺を確認しまして、地下水の処理もさせていただきたい と思っています。

以上です。

- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- **〇12番(原田久美子議員)** よろしくお願いしたいと思います。

次に、2件目お願いします。

- O議長(橋本 健議員) 2件目の回答をお願いいたします。 市長。
- ○市長(楠田大蔵) 次に、2件目についてご回答申し上げます。

事業等の後援につきましては、市民の生活、健康の向上、地域の経済並びに教育、文化やスポーツの振興など、さまざまな事業活動に対しまして、市が後援の意思を表明することで、各種団体の活動活性化や事業の側面的な支援につながるものと考えております。

今後とも、できるだけ申請に基づき後援していくことにより、大切な市民の皆様や各種団体 の多様な活動を支援していく方向で考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答いたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 詳細につきまして、私のほうからご回答申し上げます。

各種団体等が主催される事業等の後援につきましては、太宰府市後援等に関する規程に基づき、事務を行っております。

決定までの流れといたしましては、まず団体等から後援申請書を提出をいただき、その際、 事業計画書、収支予算書等、事業の内容を確認するための参考となる資料を添付していただい ております。申請方法や様式等は市ホームページにて公開をいたしております。申請書類が整 ったら、その事業の関係課長の意見を聞いた上で、添付資料や聞き取り等で後援することが適 当であるか、内容を確認いたしまして、総務課において決定をいたしておるところでございま す。

1点目の申請時に市長がチラシ等をごらんになっているのかという点につきましては、総務 課長決裁にて決定をいたしておりますので、市長までの回覧ということはいたしておりませ ん。しかしながら、各団体から秘書係に出席の案内等があった場合には見られるというような 形になろうかと思います。

2点目の事業等の実施後の報告につきましては、後援決定通知を出す際に、報告様式も同封 をいたしておりまして、事後報告を促すとともに、報告がない場合の督促等も電話で行ってい るところでございます。

3点目の実質後援と名義後援の判断についてでございますが、太宰府市後援等に関する規程 にも明記いたしておりますとおり、実質後援は補助金の給付、物的援助、事業運営に関する人 的支援等を伴うものである一方、名義後援は実質的な援助はないが、本市の名義を使用させる ことにより後援の意思を表明するものと定義をいたしております。実質後援の場合は、申請団体の活動や事業が市の方向性と合致しているか、関係課との調整が調っているか等を確認した上で決定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- ○12番(原田久美子議員) ありがとうございました。

名義後援なんですけれども、今部長がおっしゃいましたように、実質的な援助はないけれど も、本市の名義を使用させることにより後援の意思を表明するものですということでよろしい ですね。

市長にお伺いします。

市長は、名義後援で実際にその場所に行って挨拶をされたことはありますか。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(楠田大蔵) ございます。ご案内などをいただく機会も、私にとりましてはありがたいことだろうと思っておりまして、先ほど来申しておりますように、市民の皆様との接点、私のさまざまなメッセージも送らせていただく機会にもなりますし、市民の皆様のご意見を聞く機会にもなると思っておりまして、積極的に私も参加をするようにいたしております。
- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- ○12番(原田久美子議員) ありがとうございます。

そして、先ほど部長がおっしゃいましたチラシ等は市長までは行っていないということですけれども、どうして市長にまでチラシを見せないんですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 先ほども答弁いたしましたように、これは課長決裁にて決定をしている ということでございますので、市長まで決裁が上がっていかないというようなところで、そう いったチラシまでは事前にはお見せしていません。

ただ、先ほど市長も答弁されましたように、案内等がある場合は、当然その案内者のほうからチラシ等が行くというようなことになろうかと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- ○12番(原田久美子議員) チラシの中の内容については実際に総務課長が判こを押されるということですけれども、いろいろな事前と事後ということで、もしも内容が変わっていたりとかした場合には、故意に宗教団体とか、政治団体とか、そういうふうなことが、そら申請書には私は宗教団体ですよとかということは書かないと思うんですよ。でも、チラシを見て、これが小学校、中学校、高校生を対象とするんだったら教育委員会も許可をすると思いますけれども、太宰府市になったら市長なんですよ。市長がそういうふうなところに行くと、今いろいろな政治では国論というのがいろいろ論議がされています。やっぱり二分化すると思うんですよ、賛成、反対に。いいか悪いかは市民が判断するんですけれども。そういうふうなチラシを

私自身が見なかった場合には、市長がそこのイベントの場で挨拶をされるということは、市長は1人しかいないんですよ。今までは国会議員だったから、それで挨拶に行かれたと思いますけれども、市長はもう1人なんですよ、国会議員はいっぱいいるんです。

結局私が言いたいのは、市長が単独で出席されるときには控えてもらいたい。実質後援だったら共催もされていると思いますから、それはいいんですけれども、名義後援で実際に市長が1人で単独でぽんと行ったりして、そこで挨拶をするということは、市民から誤解を招いてしまうんじゃないかなと。そこのイベントの人たちはいいんですけれども、ほかから見たときに誤解されていると思います。だから、市長が自分の、私は市長です、市長ですと言わんでも、太宰府市がしているのは市長が後援を認めているんだから、そこまで行って挨拶をしなきゃいけないのかなというのが私の質問だったんですよ。それについてどうでしょうか。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 議員のご指摘も一つのご意見として承りますが、私自身、先ほど申しましたように、国政とはもう私も卒業しておりまして、党派もございません。つまりはお一人お一人の市民のために仕事をさせていただくのが私の役割だと思っております。と申しますと、逆に市民の方が一生懸命お一人でも何か信念を持って、世代を問わず、性別を問わず、取り組んでいただいておるようなことに対しては、市長としても少しでもお役に立てれば本望であるという思いも私も人間として、政治家としてもずっと信念としては持ってまいりました。

ご指摘のものが特定するべきではないのかもしれませんけれども、例えば想定されているものにつきましては、決してお一人ではなくて、やはり議員の方々も複数名呼びかけに加わっておられますし、元議員の方も加わっておられるような会合であります。私もいろいろな国政についてはそれぞれ意見は個人的には持っておりますけれども、これまた個人の意見で選択をすべきではないと思っておりますし、特に議員の方がかかわっておられるような会合であれば、私はむしろ積極的に出席をしていきたいと、そのようにも考えております。

## 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。

**〇12番(原田久美子議員)** 最後の言葉にまた、質問します。

結局名義後援で今後、そういうふうなことがあっても、出席するということで今言われたんですか。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

- ○市長(楠田大蔵) おっしゃるとおりでありまして、名義後援であろうが、もちろん後援がしていないところであっても、私自身が例えば関係がある方からご案内をいただいて、私自身そこに出席をしても、いわゆる本当の意味で公序良俗的に問題があるものでない限りは、できる限り、特に市民の方がかかわっているものに関しましては積極的にこれからも参加させていただきたいと思っております。
- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- **〇12番(原田久美子議員)** その辺の餅つき大会とか、何とか大会とかというので行く分はいい

んです。結局太宰府市が後援しているチラシがありますよね、申請があって、そういうふうな ところに市長が単独で行かれることは、私は余りよくないんじゃないないかなと思っているん ですよ。実質後援だったらいいんです。

結局誤解を招かれるというのは、もうわかってあると思いますけれども、太宰府市が許可した分ですよね、だからそれを賛成、反対があっているようなところに行くということは、片方の意見だけを主張しているというように私は感じますので。市長に言いたいのは、そういうふうな名義後援について、課長が許可をした、それを本当はチラシまでを見てもらいたい、そういうふうなところで、そのチラシの中に宗教団体とかそういうふうなことがあったとき、それは課長がちゃんと見られると思いますので、間違いはないと思いますけれども、そういうふうなことが後で、事前のチラシには何も書いていない、終わった後は書いているということになったときには、もうして終わったことはどうしてもとり返しがつかないんですよ、今後はそんなのは課長が認めないと思うんですけれども、そういうふうなことで、市長は1人しかいないんですから、太宰府市で後援をするときにはちょっと控えてほしいんですということをお願いしたいということを言っただけです。それについて、はい、どうぞ。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) この点は率直に原田議員と意見が異なるかもしれません。名義後援であれ、 課長が実質的に決裁するにしても、私自身が市のトップとしてこの後援したことに対して、名 義後援であれ、実質後援であれ、私が責任を持つことになります。そうした中で、当然名義後 援をしたものに対して私がご案内をいただいて、私自身先ほど申したように公序良俗に反する ようなものでない限りは、できる限り私は出席をさせていただくのが、市長としても市民との さまざまな接点をつくっていく上で重要なことだろうと考えておりまして、名義後援であろう が、実質後援であろうが、場合によっては後援をしていないものであっても、出席はしてまい りたいと思っております。

### 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。

〇12番(原田久美子議員) これでもう論議はできないと思います、同じことの平行線だと思いますけれども、今後、そういうふうなことがあった場合には、はっきりと言わせていただきますので、今後とも後援につきましては、市長みずから、市長は太宰府市の代表だということで行動を慎んでいただきたいと思っております。

以上です。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

- ○市長(楠田大蔵) 済みません、誤解なきように。私もですから一方のご意見のほうだけに行く ということになれば、ご指摘のように偏った考えを持っているということになりかねませんの で、ですからさまざまな国政においても意見がおありですから、その両方の会合にもご案内を いただければ積極的にどちらにも顔を出したいと思っております。
- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。

- ○12番(原田久美子議員) つけ加えますけれども、市長が行くということは、秘書係が担当になるんじゃないでしょうか。市長がそこに行くということは秘書がついていきますよね。秘書係の許可も要るんじゃないですか、部長、教えてください。
- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 特にさまざまな行事、そういった後援とかもあって市長は出席をなされますが、秘書は特段通常はついていっていないというような状況でございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員。
- 〇12番(原田久美子議員) これで私の一般質問を終わります。
- ○議長(橋本 健議員) 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日12月12日午前10持から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後6時03分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 1 議 事 日 程(4日目)

[平成30年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成30年12月12日 午前10時開議 於議事室

日程第1 一般質問

# 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名(議席番号) | 質 問 項 目   |
|----|-------------|---|
| 1  | 入 江 寿 (7)   | 1. 歴史と文化の環境税について (1) 税収の使い道について伺う。 (2) 特別徴収義務者等への周知と理解について伺う。 (3) 3事業の内容について伺う。 ① 太宰府子どもじまん認定 ② 太宰府ブランド創造協議会 ③ 交差点交通誘導警備 (4) 環境税収の増額について伺う。 2. 水道管基幹管路の耐震化について (1) 水道基幹管路の耐震化の現状について伺う。 (2) 水道基幹管路耐震化の取り組みについて伺う。 (3) 水道基幹管路耐震化の取り組みについて伺う。   |
| 2  | 堺 剛 (6)     | <ol> <li>(3) 水道基幹官路耐震化の取り組みについて(1) 「お悔やみコーナー」設置実現に向けて ① 死亡届受付事務の現状と課題認識を伺う。 ② 現行業務の中で、今後、一元化対応で市民負担軽減が図れないのか伺う。</li> <li>2. 本市の良好な公共交通環境の形成について(1) デマンド(のりあい)交通について(1) デマンド(のりあい)交通について、見解を伺う。② デマンド交通の公共交通サービスの必要性について伺う。③ 地域交通問題特別委員会から提出された要望書を踏まえて、見解を伺う。</li> <li>3. 観光推進における本市の取り組みと現状について(1) 観光推進基本計画策定に向けて① 観光推進基本計画策定に向けて① 観光推進計画の目的・理念について伺う。② 観光の現状と今後の課題について伺う。</li> <li>③ 新たな観光施策が検討されているのか伺う。</li> <li>④ 今後の推進体制の構築について伺う。</li> </ol> |

| 3 | 門 田 直 樹 (16)   | <ol> <li>市補助金について<br/>交付団体にもよるが、基本的には採算の自立が求められる。<br/>既得権として配慮するのではなく、事業提案制への移行が適切と<br/>考える。市長の見解を伺う。</li> <li>ICTの推進について<br/>業者への対応の質を高めるとともに、庁内情報システムの最適化<br/>を図るため、専門の係を設けるべき。<br/>また、各種バッチ処理に付随する帳票等の一部は、関係職員で作<br/>成可能と思量するが、見解を伺う。</li> </ol> |
|---|----------------|---|
| 4 | 舩 越 隆 之<br>(3) | <ol> <li>太宰府館の管理・運営について         <ul> <li>(1) 管理のあり方について伺う。</li> <li>(2) 今後の運営について伺う。</li> </ul> </li> </ol>   |

# 2 出席議員は次のとおりである(17名)

| 1番  | 栁 原 | 荘一郎 | 議員 | 2番  | 宮 | 原 | 伸 | _ | 議員 |
|-----|-----|-----|----|-----|---|---|---|---|----|
| 3番  | 舩 越 | 隆之  | 議員 | 4番  | 徳 | 永 | 洋 | 介 | 議員 |
| 6番  | 堺   | 岡山  | 議員 | 7番  | 入 | 江 |   | 寿 | 議員 |
| 8番  | 木 村 | 彰 人 | 議員 | 9番  | 陶 | Щ | 良 | 尚 | 議員 |
| 10番 | 小 畠 | 真由美 | 議員 | 11番 | 上 |   |   | 疆 | 議員 |
| 12番 | 原 田 | 久美子 | 議員 | 13番 | 神 | 武 |   | 綾 | 議員 |
| 14番 | 長谷川 | 公 成 | 議員 | 15番 | 藤 | 井 | 雅 | 之 | 議員 |
| 16番 | 門 田 | 直樹  | 議員 | 17番 | 村 | Щ | 弘 | 行 | 議員 |
| 18番 | 橋 本 | 健   | 議員 |     |   |   |   |   |    |

# 3 欠席議員は次のとおりである(1名)

5番 笠 利 毅 議員

# 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

| 市長         | 楠 田 | 大 蔵 | 副市長清水圭輔             |
|------------|-----|-----|---------------------|
| 教 育 長      | 樋 田 | 京 子 | 総務部長 石田宏二           |
| 市民生活部長     | 友 田 | 浩   | 総務部理事 原口信行          |
| 都市整備部長     | 井浦  | 真須己 | 健康福祉部長兼 濱本泰裕福祉事務所長  |
| 観光経済部長     | 藤田  | 彰   | 教育部長 緒方扶美           |
| 教育部理事      | 江 口 | 尋 信 | 総務課長併 田中 縁<br>選管書記長 |
| 経営企画課長     | 髙 原 | 清   | 文書情報課長 平 田 良 富      |
| 地域コミュニティ課長 | 藤井  | 泰人  | 市民課長 行武佐江           |
| 税務課長       | 森木  | 清 二 | 福祉課長 友添浩一           |
| 都市計画課長     | 木 村 | 昌 春 | 学校教育課長 吉 開 恭 一      |
| 上下水道課長     | 佐 藤 | 政 吾 | 上下水道施設課長 小 栁 憲 次    |

観光推進課長兼 国際・交流課長 木 村 幸代志 監査委員事務局長 福 嶋 浩

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 阿部宏亮 議事課長 花田善祐

書 記 斉藤正弘 書 記 髙原真理子

書 記 岡本和大

# 再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(橋本 健議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 一般質問

○議長(橋本 健議員) 日程第1、「一般質問」を行います。

7番入江寿議員の一般質問を許可します。

[7番 入江寿議員 登壇]

○7番(入江 寿議員) おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました2件の案件につきまして一般質問をさせていただきます。

まず1件目の案件、歴史と文化の環境税について質問します。

世界で進んでいる環境破壊や資源の枯渇に対処するためには、私たちが車を利用したり電気を利用したりと、日常生活を送る上で発生する環境に係る負担を経済システムに組み込む環境保全や枯渇性資源の利用を削減する取り組みを推進するために、環境税制があります。

太宰府市では、法定外普通税として歴史と文化の環境税が平成15年5月に導入され、来訪者、駐車場事業者、市民の皆様のご理解を得て、15年目を迎えています。この税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために導入されたものです。この税収は、平成29年度8,700万円となっております。

これを踏まえ、1点目の質問をします。

環境税の税収は、どのように使ったか、その使い方の意図が明らかにわかるようにしなければならないと思っております。そのためには、一部の政策担当者や既得権益者だけではなく、市民やNGOなども加わって、幅広い視点での議論が活発に行われる必要があります。

市は、環境税事業計画がどこの部署で作成されているか。太宰府市では、環境税の使途等に 関する事務を太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会で実施されておりますが、税収の使い道 についてはどのような協議を行われているか、お伺いいたします。また、環境税の使い道につ いて、市民の参加という観点から見た評価をあわせてお尋ねいたします。

2点目の質問をします。

環境税の徴収は、環境条例に定める特別徴収義務者、すなわち有料駐車場の経営者に、当該

駐車場を利用する来訪者に所定の税額を徴収していただき、納入期限までに納入金を納入していただくシステムです。環境税を支払うほうは、有料駐車場を利用していただく来訪者です。 そして、環境税を徴収していただいている方は特別徴収義務者、すなわち有料駐車場経営者の皆様です。来訪者及び特別徴収義務者の方たちに環境税について十分なる理解を得なければならないことですが、どのような方法で理解を得ているか、お伺いします。

また、特別徴収義務者の方たちは、環境税徴収をするために、この業務を遂行するにあたって仕事があります。来訪者への説明、書類の作成、徴収した税の会計処理、そして太宰府市への環境税の納入です。この労力等に対する対価をどのように考えておられるか、お伺いします。

3点目の質問をします。

平成29年度における歴史と文化の環境税の使い道は、事務費を除き24業種となっています。 業種別に質問したい項目がありますが、時間の都合から、3業種についてお伺いします。

まず、太宰府子どもじまん認定事業についてお伺いします。

この事業は、文化や歴史遺産に囲まれ、日々生活をしている子どもたちが認定に取り組み、 自主的に郷土を認識し、知識を広め、楽しく自然や遺跡に触れることにより、太宰府の将来を 担う子どもたちに自分の郷土に誇りや興味を持たせると目的が明記されています。夢と希望が 湧く事業です。すばらしい事業です。

この事業費は、62万6,000円と少額です。現在実施されている子どもじまん認定事業にとどめず、太宰府の将来を担う子どもたちに自分の郷土に誇りや興味を持たせるために、ほかの事業を付加し、子どもたちが大人になって、太宰府に住んでいてよかったなと実感するように、この事業を発展させることが必要であると思います。お考えをお伺いいたします。

次に、太宰府ブランド創造協議会事業についてお伺いします。

この事業は、太宰府市を含め4団体で構成した太宰府ブランド創造協議会が中心となり、太 宰府ならではの新たなブランドの創造に向けた事業です。この事業費は300万円です。

この事業でひときわ目立っている行事が、毎年9月23日に行われる光をテーマとした行事です。水城跡、観世音寺、大宰府政庁跡など10数カ所で、光の祭典が行われています。10年を経過し、太宰府市の秋の祭典として定着しています。この行事の主役は、住民の皆様です。ボランティア活動により成り立っています。携わられている住民の皆様に費用の面も含め十分なるバックアップをしていくことが、定着した秋の祭典を20年、30年と継続していくことにつながると思います。お考えをお伺いします。

次に、交差点交通誘導警備事業についてお伺いします。

この事業は、交通渋滞が予想される時期に、交差点内の円滑な交通誘導を図るために交通誘導員を配置する事業です。3カ所の交差点で実施されていますが、この事業について評価する意見と評価しない意見があります。地域住民の方への理解等が必要と思いますが、お考えをお伺いします。

4点目の質問をします。

環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するためには、現在の環境税収では 不足しているのではないでしょうか。ちなみに、環境税による事業は、事務費を除いて24業種 と多岐にわたって事業が展開されていますが、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造のた めには、ほかにも実施していく事業が多くあると思料します。新規事業の計画についてお伺い します。

また、環境税は、平成29年度末現在1億3,000万円程度が基金として残額がありますが、現在実施されている24業種の事業費総額に対し、環境税から支弁されている額の割合は60%程度です。いろいろな模索を実行して環境税収の増額を図る必要がある。それについてお伺いします

以上で歴史と文化の環境税の質問を終わります。

次に、2件目の案件、水道管基幹管路の耐震化について質問いたします。

日本の水道普及率は97%を超え、不可欠な重要なライフラインとなっています。太宰府市でも第6次拡張計画で、水道普及率90%台になるよう、平成32年度を目途に事業を推進されていることを承知しています。

地震などの自然災害、水質事故等への非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保等が必要とされています。このことから厚生労働省は、水道施設の耐震化の推進を通達しています。

地震と水道の被害では、東日本大震災で水道復旧に約5カ月、熊本地震では約3.5カ月の長期にわたり断水が続いたと言われています。水道施設の耐震化推進は、重要な課題です。今回の質問は、水道施設の水道基幹管路の耐震化に絞り込んで質問をします。

1点目の質問をします。

太宰府市の水道管は、平成29年度末現在で33万3,755mに対し、耐震化した管路は3万2,231m、耐震化率は9.7%となっています。水道管は、導水管、送水管、配水管と各家庭に供給する水道管4種類があり、水道基幹管路は、導水管、送水管と、配水管のうち水道事業者が重要な管路と考える管を基幹管路としています。基幹管路3種類別及び合計で、水道管延長と耐震化率についてお伺いします。

2点目の質問をします。

平成20年4月に厚生労働省は、厚生労働大臣認可水道事業者等に、水道施設の耐震化を計画 的に実施するよう通達しています。太宰府市の水道施設耐震化計画を基幹管路を中心にお伺い いたします。

3点目の質問をします。

水道施設の耐震化計画に沿って、基幹管路の耐震化を推進されていると思いますが、現状を 踏まえ、今後の取り組みをお伺いします。 以上で私の質問を終わります。再質問等は議員発言席で行います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(友田 浩) おはようございます。

それでは、1件目の歴史と文化の環境税につきましてご回答をいたします。

歴史と文化の環境税は、平成14年3月に可決施行しております太宰府市歴史と文化の環境税 条例の第1条に記されていますように、本市固有の歴史的文化遺産及び観光資源の保全と整備 を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために課するという趣旨 に基づきまして創設された法定外普通税でございます。

歴史と文化の環境税充当事業は、この趣旨に基づきまして、歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業という3つの事業体系に区分して実施をしているところでございます。

まず、1項目めの歴史と文化の環境税の使い道についてでございますが、歴史と文化の環境 税条例を施行して以降、条例第16条の規定によりまして、識見者、駐車場事業者、関係団体、 市民の方で構成しております市の附属機関であります歴史と文化の環境税運営協議会に、歴史 と文化の環境税の使途及び運営に関して意見を求めることになっておりまして、毎年度、運営 協議会を複数回開催をいたしまして、市が計画実施しようとしている事業が、歴史と文化の環 境税の目的に合致しているかどうかなどについて、精査及びさまざまなご意見やご指導をいた だくなど、審議を経た上で承認されたものにつきまして、翌年度事業として予算計上している ところでございます。

事業に関しましては、歴史と文化の環境税を利用することによる事業を実施を希望する担当 部署が作成をいたしました事業計画案を総務部経営企画課が集約をいたしまして、各課と事業 ヒアリングを行い、使途の目的や予算額が適正であるかを精査した上で、運営協議会に提案を しているところでございます。

次に、2項目めの特別徴収義務者等への周知と理解につきましては、主に市のホームページで内容を公開しているとともに、使い道についての概要につきましては、9月決算議会で議決を受けた後、本年平成30年につきましては、広報「だざいふ」11月号に「古都大宰府を彩る歴史と文化の環境税」という表題で市報に掲載をしているところでございます。

また、特別徴収義務者の皆様につきましても、9月議会の直近の歴史と文化の環境税申告書の送付に合わせまして、使途内容等についての冊子、「歴文税タイムズ」と申しますが、「歴文税タイムズ」を送付して、ご理解を図っているところでございます。

次に、特別徴収義務者である事業者の皆様への労力等に対する対価ということでございますが、個々の事業者の方に直接補助金等の対価をお渡しすることはできませんことから、任意で結成されました太宰府市観光駐車場協会に対しまして、施設整備等事業補助金として税収額に応じた補助金を交付し、観光や駐車場に関しての事業にご利用いただいているところでございます。

次に、3項目めのご質問の3事業の内容につきまして、その概略をご説明をいたします。

まず、1点目の太宰府子どもじまん認定ですが、議員ご指摘のとおり、自分の郷土に興味や 誇りを持った子どもを育てることは大変重要であるというふうに認識をしております。歩かん ね太宰府さんが実施しております太宰府子どもじまん認定事業につきましては、そのために大 変大きな役割を果たしていただいているところです。

ご質問の、他の事業を付加し、太宰府子どもじまん認定事業を発展させてはどうかという点につきましては、新しい事業を付加するという方法もあろうかとは思いますが、現在、各小・中学校が取り組んでおります「だざいふ・ふるさと学習」との連携を図り、事業の効果を高めていくという方法もあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、子どもたちが郷土に愛着と誇りを持つことができるよう、さまざまな工夫を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の太宰府ブランド創造協議会事業につきましては、九州国立博物館の開館を機に、太宰府観光協会、太宰府市商工会、太宰府天満宮、太宰府市の4団体で発足したものでございまして、全国に誇れる太宰府ならではの自然、歴史、文化、観光、産業などの本物の地域資源を太宰府ブランドとして維持するだけにとどまらず、創造を図ることを目的に、太宰府古都の光や観光客に対するもてなし意識の向上に資するための事業等を行っているところでございます。

今後につきましても、スタッフの方々に長く支えていただけますよう、市としましても支援 を継続していく所存でございます。

次に、3点目の交差点交通誘導警備事業につきましては、多数の来訪者が予想されますゴールデンウイークでありますとか秋の行楽シーズン、年末年始、観梅等の時期におきまして、五条交差点、梅大路交差点の交通誘導を行うものでございます。渋滞が激しくなる時期であり、直接的に渋滞が緩和されるものではありませんが、交差点内での歩行者等の事故防止、スムーズな通行のために行っている事業でございます。

なお、太宰府駅前交差点での交通誘導につきましては、主に太宰府市観光駐車場協会による 交通誘導を行っていただいているところです。また、今年度は宝満山登山や竈門神社への来訪 が多くなる紅葉時期の内山地区におきまして、交通誘導や渋滞を分散させるための迂回道路の 案内等を行ったところでございます。

次に、4項目めについてですが、まず、平成30年度の新規事業につきましては2事業がございます。1つは、ここ数年の大型クルーズ船の博多港寄港による外国人観光客を乗せた大型バスの増加が顕著となっていることから、クルーズ船観光客対策事業として、試験的に5,000人規模のクルーズ船の来航日にトイレの清掃回数の追加と、太宰府駅前交差点の交通誘導を行っております。

2つ目、もう一つにつきましては、今もありましたとおり、大型バスやレンタカーなどの交通量の増加による道路の劣化が顕著でありますことから、地元住民の皆様からも要望も上がっ

ておりました騒音、振動等の解消の一助としまして、また、自動車を使って来訪される皆様が 気持ちよく通行していただくために、五条交差点から太宰府天満宮駐車センターに向かう道路 の400mにつきまして道路改良事業を行っております。この工事につきましては、年内に完成 する予定で現在進行中でございます。

また、環境税収の増額についてのご質問ですが、現在の歴史と文化の環境税の有効期限は3年間ということで、今年3月16日に総務大臣から更新の同意を得たところであり、期間といたしましては平成30年5月23日から平成33年、2021年5月22日までとなっております。

この総務大臣の同意をいただくための歴史と文化の環境税条例の改正及び総務省協議を行うに当たりまして、その前段として、市長の諮問機関であります太宰府市税制審議会に、歴史と文化の環境税がとるべき必要な措置について諮問をいたしまして、「継続が望ましい」という答申をいただいております。

確かに、その審議の中でも、財源確保のために税率の引き上げを求める意見もありましたが、一方、近年の駐車台数の増加に鑑み、実施事業を精査し、事業費を抑制することにより1台当たりの税率を引き下げ、負担の軽減を求める意見もありました。そのような中で、税制審議会は、これらの議論を過去の審議経過等も踏まえ慎重に行うべきとし、税率につきましては現状維持とされました。このことからも、現時点では歴史と文化の環境税についての税率等を変更するという考えは持っておりません。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 続けて、都市整備部長。
- 〇都市整備部長(井浦真須己) おはようございます。

引き続き、2件目の水道管基幹管路の耐震化についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの水道基幹管路の耐震化の現状についてですが、平成29年度末で、基幹管路延長22.5kmのうち、耐震適合性がある基幹管路の延長は10.05kmで、耐震化率は44.6%となっており、平成28年度と比較し、延長で約0.5km、割合で1.4%の伸びとなっております。

内訳といたしまして、水源地から浄水場へ原水を送るための導水管につきましては約5.56km、そのうち耐震管は0.06km、耐震化率は1.08%となっております。また、浄水場から配水池への連絡管等の送水管につきましては約4.01km、そのうち耐震管は0.4km、耐震化率は10.13%、配水本管は約12.97km、そのうち耐震管は9.59kmで、耐震化率は73.92%となっております。

昨今、自然災害による水道施設の損壊等の発生が少なからず報道されておりますが、本市では、平成17年度から耐震性にすぐれた配水管を使用し、地震などによる災害に備えている状況でございます。

2項目めの水道基幹管路の耐震化計画及び3項目めの水道基幹管路の耐震化の取り組みについては関連しておりますので、一括してご回答申し上げます。

平成17年から平成24年まで実施しました第6次拡張事業の中で、五条口榎寺線、通称どんか

ん道に基幹管路を布設いたしました。直近の耐震化の取り組みといたしましては、この基幹管路と太宰府南小学校までを結びます管路整備事業を、平成29年度から平成33年度までの計画で実施をいたしております。

他の耐震化計画といたしましては、同じく第6次拡張事業で整備しました基幹管路から災害時の拠点となる避難施設等までの基幹管路の整備も順次計画してまいります。さらに、基幹管路以外の水道施設につきましても耐震化の取り組みを実施しており、松川浄水場につきましては、今年度に耐震診断を実施し、来年度に基本設計、その後実施設計、耐震工事を予定いたしております。

今後とも、水道事業は都市機能を支える重要なライフラインであることを認識し、安定した 水道水供給のため、各施設の耐震化を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) 再質問はありませんか。

7番入江寿議員。

○7番(入江 寿議員) ご回答ありがとうございました。

歴史の文化の環境税について再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の環境税収の使い道について、どのように計画され、実行されているかですが、ご回答いただきました内容と重複するかもしれませんが、確認の意味も含めて再質問させていただきます。

まず、環境税の使い道等に係る市の関係機関は、歴史と文化の環境税運営協議会と税制審議会、2つの会で協議や審議を行っているという認識でまずよろしいでしょうか。

また、環境税の事業計画を協議する、いわゆる環境税の使い道を協議する会が環境税運営協議会で、環境税が適切に執行されているか否かを審議する会が税制審議会であるというふうなことでよろしいでしょうか、あわせてちょっとお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(友田 浩) 環境税の使い道について審議をするところが歴史と文化の環境税の 運営協議会でございまして、税制審議会は、所掌事務が法定外税の導入に関すること、その他 税務行政に関することということで、税の制度的な構築をするところが税制審議会でございま して、使い道を審議する審議会ではございません。使い道について審議する附属機関といたし ましては、運営協議会のみになります。
- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- ○7番(入江 寿議員) よくわかりました。

次に、事業計画についてちょっとお伺いしたいと思います。

開かれた行政の観点から、市のホームページ等で環境税事業計画を公開されたらどうでしょ うか。まず、その点についてお考えをお伺いします。

また、先ほど申し上げました2つの会のうちの税制審議会の議事録等は、ホームページで公

開されているのを確認しておりますが、環境税運営協議会の議事録等は公開されていないよう なので、公開すべきじゃないでしょうか、あわせてちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(友田 浩) 環境税の事業関係の公表ということでございますけれども、今ご審議をしていただいているところでございまして、市の事業につきまして、その財源が一般財源なのか歴史と文化の環境税による特定財源にすることかということをご審議していただくものでございまして、事業自体というのは一般会計の予算決算として公開をしているというふうに考えております。計画段階ではですね。

ただ、充当させていただいた事業の結果につきましては、1答目で申しましたように、9月の決算議会で一般会計決算の議決をいただいた後に、市のホームページで先ほど申しました税の使い道について、こういうふうな「歴文税タイムズ」というのをつくっていまして、これをホームページで公開をさせていただいていますので、そういう部分で公開をしているというふうな認識でございます。

それと、2つ目の議事の公開につきましては、まず運営協議会の開催ごとに公開ということで、傍聴していただくような手続はしております。今議員言われたような議事録等の掲載については、過去から行っていないということもあるんですが、現在担当としては今後の課題かなというふうな認識をさせていただいていますので、今後については考えていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** そうですね、一番閲覧しやすいのはホームページだと思いますので、議事録は公開していただければと思っておりますので、要望としたいと思います。

次に、補正についてお伺いしたいと思います。

環境税の税収に係る事業を展開する中で、新規の事業をする必要が生じたり、当初の事業計画金額では事業展開が難しく、事業費を抑制する必要が生じた場合、どのような手順を踏まれているか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(友田 浩) 年度当初からその後に補正が必要になったときという手順につきましては、全て運営協議会に諮りまして、内容等の審議をしていただいて、承認されたものについてということで計上しております。また、事業に変更が途中で加わる場合もあるかと思いますので、そういう場合につきましても運営協議会に諮って審議をしていただいているという経過でございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** ありがとうございます。本当、委員の皆様は環境税についても熟知されていると思いますので、また住民の皆様の代表であると思います。開かれた行政の観点からも、そういうことであれば大いに評価したいと思います。

次に、決算についてお伺いします。

環境税の使い道は、各事業ごと、事業費、環境税から支弁した金額が市のホームページで公開されております。これでは当初の事業と予算金額、補正による事業と予算金額に対し事業ごとの決算がどのようになったかが、ちょっと不明じゃないかと思っております。環境税の使い道として、市民の皆様に公開してご理解をいただくことが大事なことではないでしょうか。その点についてお考えをお願いいたします。それだけお願いします。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(友田 浩) その分につきましても、先ほど言いましたこの「歴文税タイムズ」というもので事業の内容でありますとか全体事業費と、そのうちの歴文税の充当額というのを公開をしておるというふうに認識をしております。先ほど言いました運営協議会の議事録等の公開という部分で、今後はそういう分も見せていければというふうに思っております。
- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** 済みません、もう一点、先ほどちょっと聞いたようなあれなんですけれども、税務行政が適切に執行されているか否かは、税制審議会で審議していただいていると理解しとってよろしいですかね。お願いします。
- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(友田 浩)** 通常、国課税、税制というよりは、その歴文税というところについては税制審議会ということになるかと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** 行政の見える化は、常に住民の皆様の立場に立って行うことが必要だと 思っております。開かれた行政をしていただきますようお願い申し上げます。

次に、税制審議会についてちょっとお伺いしたいと思います。

平成29年度、税制審議会は4回開催されたことが市のホームページで公開されています。第 1回目の審議会で、平成28年度の環境税決算について審議するレジュメがございます。担当課 より決算報告がされましたが、報告後、この件は次の機会にすると会長の発言があり、環境税 の決算審議がなされておりません。これ以降3回の議事録をちょっと閲覧させていただきまし たが、環境税の決算については審議がなされていません。平成28年度の環境税決算の審議はど うなったか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(友田 浩) 税制審議会の所掌事務は、先ほど申しましたように法定外税の導入 に関するということでございまして、税の制度構築のところで審議をしていただく内容でござ いまして、決算の審議というのは運営協議会に行って、運営協議会で審議をしていただいてい るというところです。

税制審議会につきましては、歴史と文化の環境税は3年ごとの更新ということでございます ので、その更新前に複数回、先ほど議員言われましたように、構築するまでに4回もしくは5 回とか、そういうところで税制について、税の制度設計について審議をしていただく場が税制 審議会でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** 適切な審議が行われるようにしていただければと思っております。

次に、環境税運営協議会と税制審議会の委員についてご質問させていただきます。

環境税運営協議会は、環境税の運営に関するのが所掌業務だと思っております。いわゆる行政側ですかね。一方、税制審議会は、環境税が適切に執行されたかを審議するのが所掌業務だと思っております。この2つの会は、行政側と監督側ということになると思います。この会の委員は、それぞれの規則にのっとり選出されておりますが、5名の方が重複して委員になっておられます。立場立場で所掌業務遂行すると言えばそのとおりですが、多少疑問が残るところがございます。

まず、重複していることについてのお考えをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(友田 浩) 今議員言われましたように、税制審議会と運営協議会の委員につきまして、重複されている委員の方が5名おられます。識見者の方、事業者の代表、駐車場関係者ということで、それぞれの立場から重複はしているような形になっておりますが、先ほどから申し上げておりますように、税制審議会と運営協議会につきましては所掌事務が違うということもございますが、双方とも歴史と文化の環境税の運営に密接な関係がございまして、相反するものではないというふうに考えておりますので、導入及び運用の観点から適正に維持していくためにも、全員の方が重複するというのは問題があると思いますので、導入当初からとかおられる委員さんもおられますので、そういうこれまでの審議の経過等も踏まえた審議に入っていただくということで、市としては何ら問題はないのではないかというふうに考えております。
- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** 問題がなければそれにこしたことはないんですけれざも、是正するところがあれば是正をしていっていただければと思っておりますので、これは要望としたいと思います。

次に、2点目の来訪者及び駐車場経営者に関し質問させていただきます。

駐車場経営者の負担軽減についてお伺いいたします。

平成29年10月に開催された税制審議会での議事録にもありますが、ある委員が、「駐車場事業者さんは大変ですよね。環境税が預かり金であることと、徴収は大変だと思うから、そのあたりの手間賃とかないかな。」との質問があり、駐車場事業者さんの皆さんに手数料を支払うことは法的にできないので、太宰府市観光駐車場協会に補助金を出して、その中でいろいろな整備をしていると回答されております。

また、ある委員の方は、来訪者から環境税を徴収するのは、市がみずから徴収すべきで、駐

車場の事業者に一方的に丸投げするのはよくないという意見も出されております。推測ですが、この委員の方は駐車場事業者の方じゃないかなと考えられます。

手数料を支払うには法的にできないの一言で片づけていいのでしょうか。市のために環境税を徴収していただいている駐車場事業者の皆様の手間暇を軽減する手だてをすべきと強く思っております。

そこで、ちょっと1つ提案がございまして、これはうちの近所の駐車場の奥様からの提案もございまして、環境税徴収業務ソフトなんかを開発していただけないだろうかというちょっとご要望がございます。今、紙媒体で手書きで記述ですよね。そういったところをちょっと鑑みて、パソコンなども実際駐車場事業者に貸与していただければと思っているんですが、これらの費用ですけれども、1億3,000万円基金がある環境税基金で賄うことができるんじゃないでしょうか。思いつきの提案でございますが、駐車場事業者のご苦労を第一に考えられて、何らかの方策を講じられるようお願いしたいと思います。お考えをちょっとお聞かせ願えれば。よろしくお願いします。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(友田 浩)** 今入江議員おっしゃるように、大変ご苦労いただいて徴収していただいていますので、事務方といたしましては、事務負担の軽減に何か必要なのかというのは、今後も考えていきたいと思っております。

現在のところは、先ほど言いましたように、ちょっとパソコンの貸与というのは厳しいかな と思っていますけれども、簡単に集計ができるようなソフトまではいかないとしても、何らか のそういうエクセルでの計算表でありますとか、そういうものにつきまして、事業者様の皆さ んのご意見を聞きながらつくっていければなというふうな考えは、今のところ担当としては思 っております。

- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** ぜひとも駐車場事業者の皆様に負担軽減をしていただけるようお願い申 し上げたいと思います。

ちなみに手数料は法的に支払えないから、観光駐車場協会への補助金により駐車場事業者の整備等をしていることを先ほど知ったんですが、確かに平成18年の事業で車椅子と傘を常備し、駐車場事業者の一助となるように何か事業を展開されておりました。しかしながら、現在は駐車場事業者のみずからの費用で傘を用意されているとお聞きしておりますので、何らかの策を考えてもらえればと思っております。要望とします。

次に、3項目め、3点目の個別3事業について質問させていただきます。

太宰府子どもじまん認定事業のみにとどめず、子どもたちが大人になって、太宰府に住んで よかったと実感する事業の展開を求めたいと思います。

その理由を1点申し上げますと、私が知る範囲ですが、小学生に太宰府の歴史や遺跡などを 教え、その子どもたちが観光客の皆様に太宰府を紹介している活動がございます。長きにわた り活動されておりまして、その小学生が大人になり、太宰府で働いているそうです。この活動 には敬意を払いたいと思います。

このような活動をされている方がほかにもたくさんおられると思っております。子どもたち への光を当て、住んでよかったと実感できる町の実現に事業を展開していくことが何よりも必 要じゃないかと。その点についてお考えをお聞かせください。

### 〇議長(橋本 健議員) 教育部理事。

○教育部理事(江口尋信) 太宰府子どもじまん認定事業については、非常に価値ある事業だというふうに思っております。学校につきましても、小学校6年生を対象にして、太宰府の史跡等、それから自然等についての認識を深める、大変貴重な機会になっております。

今実は、平成29年度から本格的に本市としましても、各学校でそれまでもやられたんですけれども、太宰府ふるさと学習というのを推奨しております。これまでやってきたことをきちんと整理してやると。内容としましては、太宰府を愛し誇る児童・生徒の育成と、さっき議員がおっしゃったようなところに通じると思うんですけれども、太宰府についての学習、太宰府のための学習、太宰府を通しての学習という3本柱で副読本を活用すること、それから子ども自身がフィールドワークをしたり体験活動をすること、それから地域行事に積極的に参加することということで、平成29年度から推進しております。

結果、現在どうなっているかといいますと、非常に学校が特色ある教育活動をつくり出しています。例えば太宰府小学校は参道で自分たちがつくったパンフレットを観光客の方に配っておりますし、水城小学校では子ども解説員となって、それこそいろいろな史跡のところで市民の方に史跡について解説をされたりとか、それから南小学校あたりは、高尾山の自然と史跡について調べて、それを新聞にまとめるとか。中学校についてもそうです。中学校についても地域でのボランティア活動も行っていますけれども、修学旅行を契機として、奈良と太宰府を比較する学習等、ただの修学旅行ではないということで、そんなふうな活動をしているわけですね。

ですから、非常に新しい事業をするという観点も必要かもしれませんが、学校が今独自に特色ある活動をそれぞれつくり出している時期でありますので、そこを見守りながら、必要なことがあれば、またそういったことでお願いすることはあるかもしれませんが、今学校長の責任のもと、ふるさと学習を一生懸命各小・中学校やっておりますので、そのあたりを見守っていただけたらありがたいかなというふうに思っております。

## 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。

**〇7番(入江 寿議員)** ありがとうございました。ぜひとも将来太宰府を担う子どもたちのために、すばらしい事業の展開をしていただきますようお願い申し上げたいと思います。

続きまして、個別事項の中の2点目の太宰府ブランド創造協議会事業について質問させてい ただきたいと思います。

この事業は、太宰府古都の光の祭典がメインの事業となっているようですが、携わっておら

れる市民の皆様はボランティア活動により成り立っております。私が知っているある会ですが、3カ月前より毎週2回、ボランティアにより展示する製品づくりをされております。これらの紙でつくった製品は、膨大な量でもありますし、自宅に保管されているとお聞きします。当日は車両での運搬、設営、後片づけ等全てをしなければなりません。補助していただいている金額では活動できずに、手出しもあると聞いております。また、ある会では、活動されている方たちもお年を召され、これ以上活動ができないと言われております。

定着したこの事業を今後とも続けていくためには、活動いただいている市民の皆様と補助の あり方等などを腹蔵なく意見を交換する場を設けて、今後の活動に生かしていく必要があると 思っておりますが、お考えをお聞かせください。

## 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。

○観光経済部長(藤田 彰) まず、古都の光について概略を少し説明を追加したいと思いますけれども、太宰府ブランド創造協議会が古都の光の母体となっておりますけれども、太宰府ブランド創造協議会は、観光協会、太宰府商工会、太宰府天満宮、そして太宰府市の4団体で組織をされておりまして、太宰府ならではの歴史、文化、観光、産業などの本物の地域資源を太宰府ブランドとして維持するために事業を展開しており、その中の一つとして、平成18年から光をコンセプトに太宰府古都の光を企画しておるところでございます。

また、本年度からは、観光客に対するもてなし意識の向上に資するために、接客者を対象 に、それ以上の方もいらっしゃいましたけれども、インバウンドに対応したセミナーなどの事 業を実施いたしております。

古都の光につきましては、部会の下に世話人会というものを設けまして、これは各会場の担 当者と会場ごとに持ち寄られたテーマや企画などに応じて予算協議を行い、その配分をしてい るところでございます。

また、企画する世話人会のほかに紙灯明の絵つけや灯明の配置、点灯式、ちょうちんなどの販売などかかわっている方々は、お子様から大学生に至るまで、高齢者の方も含め全ての方およそ9,700人余でございます。内訳としましては、紙灯明に携わってくださっている方が、幼稚園、保育所から大人の方、文化協会に至るまで8,400名。それに灯明の配置であるとか当日の運営については、1,310名ほどの方々に携わっていただいております。全ての方々に古都の光部会等のほうから謝礼ということは非常に難しゅうございますけれども、当日お弁当とお茶を用意して皆様にもてなすということ、お手伝いしていただいている方に準備はさせていただいているところでございます。

また、今後につきましても、世話人会の方々やスタッフの方々に長く続けていただけるように、私たちといたしましても本当に観光振興課の者は親身になって現場に行き、話をし、それこそ高齢者の方はきついと、もうできないという方もいらっしゃいますけれども、そういう課題を一つ一つ話をしながらクリアをしていっているところでございますので、今後とも市としては長く続けていただけますように、さまざまな方策をもって支援をしてまいりたいというこ

とを考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** ありがとうございます。ぜひとも市民の方、ボランティアの方と密に意見交換会などをしていただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、このボランティアの活動の件でちょっとお聞きしたいんですが、要望なんですが、これは夜ボランティア活動というふうになると思うんですよね。その中でやっぱり事故なんかが発生したときに、けがなんかされたときに、ボランティアの方の中にもボランティア行事保険というのがあると思います。できればそんなところも考えていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。これは要望といたします。

次に、3点目の交差点交通誘導警備事業について質問させていただきたいと思います。

この事業は、税制審議会でもいろいろな角度から議論されていることは承知しております。 委員の皆様は、事業を今後も続けるべきであるとの意見が多いようです。それは、いろいろな 情報を知った上での委員の皆様の評価です。

しかしながら、市民の皆様、特に太宰府天満宮周辺の地域を生活の場とされている皆様は、 身動きができないような交通渋滞を体験されています。交差点内の誘導警備をしても、道路そ のものが渋滞しているので、交差点内の誘導警備をしなくても同じじゃないか、太宰府駅前の 交差点以外の2カ所の交差点は横断されている人が少ないのに、なぜ交差点内の誘導警備をす るのか、この事業は交差点内の円滑な交通誘導を目的としているが、交差点内で事故が発生し たときの責任はどうなるのかという意見が聞こえております。また、多額の税金が使用されて いることに、もったいないという、この事業は廃止すべきだという意見もございました。

これらの意見を踏まえて、この事業を進めるためには、住民の皆様の理解が必要だと思っております。今後どのような方策を用いて理解を深めていくか、既にご回答いただいておりますが、より一層突っ込んだ回答をちょっとお伺いしたいと思います。

## 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。

○観光経済部長(藤田 彰) ありがとうございます。交差点誘導警備事業につきましては、多数の来訪者が予想されますゴールデンウイークやお正月、秋の行楽シーズン、年末年始、観梅等の時期におきまして、五条交差点、梅大路交差点の交通誘導を行っているものでございます。渋滞が激しい時期であり、誘導自体がこれが渋滞が緩和されるというものでは確かにございませんが、交差点内での歩行者等の事故防止に寄与しているものと思っております。

市が行っておりますものは、主に大型のクルーズ船が来訪した際に誘導をお願いいたしておるもので、クルーズ船につきましては、文化の違いにもよりますけれども、赤信号での通行であるとか、見なれないスクランブル交差点での車両と人の接触事故、こういうものが起きないというか、飛び出しなどの防止のために行っておるところでございます。幸いにして誘導員が

いるときに事故は起こってないという報告をいただいております。

人の命は最もとうといものであると私も考えますので、金額の多寡にかかわらず、やはりこういうものは太宰府に来てよかったと、何事もなく無事に帰ってこれるのがやっぱり一番のお 土産だと思っておりますので、そういう意味からも人命優先でまずは考えていきたいというふうに思っております。

また、誘導員につきましては、緑色といいますか、ビブスをつけております。彼らが誘導することによりまして、太宰府の歴史と文化の環境税を使って事業を行っているということも、また認識をしていただけるものではないかというふうに私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** ありがとうございます。何かすばらしいお話を聞けてよかったと思います。でも、地域の周りの方は余り本当はよく思っておりません。もったいないとしか言っておられませんので、そのあたりも鑑みて今後考えていただければと思っております。

続きまして、先ほど私も多額の税金が使用されると申しましたが、交差点交通誘導警備事業 の事業費についてお伺いしたいと思います。

五条の交差点、梅大路の交差点の2カ所は、交差点交通誘導警備事業として平成29年度の事業費は466万9,000円となっております。一方、太宰府駅前交差点は、施設整備改修補助金事業で観光駐車場協会に補助金を交付し実施されております。交差点交通誘導警備としての事業合計金額並びに環境税の税収額8,700万円に対する率をあわせてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。
- ○観光経済部長(藤田 彰) 今申されました梅大路、五条交差点の誘導警備でございますけれども、金額はおっしゃるとおり平成29年度で466万9,000円でございます。それと、太宰府駅前の交差点誘導につきましては、また少し形態が違いまして、正月三が日については主に天満宮のほうから誘導警備を行っていただいておりまして、時期的に一番多い時期、12月、1月、3月、5月までが太宰府市観光駐車場協会、こちらのほうが行っていただいております。その誘導警備につきましては188万円でございます。私どもが行っている金額との合計をしたところでございますけれども、済みません、合計はまだしていませんでしたので、650万円余の金額でございます。それに太宰府駅前の交差点警備を合わせますと、これに260万円を足した金額になります。

以上でございます。

あと歴文税ですかね。

(7番入江 寿議員「歴文税に対する割合」と呼ぶ)

**〇観光経済部長(藤田 彰)** 歴文税に対する割合でございますが、駐車場協会を除く太宰府市の 歴文税から出している金額が、合計が729万3,000円でございますので、歴文総額からすると約 9.3%を占めるということになります。

以上でございます。

O議長(橋本 健議員) 入江議員、5分切りましたが、大丈夫ですか。

7番入江寿議員。

**〇7番(入江 寿議員)** ちょっとまだ再質問の内容が長過ぎて、時間がないとは思いますが、もうぎりぎりまでいきたいと思います。

ご回答いただきましたが、ちなみにこの2つの事業費ですが、平成25年度から平成29年度をちょっと比較させていただいたんですが、大体20%ほど伸びております。何点か私なりにちょっとこれ考えさせてもらって、ちょっと疑問が残っていたんでちょっと述べさせてもらいたいと思いますが、まず1点目にこの環境税収の9.3%以上をこの事業に使用されていることですが、それほど、藤田部長が言われていますが、重要だと言われれば重要なんですが、あそこの地域の周りの方からすると、そんな重要なのかなということなので、まずそれが1点目。

2点目に、なぜ同じような警備事業で2通りの方法で実施されているのかというのが、回答 を得る前にちょっと考えていたもので、話しさせてもらっておりますが、またそれが2点目で す。

3点目に、一方は委託業務、一方は補助金業務で、ちょっと理解しにくいかなというふうに 思っております。

4点目が、直接費の積み上げは同じであっても、直接経費率、間接経費率は同じなのか。

5点目に、住民の皆様は、公表されている環境税の使い道で見る限り、年間466万9,000円が 使用されていて、これではもったいないと思われております。これだけの費用を費やしている のであれば、この事業廃止の声が大きくなっております。

6点目に、ゆえに、交差点交通誘導警備の事業費総額を公表したくないのじゃないかと。

7点目に、観光駐車場協会の補助金事業である施設整備改修補助金事業と交差点交通誘導警備とどのように結びつくか。

8点目に、そもそも観光駐車場協会の補助金交付が始まった理由は、環境税を徴収していた だいている駐車場事業者にいろいろな整備をすることであったのでは思っております。

などなど、いろいろな疑問が出てまいります。これらの疑問を解消した上で、この事業について市民の皆様の理解を得ていかないといけないと思っております。申し上げました全ての疑問についてお答えいただきたいのですが、時間もございませんので、このうち1点のみお伺いしたいと思います。

交差点交通誘導警備事業として総額が明示されるように、環境税の使い道を公表するような お考えはないでしょうか。お願いいたします。

- ○議長(橋本 健議員) 観光経済部長、時間内でお願いします。
- **○観光経済部長(藤田 彰)** 最後にこれだけということでございますので、これだけをお話しさせていただきますと、誘導警備につきましては、歴文税の内容でも、先ほど友田市民生活部長

が言われましたとおり公表はいたしておりますので、これは引き続きやっていくということで ございますが、観光駐車場協会の交差点警備につきましては、こちらは観光駐車場協会のほう でやっていただいておりますので、私どもから数字を公表するものではないというふうに理解 をいたしております。それはまた観光駐車場協会のほうに協議をしてまいりたいと思っており ます。

いずれにしましても、無駄遣いという意見もいただきましたので、その辺は十分私たちも理解しながら、最善の方法を尽くしていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 7番入江寿議員。
- **〇7番(入江 寿議員)** もう時間もなくなりましたので、4項目めの質問をさせていただきたいところですが、これはもう次回に引き継ぎたいと思っております。

水道管事業のほうにも、次回繰り越しということで、次回の議会で質問させていただきたい と思います。

長くなりましたが、どうもありがとうございました。私の質問は終わります。

○議長(橋本 健議員) 以上で7番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番堺剛議員の一般質問を許可します。

[6番 堺剛議員 登壇]

**〇6番(堺 剛議員)** 議長より許可をいただきましたので、通告に従って3件質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、受付窓口の行政改革推進について伺います。

本市の人口の年代別割合から将来の展望を考慮すると、65歳以上の方が今年3月末現在で1万9,479人、27.17%、50歳以上の方が3万1,412人、43.81%という現状で、老年人口指数とは、老年人口の生産年齢人口に対する比率は46.77%と、福岡県、全国平均値をやや上回っている状況です。本市は超高齢社会に突入しており、今後の死亡者人口も増加傾向になると予測される中、高齢者へ寄り添う行政サービスが求められる時代に入ったと認識いたします。

そこで、葬儀後の申請変更手続を行政改革の一つと捉えて、少しでも市民負担の軽減を図る ため、葬儀後の受付窓口の一元化に取り組んでいただきたいと思います。

市民の皆様にとっては、大切な家族を亡くしたばかりでの遺族による死亡時の行政手続は、 実に煩雑で煩わしいしいものだと思います。この手続は、たびたび経験するものではないの で、戸惑う方も少なくないと思います。本市においても手続ごとに受付窓口を探し、ときに階 段を上りおりして、同じような書類に名前を記入しなくてはなりません。例を挙げますと、被保険者証の返還、後期高齢者医療被保険者証の返還、介護保険被保険者証の返還、葬祭費の請求、軽自動車などの名義変更など、複数の担当課に行き、多くの書類の手続に回らなくてはならない状況と認識いたします。その手続に要する時間と手間を考えると、親族の方が亡くなって大変なときだけに、市民の負担を軽減することが大事ではないでしょうか。

先ほども申し上げましたが、行政改革の一つの提案として、本市独自のお悔やみコーナーを 設置し、市民の皆様の負担軽減を図り、充実した住民サービスの向上を実現していただきたい と思います。そこで、市民利用の観点から2点伺います。

1点目、本市における死亡時の行政手続について、死亡者数推移の観点から、窓口業務の現 状と今後の課題をお聞かせください。

2点目、一元化対応については、大きな経費をかけずに、自前での書式作成と関係部署の連携によって運用できないのか、お伺いをします。

次に、2件目として、本市の良好な公共交通環境の形成について伺います。

今、都市計画レベルで渋滞対策を大きな視点に据えて、総合交通計画と地域公共交通網形成計画を協議会を通じて審議されていると思います。これからの社会情勢として、人口減少、少子・高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、本市においては公共交通機関の輸送人員の確保が難しく、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されております。

その一方で、人口減少社会において地域の活力を維持強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えのもと、地域の公共交通ネットワークを確保することが重要な取り組みであると認識いたします。

このように本市においても、次年度、太宰府市第六次前期総合計画策定検討に入る重要なこのときに、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、地域公共交通の活性化及び再生は喫緊の課題であると考えています。

そこで、幹線、フィーダー線、支線の視点で公共交通形成の観点から、地域の特性に応じた 生活交通の確保維持の視点を踏まえて、デマンド、乗り合い交通の検討が必要性ではないでしょうか。いわゆる公共交通の市民サービスとして、必要な住民に必要な交通サービスの選択肢をテーマとする仕組みを確立していくことが肝要であると思います。そこで、次の3点についてお伺いします。

1点目、現在のコミュニティバス運用の現状と課題対策について、市の見解をお聞かせください。

2点目、オンデマンド型の公共交通サービスは、利用者の方があらかじめ予約をして、同じ 方向に行く人と乗り合いながら目的地に移動するサービスであります。財政負担、市民負担、 費用対効果の観点から、持続可能な公共交通を実現できるものと思います。その必要性につい て、協議会等を通じて実現に向けた検討を行う考えはないのか、見解を求めます。 3点目、平成29年9月に議会として、地域交通問題特別委員会から要望書を当時の市長に提出させていただいていますが、まほろば号に関する現状と今後について、要望書を踏まえたところで市の見解を求めます。

次に、観光推進における本市の取り組みと現状について伺います。

観光立国を目指している日本は、世界において持続的な拡大と多様化を続けており、社会経済の発展を牽引する重要な役割を果たしています。我が国においても、2017年の訪日外国人旅行者数は前年比19%増の2,869万人、消費額は前年比18%増の4兆4,162億円と、いずれも過去最高の記録をしており、観光は我が国の経済を支える産業となっています。

その一方で、本市では、近年観光客の急増による交通渋滞が深刻な課題となっている地域もあり、地域住民の生活環境などに影響が出ている状況になっていると認識いたします。また国連でも、昨年は持続可能な観光国際年とされ、旅行者と地域住民との共存、共生に関する議論の機運が高まっているところです。

このような社会背景の中、本市の第五次太宰府市総合計画における太宰府市観光推進基本計画が策定に向けて今取り組まれていると思います。今後、増加する観光客のニーズと観光地の地域住民の生活環境の調和を図り、両者の共存、共生に関する対応策のあり方を総合的に検討、推進していかねばならいと思います。そこで、策定に当たり4点ほど質問させていただきます。

1点目、本市の観光推進事業は、観光客や市民に対して、太宰府ならではの自然、歴史、文化、産業の魅力を発信し、滞留型観光の推進を目的に史跡地のライトアップ、レンタサイクル、まち歩き事業などさまざまな事業を展開され、一定の成果を出していると認識いたしますが、そこで、今回の観光推進計画では、どのような目的、基本理念で策定されているのか、見解をお聞かせください。

2点目、観光を推進するに当たって、観光動向や経済波及効果など分析調査されていると思いますが、観光の現状と今後の課題について、回答できる範囲でお聞かせください。

3点目、観光事業においても、今後は施策連携の一環としてPPP、PFIといった官民連携を強化したまちづくりベースの効果に期待したいと思いますが、新たな磨き上げの観光施策等が検討されているのか伺います。

4点目、観光における重要なキーワードは、観光振興を推進する上で推進体制が大事になってくると思います。その構築をどのように図られるのか、お伺いをします。

以上3件について、件名ごとにご回答をお願い申し上げます。なお、再質問は発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

〇市長(楠田大蔵) どうも本日もよろしくお願いいたします。

1件目の受付窓口の行政改革推進についてご回答申し上げます。

市民の皆様と市役所との最初の接点とも言えます受付窓口は、市の顔とも言えます。私もち

ょうど1年ほど前、本市に居を移し、受付窓口に住民登録に訪れました。そのときの緊張感と すがすがしい気持ちは、今でも鮮明に覚えております。

市長就任後は、意識的に受付窓口前に顔を出し、できる限り市民の皆様にもお声かけをいた しております。また先日は、受付窓口の委託職員の皆様と昼食会も行い、窓口対応について意 見交換も行いました。

お悔やみコーナーにつきましても、報道された当時、複数の市民の方々から私自身に直接の ご指摘もいただきまして、担当にその調査研究を指示していたところであります。

いずれにしましても、市の顔とも言えます受付窓口のさらなる利便性向上に向け、不断の見直しを行ってまいります。

詳細は担当部長より回答いたします。

### 〇議長(橋本 健議員) 市民生活部長。

**〇市民生活部長(友田 浩)** それでは、詳細につきまして私からご回答をさせていただきます。

最初に、1点目の死亡届受け付け事務の現状と課題認識についてでございますが、ここ数年、本市では毎年650人程度の市民の方がお亡くなりになっておられます。お亡くなりになりますと、まず初めに市民課の窓口で死亡届を出していただきますが、ほとんどが葬祭業者の方がお見えになります。その際に、市で作成をいたしました「死亡届を出された遺族の方へ」というご案内文書をお渡しいたしまして、その後、市役所内で手続が必要なものについてのご説明を記載しておりますので、そのご説明と、死亡に関する手続の際には、まず最初に市民課にお越しいただくようご遺族の方に、葬祭業者の方にご案内していただいているという状況でございます。

後日、来庁されたご遺族の方につきましては、筑紫地区では本市のみの方法でございますけれども、まず市民課窓口であらかじめ用意をしておりました個別の巡回用紙を受け取っていただいて、順番に関係課を回っていただいております。巡回用紙を窓口に提出することによりまして、各担当職員はお客様が何の手続に来られているかがわかりますので、スムーズに手続ができております。また、最後に市民課にその巡回用紙を返却していただくことで、庁舎内での手続の漏れも防止をできているというふうに思っております。また、相続の手続のために住民票や戸籍の写しが必要な場合は、申請をしていただいて交付をしております。

課題といたしましては、やはり堺議員ご指摘のとおり、死亡に伴う手続は複数の部署にまたがりまして、作成すべき書類も多いということもございます。内容もまちまちでありますことから、ご遺族の方の書類作成の負担や心理的負担が大きいことだということで認識をしております。

2点目の現行業務の中で、今後、一元化対応で市民負担軽減が図れないかについてでございますが、先ほど市長も申しましたように、指示を受けて内部検討しておりますが、住民基本情報を引用いたしまして各種申請書等を1つの窓口で出力するという分につきましては、ちょっとにシステム改修費を調査をいたしましたが、大がかりな経費が必要ということがわかりまし

た。新聞報道などで先進地として紹介をされております大分県別府市などとの情報収集を行いまして、現在庁内システム上の共有フォルダー等を利用して対応できないかというのを、担当 部署におきまして検討している状況でございます。

以上でございます。

## 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。

**〇6番(堺 剛議員)** ご回答ありがとうございます。市長、お言葉いただきまして本当にありがとうございます。前向きにご検討いただいているという状況がよくわかりました。本当にありがとうございます。

ただ、ここで確認なんですが、今回この質問を出させていただいた根拠の一つの大きな原因は、市民の皆様からのご要望が強くあったということでございます。それとあわせて、私もこの状況をよくわからなかったものですから、公明新聞等で資料を検討して、そこで今回業務改革につなげていける質問をさせていただきたい、このような思いから今回質問上げさせていただいていますので、よろしくお願いいたします。

現状につきましての課題認識を皆さんとやっておきたいと思うんですが、今私は議会を代表して、柳原議員と一緒に筑慈苑施設組合のほうに今参加をさせていただいております。これは4市1町で行われる火葬場の管理運営を組合方式で運営されているところなんですが、その中において、平成25年度の状況としてちょっと申し上げますと、管内外合わせて約3,000体ぐらいの火葬が行われているという現状でございまして、今後火葬においても増加傾向にあるのではないかということで、今、中期の維持管理補修を行っている最中でございます。

本市においても、先ほど所管部長のほうからご答弁ありましたように、500体から600体、だんだん少しずつちょっと増えていく状況があるのかなというふうに私は思っておりますし、これからの時代では必要不可欠な要素になってくる、このような私は認識を持っておりますが、これから先、こういった死亡に関するいろいろな行政事務手続における利用者の方の負担軽減というのは、本当に重要な課題であると思っておりますが、このあたりを今後この取り組みのあり方について、市の今後の取り組みについての見解をいま一度ちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 先ほども申しましたように、私のほうも就任間もないころだったと思いますけれども、昨日ちょっと傍聴に来られていた方なんですが、直接にご提案をいただきまして、私なりにそのお気持ちを酌み取りまして、担当課とも相談してきたところであります。

まずは、経費面などとの関係性もありますので、担当が申しましたように「死亡届を出された遺族の方へ」という案内文書を既に作成して活用しておりますので、こうしたものは、近隣市からしてもこうした文書、その中でどのような課に関係するものなのかということを一覧としてわかりやすくお示しをしていること自体は、近隣市と比べますと先んじている部分もあるという思いも持っております。

その上で、そうした文書自体もよりわかりやすくさせていただくであるとか、またこちらの ほうからやっぱりそのお気持ちを酌み取って、さまざまなお声かけをさせていただくとか、そ うした課に対しても、こちらのほうから一方的に回ってくださいというのではなくて、何かそ ういう連携などもわかりやすくさせていただくとか、やり方としてはお金をかけずともできる サービスもあろうかと思っておりますので、そうした観点からまずは取り組んでまいりたいと 考えています。

## 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。

**〇6番(堺 剛議員)** ありがとうございます。これから先、本当これ市民ニーズとして欠かせない要素の項目になるかなと私も認識しておりますので、どうぞよりお願いします。

そこで、私のほうから確認なんですけれども、今市長のほうからご答弁がありましたように、本市のほうに届けに行きますと、私もこの資料をいただいたんですが、「死亡届を出された遺族の方へ」ということで紙ベース体で、13項目にわたって関係所管と必要な書類ということでいただいて処理をされるという、市民の方はこれを持って情報として動かれるという内容になっていると思います。

ただ、ちょっと少し言わせていただくと、1枚の中におさまっているのは非常にありがたいんですけれども、ちょっと活字で非常に字が多いかなという、ちょっと見やすさがどうかなというのはちょっと思っておりますが、そこで、市長ご存じだったでしょうか。

私、今回この質問に当たって調査をさせていただいた中で、これ、市から関係サンプルをちょっとお借りしてきたんですけれども、死亡届出される際に、必ず出さないといけなくなるのがやっぱり住民異動届等があります。そこで、私がすごいなと思ったのは、この脇書きのところに関係他課、ほかの課の手続欄というのがありまして、この方にとって届け出の変更届で、あとどういった、介護とか、保険とか、国保とか、年金とか、必要な課のところのチェック項目がちゃんと連携できるように脇書きでされているんですね。これ調べましたら、筑紫地区の5市の中でこういうことをやっているのは太宰府だけなんです。これ、市長知ってありました。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

- ○市長(楠田大蔵) 率直に申しまして、私自身、両親も健在ですし、私自身がこうした自分自身のこととしてやったことはありませんでしたので、率直に申して、この質問が出されるまでは知りませんでした。その上で、堺議員からの今回のご指摘、準備をする中で、こうしたものがあることを私も知ったところであります。
- 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。
- **〇6番(堺 剛議員)** ありがとうございます。こういう隠れたところでちゃんと住民サービス を考えて手を打ったくださる職員の方のお仕事ぶりというのは、やっぱり我々のほうとしても 認識していかないといけない項目だろうと思いましたので、あえてちょっと言わせていただき ました。

ただ、せっかくここまで市民の方のことを思って脇書きまでちゃんと対応してくださるんであれば、そこをもう一歩踏み込んで、私、調べましたら、先ほど所管部長のほうからもちょっとありましたけれども、大分県の別府市がこれを始めていらっしゃいまして、そして今全国に波及効果でいろいろな自治体がお悔やみコーナーを取り入れ始めています。

そういった中で、私も今回、これはすばらしいなと思ったことがありましたので、ご紹介とともにお願いでございますが、本市はこの紙切れ1枚で今対応させていただいていると思うんですが、できますれば、これは三重県の松阪市のご遺族のためのお悔やみハンドブックというのがあるんですね。これちょっとご紹介させていただきますと、お悔やみハンドブックの内容は、最初市長のほうの市民に対するご挨拶から入られて、持ってくるもの、そして亡くなられた方の関係のもの、そしてQ&A等が載っているんですが、要するに市の中でやらなきゃいけない項目が全部載っているんですよ。何を手続しないといけないのかというのが、非常にわかりやすく明確に書かれています。

私がこのハンドブックで驚いたのは、市役所では完結しない項目、例えば相続税とか、保険とか、銀行とかいろいろありますよね。そういった項目まで網羅されています。それは委任状もありますし、申請用紙もあるし、最後はごみの処理の申請まで入っています。最後、市役所に行ってどこの場所に行ったらこういう手続ができるかということまでお示しいただいていると。非常にこのハンドブックは利用価値の付加価値の高い内容になっているなと思っていますので、ぜひ太宰府市版のこのお悔やみハンドブックをつくっていただけないかなと私はご要望申し上げたいんですが、いかがでしょうか。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) ありがとうございます。もう本当に私も、やはりこれまでも仕事柄といいますか、皆様のご葬儀に参列をさせていただくこと、またお見舞いなどをさせていただくことも、年の割にはかなり多く私も参らせていただいておりまして、その後遺族のお気持ちに接する機会も比較的多くいただいてまいりました。

そうした中で、やはり大切な肉親、ご親族を失われた皆様のお気持ちに立って、少しでもその後のさまざまな手続の中で、心のケアと申しますか、心の触れ合いができるような市でありたい、市役所でありたいという思いは、まさに議員と共有をさせていただいておりますので、そうした中で、太宰府市なりのこのお悔やみハンドブックなり、名前もいろいろあると思いますけれども、市民の皆様へのメッセージとして何か私のほうからも、市のほうからも伝えられるような工夫を、今後前向きに検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

## 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。

**〇6番(堺 剛議員)** 前向きにご検討いただけるということで、非常に期待しておりますので、市長、よろしくお願い申し上げます。

あわせまして、ハンドブックをつくっていただくのであれば、市のほうに、先ほど市長のほうからのご回答の中にもありましたように、来られたときにやっぱり窓口業務として、こうい

った死亡にかかわる専用コーナーを設けてはどうなのかなと私は思います。お悔やみコーナー というのが1つあることによって、物すごく安心感がある。いろいろな不安要素が取り除ける んではないかなと。

これ、大分県の別府市の事例をもとにちょっと紹介させていただきますと、何でこういうことを置いたか、一元化の取り組みを始めたのかというのが、もともと起因になったのが、2015年4月に発足した若手職員による住民サービス向上のためのプロジェクトチームをつくられているんですね、別府市は。それを立ち上げて、2016年4月から担当職員の方が中心となって、複数の関係する共通項目を調査されまして、業務をそれで資料をまとめられまして、そして立ち上げられて実行に移されていると。ここが大事なところだと思います。

それで、私ぜひ、この最初に死に向き合うということは、人間の人生にとって一番最も大事な時期ではないかなと。特に、死亡されて残された遺族の方が、しっかり故人のことをしのばないといけない時間帯を負担をかけないようにする仕組みづくりということで、このお悔やみコーナーの死亡届のワンストップ窓口といいますか、お悔やみコーナーの設置までできましたらお願いしたいなというふうに私は思っているんですが、そのあたりのご見解を求めたいと思います。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) ありがとうございます。お悔やみコーナーという形で設置をさせていただくかについては、ここで断言することは残念ながら、まだ材料としてもそろっていないところでありまして、引き続き検討を進めてまいりたいと思っておりますが、いずれにしましても、やはりこの総合受付、ワンストップサービス、最近は近隣でもかなり行われているとお聞きをしておりますし、一方で、ワンストップサービスという形で窓口はありますけれども、最終的にはこのお悔やみについては、その後、結局は回ることになって、受付だけは一緒だけれどもと、先ほどご指摘がありましたように、本市のようなそういう一覧のようなものもなかったりということもあるようです。

そういう本末転倒になってもいけないとは思いますので、そうしたことも含めて、どのような形をとるべきかを考えていきたいと思いますし、まずは私自身、市政を預からせていただいてからこの受付窓口についていろいろ検討を重ねた結果としまして、やはり土日の繁忙期、特に年度末の繁忙期などに開庁サービスをやはり拡大していくというようなことも、まずは先んじてやっていきたいと、まず窓口の充実という観点から、できるところからまずはやっていきたいと、そのようにも考えているところであります。

## 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。

**〇6番(堺 剛議員)** 私のほうからはお悔やみコーナーのことで先に要望申し上げて、市長のほうから総合受付まで話していただいて、本当にありがとうございます。

最終的にこのお悔やみコーナーにつきましては、本当に大分の別府市さんがやられた後にど ういう効果が出たかと申しますと、必要な時間がかなり短縮されたということですね。それ と、来庁された利用者の方が、非常にわかりやすくて負担がなかった。

私は、何でこういうことを始められたのかなと思って、実はこの大分の別府市さんの業務改革プロジェクトの資料が手元にあるんですけれども、市民の利用の視点から本当にすごいなと思ったのが、たらい回しをゼロ作戦とか、訪れる人にとって居心地のよい空間づくり、市民に寄り添う市役所の実現という、本当にすばらしいなと思います。こういった一つ一つが、お金を余りかけずに庁内でできることの仕組みとして、やっぱり業務改革としてやるべきことかなと思います。

そういった中で、過去本市においても、先ほど市長が総合受付のことは言われましたが、実は私も調査していく上でわかったことは、総合窓口が以前検討されて、福祉に関することだったと思いますが、ワンストップ化窓口までもう事前計画までされていて、実施はされてなかったと、できなかったという経緯があります。

今後やっぱり、今市長がお述べになりました、利用者の方、住民の方が来られたときに、私が思うのは、単体で住民異動とか、例えば届け出も一つの窓口で済む内容については問題ないんですが、私も議員になりまして、市民生活の上でいろいろな市民相談を受けていく中でわかったことは、市民の方の中には問題を抱えている方で、複雑多岐にわたっていることが結構多いんですね。

どういうことかといいますと、就労とか、DVとか、家庭内のトラブルとか、障がいとか、 医療とか、介護、子育て、教育とか、要するに一つの個人においてもトラブルの内容が複層化 している。世帯においてもかなり複層化している。ですから、来庁された方がどの窓口にどの ように相談していいのかよくわからない、これが市民ニーズの中に多く含まれているんだなと いうことを肌身で最近思います。

そこで重要になってくるのは、そこで総合窓口受け付け事務事業を拡充することによって、 そういった重層したトラブルをお抱えの個人とか世帯の方の解決策の窓口としてつくっていく という方向性をご検討いただけないのか、改めて見解を求めたいと思います。よろしくお願い いたします。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) これまでの経過につきましても、私自身、担当からも説明を受けまして、例えば平成23年1月から開始をした今の総合窓口サービスですけれども、その中で対応業務の整理や番号発券機の設置、そうしたものを進めてきたとも聞いておりますし、今のところおかげさまで来庁者アンケートの中で、業務委託しているということもありますが、窓口の対応についてはかなり好評を得ているところでもあります。

しかし一方で、先ほどご指摘ありましたように重層的な課題をお持ちの市民の方も、これからのさまざまな複雑な社会の中で出てくる可能性はあると思っております。私もかつて銀行で窓口の経験も、私自身も実は最初の新入社員のときは支店で経験もいたしたこともありますので、そうした中で、いわゆるソリューションサービスのような課題を持っておられる方を、こ

ちらのほうからお客様に対して総合的に対応していくということが、ちょうど2000年ごろでしたけれども、検討され始めたころでもありました。

そういう観点から、この時点で、今の時点でどのようにすると、これもなかなか断言ができないんですけれども、先ほど申したように、少なくとも年度末のそうした繁忙期の土曜開庁サービスの拡大であるとか、近隣のサービスとも遜色のないような形をまずはキャッチアップしていくということ、その上で総合窓口といいますか、ワンストップサービスということの言葉も中身もいろいろありますので、そうしたことを本市としてどのような取り組みができるかを、また引き続き前向きに検討してまいりたいと、そう思っております。

### 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。

○6番(堺 剛議員) この件に関してはこれでもう終わりたいと思いますが、最後にこれはちょっとお願いでございまして、今後検討されていく中で、職員のお力ではなかなか限界があるかと思いますが、それであればアウトソーシングの考え方もあるのかなと。民間手法を入れていくのも考えがありかなと思いますし、そのあたりご検討いただければと思います。

そういった中で、今回私も、先月10月末から11月頭にかけまして視察に行かせていただきました。これは建設経済常任委員として行かせていただいて、視察先で3カ所ほど行かせていただいたんですが、その2カ所ほどで市役所の最初の入り口に入らせていただいたときに気づいたことは、非常に窓口が1点から全部見渡せていて、シグナル信号、ちゃんとパネルで色別に、所管がきれいに色別されているんですね。下を見たら、廊下にもサインがちゃんと入っているんです、色を分けてですね。ですので、どこどこ所管、何々課、何々課に言ってくださいと言うと、なかなか頭に残んないですが、青色の何番に行ってくださいとか、赤色の何番に行ってくださいとかと言ったら、意外とわかりやすいのかな、あ、そういうことをちゃんと環境も整えてあるんだなということをちょっと勉強させてもらいましたので、そういったことも今後検討していただいて、今後窓口へのお悔やみコーナーの設置に向けた取り組みをぜひ要望申し上げて、1件目を終わりたいと思います。

○議長(橋本 健議員) 2件目の回答をお願いします。

市長。

**〇市長(楠田大蔵)** 次に、2件目の本市の良好な公共交通環境の形成についてご回答いたします。

まず、デマンド交通についての1点目のコミュニティバス運用の現状の課題について見解を 伺うについてであります。

コミュニティバスまほろば号は、平成10年4月に運行を開始いたしまして、これまで市民の要望に応える形で路線の延伸を行い、現在では8路線の運行を行っており、昨年度は年間58万人のご利用をいただいております。

一方、ここ5年間の運行補助金につきましては、毎年1億4,000万円を超える額を支出していることから、経費の削減が大きな課題ともなっております。あわせて、交通渋滞によるダイ

ヤの乱れや乗務員不足という問題があるとともに、路線延伸や増便などをさらに求める要望も ある中で、利便性や持続可能性を考慮した対応が今後必要になってくると考えております。

次に、2点目のデマンド交通の公共交通サービスの必要性について伺うに回答いたします。

デマンド交通に関しましては、交通需要の低い地域や山間部、過疎地域などにおきましては、コストを抑えつつ交通空白地をカバーするには有効な手段の一つと考えております。まほろば号がほぼ全域に整備されている本市におきましては、市域が狭く、どの地域におきましても公共交通に一定の需要があり、タクシー等の地域交通も整備されていることから、直ちに行政主導によるデマンド交通を導入するには、十分な調査研究が必要だと考えております。

しかし、本市のコミュニティバスも、路線によって利用者数に大きな差があり、またまほろば号が走行できない狭隘な道路を有する特定の地域において、自治会と共同で運行する地域線の運営が年々厳しさを増している状況でもあります。1点目でお伝えいたしました課題とあわせて解決に向けて取り組むために、現在地域公共交通活性化協議会におきまして、本市の良好な交通環境の形成を目指した地域公共交通網形成計画策定に向け、議論を進めているところであります。

デマンド交通は、本市の実情に合った交通体系の再構築を今後さらに検討していく中で、選 択肢の一つであるとは考えております。

次に、3点目につきましては、担当部長から回答をいたします。

## 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(石田宏二) それでは、3点目の地域交通問題特別委員会から提出された要望書を踏まえて見解を伺うにつきまして、私のほうからご回答を申し上げます。

平成29年9月13日付で提出をされました当該特別委員会からのまほろば号に関する要望は、 6項目ございました。その中で、デマンド交通に関するものは、高齢化が進む今日、地域にお ける高齢者の外出支援の観点から、再度デマンドタクシー・バスの運行を検討願いたいという ものでございました。

デマンド交通については、以前、関係各課を交えまして長時間論議をしておりまして、まほろば号の路線が市内全域に整備された中では、新たな運行システムの導入は難しいと、また、予約が入らず運行しない場合でも乗務員の待機は必要なため、人件費の削減にはつながらない、あわせて、住民が望んでいるのは定時定路線の運行であるという結論を出した経過がございます。

しかしながら、ただいま市長もお答えいたしましたように、現在地域公共交通活性化協議会におきまして、本市の良好な交通環境の形成を目指した地域公共交通網形成計画策定に向け、議論を進めておるところでございます。今後、本市の実情に合った交通体系の整備を地域公共交通網形成計画に沿って検討してまいりますが、デマンド交通は本市の交通体系の再構築を検討していく中で、選択肢の一つであるというふうには考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。
- ○6番(堺 剛議員) ご回答ありがとうございます。今回このテーマをなぜ出したのかと申しますと、今所管部長からも市長からもご説明があったとおり、コミュニティバスはある程度もう300m圏内の空白地域はだんだんなくなってきて、ちゃんと充実をしてきているということは認識しております。努力された経緯も知っております。

ただ、私が思うのは、これから先の時代において、住民ニーズとしてあり得るのは、今までは空白地域を中心とした交通体系のサービス、公共交通のサービスを視点として捉えてきたと思いますが、これから先はエリアニーズということよりも、出てくるのは、高齢者の方もほとんどの方は活動できて、日常生活、移動はそんなに困難な方はいらっしゃらないと思いますが、地域の中にはぽつん、ぽつん、ぽつんと買い物困難者とか移動困難者の方が発生をしてきます。特にこれは、本当に生活自体が大変な経済負担になり得る。これからの年金で生活をお暮らしになる高齢者の生活基盤の安定した財政基盤ではない方が中にはいらっしゃいますので、かなりのご負担になってくる、このことが一つの大きなきっかけの要因でございました。

これは私も、本当に高齢者世帯、老老介護されている世帯、病院に行きたいけれどもなかなかタクシーしか利用できない、タクシー代金が高いとかというお話をよくいただいて、耳が痛かったんですが、これから個別のニーズに合わせた必要な要するに交通モードを、必要な住民に選択肢をお与えをするという仕組みに、今検討するときが来ているんではないかなというふうに思います。今までは公共交通の充実を一生懸命やってこられた、それはもう本当に私もそう思います。ただ、これからはそこが課題になってくるのかなというふうに思っております。

それとあと、もう一つの視点は、財政的な側面から考えますと、本市の財政力といいますのは、よく経常収支比率とか言われていますが、それも硬直化もそうでしょうけれども、1つやっぱり指標として見ないといけないのは、財政力指数をこの筑紫エリアの中でもちょっと調べさせていただいたら、他市では大体0.7ぐらいあるんですが、うち大体0.67とか0.68とか、そのレベルなんです。だから、0.7まで来れば同等の5市、筑紫地区全体が大体同じような流れでいくんですが、うちは若干ちょっとそのあたり財政力が弱い。

そういったことを考えると、今の本市の予算規模から見て、持続可能な生活交通維持を確保 するために、運用経費の負担割合が適正なのかどうなのかというのを分析調査した上で、評価 して、それを広く市民の方にお示しをして、市民の方にご判断を仰いでいくということを検討 していただけないかなというふうに思います。

それと3点目が、民間企業の情勢への対応ということなんです。民間企業のほうも実は人材 確保に苦慮されていまして、鉄道事業、運輸事業、タクシー、バス、大体運輸事業の業界の方 とお話をしますと、なかなか乗務員さんが見つからないということでお困りになっていらっし やる部分が1つあります。それと、行政サービスが向上していくと、充実を図ってどんどん公 共サービスを利用されると1つあるのは、企業の経営圧迫にもなりかねないという部分もちょ っとあるのかなということも視点に据えていただきたいと思います。 以上、この3点から、利用者の持続可能なこれからの公共サービスの提供の多様な交通モードの改革、充実が今、私はこれからやっていくべきではないかなと。それを今交通協議会等を通じて、今総合交通計画と交通網形成計画と協議会を立ち上げられて精査されていますので、そこに期待申し上げたいんですが、改めてその3つの視点から、所管並びに市長のご見解を求めたいと思います。

### 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 3つの大きくご指摘をいただきました。利用者のニーズの視点から、また財政の視点から、そして民間企業との関係性の観点からということだと思います。

まず1点目ですけれども、やはりこれまで公共交通の充実ということで、ある意味拡大路線といいますか、そうした中で力を入れてきた。その分、経費も膨らんできたということが現状でありますので、そうした中で、やはり本市におけるあり方もまず考える意味で、例えば高齢化率が高い、近隣より高い、また高低差のある地形などもあるという地域性もあるという中で、一律のそうした今のあり方でいいのかということについては、やはり配慮、考えていく必要もあろうかと思いますし、また近隣との連携、近隣市との連携などで、そのあり方を工夫していくということもあろうかと思っています。

また、財政の点からでありますけれども、1点目にもつながりますけれども、やはり利用者 ニーズに応えながらも効率的な運行に努めていくということ。その際、経費の節減を念頭に入 れたコスト意識を持つこと。そして当然、やはり利用者の負担との兼ね合いも、これは避けて は通れないとも思っておりますが、ここは昨日も議論してまいりましたように、やはり歳入歳 出の見直し全体の中で、サービスと受益と負担の関係を全体的にやはり、この問題だけではな くて、捉え直していく必要があると思いますし、そこは私の責任でやっていく必要があると思 っておりますので、その中でのこの公共交通の負担と受益の問題として考えていきたいと、大 きな視点で捉えていきたいと思っています。

あと、民間企業との関係でありますけれども、これはバス、タクシー業界に全国的に蔓延しております乗務員不足をやはり考慮しながら、持続可能な公共交通サービスとしていくことが重要でありますから、そういう意味では、常々意見交換の機会持たせていただいておりますけれども、さらにこの点は密に連携をとってまいりたいと考えております。

# 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。

○6番(堺 剛議員) ありがとうございます。

それでは、今市長のほうからご答弁いただきました。しっかり協議会のほうでまたご期待申し上げたいと思いますが、先ほどちょっと言い忘れた1点がございました。民間企業への分については、今他自治体見ますと、地元地域の自治会を通じて云々というところもあるみたいですが、交通モードですね、ただやっぱり交通の場合は死亡が伴います。命にかかわる問題が出てきますので、やっぱり安心・安全を補完するためにも、やっぱりプロの運輸業者の方を適用されたほうがいかがかなというふうに私は思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それであわせまして、ここでご提案、これは協議会のほうにこういった選択肢もあるよということでご提案だけさせていただいて、次に移りたいと思いますが、実は先ほど申し上げました行政視察の中に、今回3カ所行かせていただいた中で、白岡市さんの乗り合い交通を視察をさせていただきました。ここで、もう時間がありませんので内容等までは触れませんが、ここのやり方は、ドア・ツー・ドアじゃないんですね、デマンド乗り合いというのは。この白岡市さんのやり方は、自分の一番近いごみの集積場所が乗降ポイントなんです。そして、目的地はもう限定されています。公共施設がずらっと並んで、病院とか介護施設とか駅とか、指定されたところは結構多いんですけれども、そういった場所に指定をされていまして、ダイヤを1日9ダイヤ組まれてやってあると。これだったら見える形の経費になってくるのかなというのと、利便性的に先ほど申し上げました個別ニーズに対応でき得る選択肢の一つなのかなというふうに思いましたので、後でこれ資料提供いたしますので、よかったらご検討の教材にしていただければというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げて、2件目は終わりたいと思います。

次お願いします。

O議長(橋本 健議員) 3件目の回答をお願いします。

市長。

**〇市長(楠田大蔵**) 3件目の観光推進における本市の取り組みと現状についてご回答申し上げます。

まず、1点目の観光推進基本計画の目的と基本理念でございますが、本市は太宰府天満宮や門前町一帯、さらには大宰府政庁跡、水城跡、観世音寺・戒壇院及び九州国立博物館等の日本有数の観光資源を有しており、多くの観光客に訪れていただいておりますが、我が国は少子・高齢化社会となり、人口減少が進む中で、経済の維持や成長のために、地域へ人がさらに訪れる交流人口の拡大が重要であると考えております。

また、観光は、その地の文化の継承や、まちのアイデンティティーの醸成、人との交流による都市の多様性を生み、地域経済の循環と都市基盤の充実にもつながるものであり、本市の観光を計画的にかつ体系的に推進するために、本計画を策定するものであります。

本計画の内容につきましては、官民連携の取り組みや市民の取り組みをベースにした、観光 客が太宰府ならではの地域資源を生かした観光を楽しんでいただき、回遊性の向上、滞在時間 の延伸が図られる観光を目指すものにしていきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、観光推進に当たりましては、民間事業者や関係団体等の力が不可欠であり、行政と民間による官民連携のもとに進めていく必要があると認識をしているところで、計画の中にもその旨を盛り込んでいく所存であります。

また、観光推進基本計画につきましては、現在、市内外から多彩な有識者、関係団体の方々によります策定協議会において、さまざまなご議論をいただいているところであります。また、1月からはパブリック・コメントを行い、市民の皆様のご意見を頂戴する予定となってお

り、さまざまな方々のご意見のもとに策定を進めたいと考えております。 詳細につきましては、担当部長から回答いたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。
- **〇観光経済部長(藤田 彰)** 詳細につきましては、私のほうからご回答いたします。

2点目の観光における現状と課題でございますが、太宰府観光においては、観光客の滞在時間が短いこと、平成28年度に行いましたアンケート調査では、観光客の太宰府での平均滞在時間は215分となっております。また、消費金額がそれほど大きくないことや、太宰府の最大の魅力である歴史や文化財を十分に味わっていただけていないこと、さらには、官民における連携等に課題があると認識をいたしておるところでございます。そのため、1点目にもありますように回遊性の向上、滞在時間の延伸が図られる方策が必要となります。

次に、3点目の観光施策の磨き上げでございますが、こうした課題の解決を図るために、宿 泊滞在型観光の促進、体験型観光メニューの開発、特産品の開発、回遊促進のための回遊ルー ト開発、官民や庁内連携によります推進体制の構築等のための施策が必要と認識しているとこ ろでございます。

20名から成ります観光推進基本計画策定委員の皆様は、市内外からさまざまな業種の方々で ございますので、さまざまなお立場からご意見、ご提案をいただいているところであり、いた だいたご意見を参考にさせていただきたいと考えております。

次に、4点目の推進体制でございますが、現在、太宰府市の観光振興の取り組みは、観光産業にかかわる民間事業者や業界団体、観光協会、市民活動団体、そして市などが連携をしつつも、それぞれに活動を行っているような状況がございます。今後につきましては、官民のさまざまな事業主体がそれぞれの役割、強みを発揮しながら、太宰府の観光経営を行う事業体を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

## 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。

○6番(堺 剛議員) 今回、観光推進計画、今策定に当たって、内容等については私も詳しくは知りませんけれども、実は国土交通省の観光庁のホームページ見ましたら、今年6月18日に持続可能な観光推進本部というのを設置されたんですね、観光庁のほうで。これは、観光庁のこのホームページでございました。このホームページの課題の例というのを見ますと、うち、太宰府市に当てはまっていましたので、ご紹介だけ、もう時間がないので。

外国人観光客集中による観光地域の混在、外国人観光客の増加による住民生活環境の変化、 外国人観光客のマナー、こういった課題が観光庁のホームページにお示しをされておりました。このことについて質問したかったんですが、もう時間がありませんので、これはちょっと 後で見ていただいて、うちの本市に当てはまる要素になっていますので、ご検討いただきたい というふうに思います。

そして、私が申し上げたかったのは、1つだけお願いしたいのは、先ほどから視察、視察と

言っていますが、視察に行かせていただいた一つに、実は川越市に行かせていただきました。 埼玉県ですけれども。観光推進基本計画、これも視察させていただきました。この中でいろい ろな観光施策の、先ほど部長が言われました磨き上げ施策をいろいろ、旧山崎邸の話とか、い ろいろな3交通事業者との連携事業とか、それとかいろいろな、ゲームメーカーのセガさんと かの連携とか、いろいろお話を聞いてきました。

その中でうちのほうで適用できるものが1つあるなと思って、今回それを要望申し上げて終わりたいと思いますが、実はここの交通事業者さんと連携をされて、恋トレin小江戸川越という婚活列車を走らせているんですね。これは大好評で終わりましたという内容を聞きまして、そのとき私が思いついたのは何なのかと申しますと、もう市長もご存じだと思いますが、これは民間企業のほうでの企画でございますが、民間企業のほうでブランチ列車が柳川と太宰府版で走らせるよということで載っていました。何と太宰府版が来年6月から、福岡天神駅から西鉄太宰府駅まで40分かけて、3,000円の食堂列車を走らせるよということで企画されています。

ただ、本市にとって、本市は今民間会社の太宰府委員会というのが設置されていると思います。協力連携を、他市はこういうことはありません。うちの中にそういう組織がある以上、できましたら太宰府版婚活列車の企画を要望していただいて、これは一つのきっかけでございます。これの連携事業を一つのきっかけとして、これからいろいろなまちづくりベースの連携事業を取り組みを始めていただきたいと、トップセールスを市長にお願いしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 西鉄の太宰府委員会、立ち上げていただいて、ただ立ち上げていただきましたけれども、なかなかまだ具体的なところまで至っていない中で、私も早速先日、担当と一緒に太宰府委員会のメンバーとも議論をさせていただきまして、今後さまざまな具体的な提案をと思っております。

婚活については、私も乗せてもらえればと思いますけれども、そうしたこともさまざまな全国の先進的な取り組みがあると思いますので、こうしたものも我々としても西鉄さんに提案もしながら、また西鉄さんのほうからもいろいろな情報を提供いただきながら、そうしたものを進んでトップセールスでやっていきたいと思っておりますので、引き続きいろいろなお知恵をいただければと思います。

# 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。

○6番(堺 剛議員) ありがとうございます。連携事業ということで官民なんですが、大事なのはやっぱり地場です。地場の産業の連携をしていかないと、そこで推進体制が私は一番大事がと思います、この観光推進計画の中身というよりはですね。体制をどうやって構築していくか。やっぱり太宰府市には、国立博物館を初め天満宮さんとか本当に地域のエンジン力が幾つもあります。そこの責任者レベルの同じテーブルの会議を構成していただいて、その中で推進

協議会を持っていくという形に仕組みをつくっていただいた上で、具体的な施策をこれから取り込んでいただければと最後に要望を申し上げて、市長の答弁で終わりたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(楠田大蔵) ありがとうございます。さまざまな全国有数の拠点が既にある、この強みを生かしまして、そこを連携、体系的につないでいくのが私自身、市としての役割だと思っております。そうした協議会なり、あと既にもうブランド創造協議会などのそうしたメンバーがそろっているものもありますので、そこをやはり本質的に動くことが、その場を生かすことができるような取り組みを率先して進めてまいりたいと思っております。
- 〇議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。
- **○6番(堺 剛議員)** 最後までありがとうございました。では、ぜひ市長にはこれから先、このトップセールスで牽引していただいて、具体的な事業拡大で、観光事業だけじゃないですね、まちづくりベースの観光事業計画を期待申し上げて、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。
- O議長(橋本 健議員) 以上で6番堺剛議員の一般質問は終わりました。 ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0 時14分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午後1時00分

〇議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

**〇16番(門田直樹議員)** 通告に従い質問します。

1項目めは、市が各種団体に対して出している補助金についてです。

基本的には採算の自立が求められるところであり、期限がない交付の継続には疑問があります。交付団体にもよりますが、既得権として配慮するのではなく、事業提案制への移行が適切と考えますが、市長のご見解をお聞かせください。

2項目めは、情報通信技術、いわゆる I C T の推進について伺います。

ICT関連技術の進歩と普及は目覚ましく、同時に、要求される情報の質と量も加速度的に増えています。専門性が高いゆえに、あらゆる面を業務委託しているわけですが、業者への対応の質を高めるとともに、庁内情報システムの最適化を図るため、専門の係を設けるべきと考えます。

また、各種バッチ処理に付随する帳票等の一部は関係職員で作成可能と思量をしますが、ご見解を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 1件目の市補助金につきましてご回答いたします。

市補助金につきましては、地方自治法第232条の2の規定にもありますように、公益上補助を支出する必要があるものに対しまして、行政の目的達成のために交付するものであり、住民福祉の向上を図ることが基本とされております。そのため、補助金等が市税やその他の財源で賄われるものであることから、補助金の交付対象や団体、交付額を明確にするとともに、その事業に対しての目的や必要性を十分に精査をし、公正かつ効率的に補助金を支出する必要があると考えております。

現在交付しております補助金、負担金や助成金につきましては、県や筑紫地区で構成している事業団体への補助金や負担金から、市内の社会教育団体育成に対しての補助金など多岐にわたっております。

県や筑紫地区で構成している事業団体への補助金等につきましては、毎年度筑紫地区の財政 担当課長会議において、補助金が適正に管理、支出されているのか、決算書や事業報告書をも とに精査をし、次年度以降にも補助金の要望がある場合には、公益上、その事業が継続的に必 要であるのか、また金額が妥当であるのかを検討し、補助金の適正な執行に努めているところ でございます。

また、市内団体への補助金等につきましても、事業計画や事業報告書、決算書などを提出いただき、事業担当課で事業内容などの精査を行い補助金を支出している状況でございますが、補助団体の育成に時間を要しているものもあり、補助団体の自立や独立採算には至っていない課題もございます。

事業提案制への移行につきましてでありますが、補助金等が市民福祉の向上と効率的で公益性であるとの基本的観点に立ちまして、知恵と工夫を取り入れた市民提案型事業補助金などの調査研究も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

## 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。

**〇16番(門田直樹議員)** ありがとうございます。ちょっと手違いで、原稿といいますか、資料 が手元にないんで、少し議論が左右行くかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、補助金ということで、補助金、負担金、助成金等、行政から外に出ていく、上位行政 から受ける分もありますが、そういうふうなものに対してはいろいろと複雑なものがあること は承知しております。

実は資料でまとめておったんですが、うちの当初予算から補正まで全部入れて、ざっと補助金と名前のつくものだけ入れても、ご案内のとおり大変な額であると。ただ、その中には、もうそもそも補助金というよりも、もう何といいますか、ここで言うところの負担金とか、まさにそういった形なのもあるし、まだやはり、表現が難しいけれども、何か自治体の交際費的な、とにかく昔からこうだからそのまま続けているようなものもあるかとは思います。

今回の質問の趣旨としまして、そういうふうな本当は特に市内の団体ですね、団体も民もあれば半官半民的なものもあると。うちの外郭団体等もございますけれども、そこまで踏み込むと、もうちょっとやそっとじゃ議論といいますか、質問のしようがないぐらいちょっと複雑になるので、必要に応じては場を改めて行いますけれども、今回はまずこの補助金を出している、受け取っているその大きな流れですね、今後どういうふうに進めていかれるのか。そして、こういった形というのは将来も固定していくのか。その辺に限ってちょっと、限ってというか、沿ってお聞きしたいと思うんですが、今言いましたような負担金、助成金等も含めてというか、補助金という一つのジャンルがあると思うんですよね。先ほどご答弁の中にもありましたけれども、公益上、また社会福祉上ということで、そういうことに該当するんだったらほとんど該当しちゃうんですよね。渡す側の理由とすれば、どうにでも理由はつくと思う。どういった団体等でも立派な理念を掲げておられるわけですよね。

そしてまた、市長というのは選挙で上がってこられると。我々もそうですけれども、そのときにいろいろな政策をうたうわけですよね。政策には当然お金が伴うと。市が直接やるものについてはきちんとした予算立てをしているんだけれども、それを自分らが考えるところの方向でやっていっている団体等もあるから、それは運営しようやというふうなことも当然あっていいと思うわけですよね。国もそうしているし、県もそうしているし、我々もそうすることは全然やぶさかじゃないけれども、ただ長年こういうふうなずっと支出というのをやってきまして、当然その団体の内容も変わってくるのではないか、構成も変わったりですね。当初の目的というのがそのまま今も生きているのかとか、そういったこともそろそろ検討するべきじゃないかということで、今回の質問をしたんですが、先ほどの答弁の中にも、育成ですね、育成に時間がかかる等々のご回答があったんですが、市民団体の育成ということは、じゃあ子どもでいったら6・3・3とか期限で区切っとるんだけれども、どのあたりがじゃあ育成ができたというふうな何か基準とかございますか。

#### 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(石田宏二) それぞれいろいろな補助金を私どものほうから支出しておるわけでございますけれども、それぞれの団体、それぞれの会とかがどこまで育成をしたからこの補助は打ち切るのかというようなことは、誠にそこの判断、議員おっしゃるように難しいところでございます。

当初はそれぞれの補助要望があって、こういうような目的で、市のほうとしてもそれをすることについては地域福祉の向上につながるとか、そういった目的を持って妥当であるというふうな判断をしたものに対して、今までも支出をしてきているというような状況ではございますけれども、それじゃあそれが1年で達成できるのか、2年で達成できるのか、3年で達成できるのかというようなところは、今のところなかなか、それぞれの団体さんもまた継続的に要望もされてくるというところもありますので、そのときそのときの状況を判断しながら、継続するか打ち切るかというような判断になってこようかというふうに思います。

以上でございます。

## 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。

○16番(門田直樹議員) そうですね、目的というものを掲げて、通常はですね、例えば何々の 推進とかというと、じゃあどこまで推進したらそれができ上がったのかというのも難しいとは 思いますけれども、育成という言葉を使うと、どうも何かそういう問いにはひっかかってくる んですよね。現実的には維持のために支出しているというのが、つまりおっしゃったように自 立はやや困難であると、だから行政が支えていると。支える理由というのは、やはりそういう 団体なりその団体の目的というのが、市にとって必要だというお考えだと思うわけですよね。

それらを予算の中では我々は資料要求等もして見たりもできるし、予算書にも大体のことは 書いてありますから把握できるんですけれども、一般的に、一般的にというか、例えば県の例 を挙げますと、ご案内とは思いますけれども、基本3年の交付と。金額はそこそこあるけれど も、3年で打ち切るというのが大体そうじゃないですかね。いろいろな運動につきましては。

それから、また何といいますか、私がかかわっとるような団体で、名前出しますけれども、アンビシャス広場なんかは5万円の、これは協議会に対して受け取っておるわけですけれども、5万円で今4つぐらいかな、広場がありますけれども、これが年間4つの広場が5万円で運営できるはずもなくて、当然もう自立しとるわけですよね。もちろんボランティアであるし、場合によっては自治会から幾らかいただいたり、あるいは何らかの収益を図ったり、バザーであるとか、あるいは玩具等の販売であるとか、いろいろなことを工夫しながら、その目的のためにこれは自立しているわけですね。そもそもそんなにお金がかかるような活動ではないですし。

じゃあ、その5万円は何をしとるかというと、全体で紙飛行機大会をやったりとか。この紙飛行機大会というのは、社会教育課なんかもよく応援に来ていただいて、いろいろお手伝いしていただいとるんですが、本来非常に市をアピールするためのいい事業であると思うわけですよ。本来だったら市がやって、そして紙飛行機大会県大会とかやって、全国にその名をもう一度わかっていただくようなことにもなると思う。しかしながら、それはそういうふうな団体が手弁当でやっとると。その中の一部と言うたら失礼ですけれども、役には立っております。文書代ぐらいにはなっておるとは思うんですけれども、そういうふうな役の立ち方。

これは私が理解しとる中で、そんなものがあるんですけれども、長い間もう何か固定の、固定のといいますか、とにかくもうただこれをこうして、とにかく書類を出してくださいと、最初の事業、予算なり計画なりだしてくださいと。終わったら出して、出したことに対して、1答目のご回答では非常に厳重にチェックをするということがありましたけれども、そのとおりだと思うんですが、チェックはされるけれども、指導はされているのかというのも若干あるんですよね。というのは、なかなか、例えば決算書あたりの数字がどう見ても間違っておっても、後から気がついても、もうそのままということはよく耳にするところでもあるし、私が目にしたときもあるし。

そこまで、そこの全体ではなくて一部に補助しとるから、よほど悪質なことでなければということではあるかもしれないが、やはり公金ですよね。市民税に限らず、とにかく皆さんの一円一円血税であるというふうなことからいくと、やはりそこはさらに厳格にせないかんということですが、そこで先ほどのご説明の中で、県、市、区で大体これだろうという見当はつくんですが、決めると。いわゆる調整をされるということだろうけれども、5市で大体この辺はここにこうしようとかという調整をされる部分があるというふうに聞こえたんですが、そういうふうなことでよろしいでしょうか。

もう一回言いますよ。県、地区でやる分は、5つの市で調整をして額を決定されているということでよろしいですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 先ほど1答目で市長のほうがご回答申し上げましたように、県とか筑紫地区で構成している部分の補助団体、事業団体等につきましては、毎年筑紫地区での財政担当課長会議というのがございます。その中で、やはり適正性とかというものも含めまして、金額も含めまして調整を行っているというのが現状でございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。
- **〇16番(門田直樹議員)** わかりました。よそとも一緒にやっているということで、やや複雑さが違うと思います。

この市内の団体に関しましてですけれども、先ほどご説明の中には、これ前の一般質問の中でもたしか出てきたんですが、市民提案型補助金ということですが、これについては少し説明をお願いします。具体的にどういうふうな流れで、どういうふうな対象を考えているのか、お願いします。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(石田宏二) 以前、笠利議員でしたかね、事業提案型の補助金のご質問がございました。そのときまだ、私もまだその事業提案型の補助金というのはまだやっておりませんで、そのときもお話をしたんですけれども、例えばじゃあどういった事業提案をしていただくのかというような形になりますと、テーマを決めて、ある一定、太宰府市にとってどういったことを市民の方々に担っていただいて、事業効果が出るような補助をするかというようなそのテーマを絞って提案をしていただく部分と、あとテーマを一切絞らずに、こういったことが太宰府市に足りてない、こういったところを市民の方たちが担えば、もっと効率的にできるというようなところの部分を、それこそ提案していただくというような方式と、2通りあろうかと思いますけれども、今現在太宰府市においては、その事業提案型の補助金というのはないというような状況でございます。
- ○議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。
- ○16番(門田直樹議員) 具体的にその提案というのは、余り形、時期とか、例えば行事的な、 例えば運動会みたいなものをやるよというふうな提案であるとか、あるいはある団体をつくっ

て、継続的にずっと年度にわたっていろいろ活動されること、そういうのを全部ひっくるめた 事業提案ということでしょうか。

### 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(石田宏二) 先ほど申しましたように、それぞれの、今提案型という補助金は私どものほうは採用していませんけれども、市がこういった課題があるから、テーマを決めて、じゃあそれに対して提案をしていただくという部分と、全然そういったテーマも決めないで、団体さんのほうからこういったことができるから補助の要望をしてくるというような2通りがあろうかというふうに思うというような形でございます。

### 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。

○16番(門田直樹議員) 何となくわかるような気もするんですが、それだったら何か補助金というより、何か業務委託みたいな感じもするような気がするわけですよね。例えば少し前ですが、高齢者、独居老人等いろいろなサービスをするような、買い物サービスであるとか、切れた電球をかえたりとかというのがありましたよね。元気若者云々とかね。しかし、現在今活動してないと。これに関しては、これは補助金ではなくて業務委託のような形だったかな。市としていろいろなお金の出し方があるんですが、より強く出している形やったと思うんですよね。今は全然その形がなくなっていますよね。一部違う形、全く違う施設管理のほうに回っているみたいだけれども、そんなこともあるとは思うんですよ。

しかし、そういうふうなことがやるぞと、よし、ほんなら行政としてのニーズと合ったから、ううん、業務契約して云々まではともかく、まあ幾らか出すから頑張ってくださいと、気持ち程度ということになるのかもしれないけれども、それは大事だと思う。

それが、ここから先は、今からの分ですね。今までの分はちょっと置いといて、今までの分をどうするかというのになると、これは大変なまた議論になると思うんですよ。これはまた予算なり決算なりでしっかり見ていく部分があると思うんですが、新しい部分でいえば、私議員になりまして十何年かになるんですけれども、もうこの何年かの間に、2年、3年スパンで次々と新しい活動というのは起こってきているということは、もう皆さんご案内と思うんですよね。

例えば自然観察を主にした子どもの育成の団体であるとか、担当は何のことかすぐわかると 思うんですが。あるいは、例えば体育にしても体育協会もありますけれども、総合型がありま すよね。総合型はまた少し違った考え方で、そういうふうな事業を進めておられると。その他 いろいろありますよね。あるいは今、たまたま体協が出しましたけれども、文化協会がある と。あるいは、同じスポーツでも、体育協会に入らずに独自の活動をしてあるようなところも ありますよね。文化協会も同じですよね。

そうなってくると、現在は、この補助金のことは置いとっても、いろいろ例えば施設を排他 独占的に先行予約したりするのがメリットなんですよね。その中のまた補助金が出たりもする と。しかし、そこに属さないのは、ところがある程度の活動が大きくなってきたら、じゃあそ れはどうするのかということはあります。ここだけは確認しておきたいですね。

あくまでもこれは例であって、ほかにもいっぱいあると思うけれども、既にある団体がありますよね。本来ならそこと同じような活動であるけれども、そこに属さない団体に関しては、 やはりもうちょっとそれはだめということですかね。

## 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(石田宏二) 既に交付している団体と交付してない団体があるということで、その交付されてない団体のほうから、例えばその所管、スポーツの団体であるとすればスポーツ団体の所管でありますスポーツ課あたりに、そういった補助の要望がまず出てくると思います。そして、その補助の中身を、どういった形で補助してくれというようなその中身の精査を行った上で、果たしてこれを補助すべきか却下すべきかというような部分を、まずはその担当所管のほうでもんだ後に、最終的に予算化するかどうかというようなところの予算編成の段階での協議になってこようかというふうに思っております。

## 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。

○16番(門田直樹議員) わかりました。ただそのときに、単に目に見える金銭の授受だけじゃなくて、いろいろな活動上のいろいろな利益、不利益とは言わんけれども、受理してないような利益ですね。つまり、場所の減免であるとか、先行予約であるとか、あるいは文化的なものでいえば楽器の保管場所とかに非常に苦労されるとか、移動の面とか、そういったところで補助を受けているところとそうでないところとかの差がなるべくないような規則、ルールづくりというのが非常に大事になってくると思いますが、ちょうど前の前の6月議会の藤井議員の質問の中で、補助金について新しい規則を、最初総務部長はたしかこれを早くつくって、早く適用しますと言ったんですが、その後市長がお答えになって、いや、ちょっと今は厳しいから、年度内にこの規則をつくって、次年度からそれを適用すると言われたような気がするんですが、それはもうこの規則はどうですか。年度内というけれども、大体見通しはつきましたか。

#### 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(石田宏二) 補助金の検討委員会とか随時、内部では検討委員会を随時行いまして、 今年度中に、これは監査のほうからも指摘をいただいておるところでございますけれども、補助金の交付規則を制定しようという形で今準備を進めているところでございます。

またそれができましたら、今後また、それは大もとの補助金の交付規則でございますので、 それぞれの事業の部分の補助金というのは当然あるわけでございますので、その後それぞれの 事業の交付要綱等をまた別個にそれは定めなければならないというふうに考えております。そ の中でいろいろな公益上必要かどうかというようなところとか、適正性とか、あと妥当性、効 果などについても言及するような形の部分をつくっていかなければならないのではないかとい うふうには考えておるところでございます。

#### 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。

**〇16番(門田直樹議員)** まず、透明化といいますか、もちろんそういう内容というのは我々も

知るところとなると思うんですが、単に平等とかというんではなく、ちょっと言葉は難しいですが、やはり活動内容にふさわしい評価をされるようにお願いします。

新しいといいますと、先ほど言いましたそういうふうな子どものいろいろな育成であるとか、あるいは福祉ですね。福祉、いろいろな分野があると思うんですけれども、福祉に関して非常にやっぱり今から、行政だけじゃとてもやっぱりやっていけんと。何とか民間が頑張っていただくと、活用をしていかないかんということではあるんですが、そういうふうな団体というのは、やはり前向きな評価というのを、本来補助金なのかというものも含めて、先ほど言いましたようにいろいろな形がありますよね。補助金というのもあるけれども、いろいろな形でやっぱりそういうふうなNPO、もう法人格を取った、あるいは活動の実績がある、そして現にしっかり活動してある、そして方向性がしっかりしている、そういうふうなものに対しては、やはり前向きな、黙って見ているんではなくて、アウトリーチといいますか、こっちからどんなふうですかと。もちろん所管は接触があるにしても、そういったところもやはり考えて、同じまないたの上で、先ほどここからは別と言いましたけれども、新しいところを加えたら、財源が幾らでもあるわけじゃないから、当然やはり若干のこれがならす部分ができるかもしれない。そこも含めてぜひご検討いただきたいということをお願いして、1項目めは終わります。

○議長(橋本 健議員) 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長(楠田大蔵) ちょっと1件目の件について、済みません、補足で。

先ほど総務部長からも答弁ありましたけれども、補助金、交付金等々、非常に過去の経緯もありますので、私もそうしたものを全てばっさり切るというわけにはなかなかいきませんので、そうした中で、規則もどの程度、具体的なもの、そして個別的なものになるかというのは、まだちょっと今相当私も頭を悩ませているところでありまして、その点はぜひご理解いただければと思います。

その上で、次の2件目の件ですけれども、2件目のICTの推進についてご回答いたしますと、行政業務を効率的、効果的に実現するためには、日進月歩で発展するICTを積極的に活用していくことが不可欠でございます。そのための体制を強化するため、本年4月からは、民間経験を有する人材を社会人経験枠で採用できましたので、文書情報係に1名、まずは配属をいたしております。このことにより、既存の職員とともに、横断的な取り組みの共通基盤となる技術のあり方などについて、スピード感を持って対応を進めているところでございます。

今後ますます発展するICT技術を私どもも日々研究し、業務の効率化、経費削減に向けて、議員ご指摘のように対応できる職員の育成や配置、組織のあり方について検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をいたします。

〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。

○総務部理事(原口信行) それでは、詳細につきまして、私のほうからご説明いたします。

まず、先ほど市長が申し上げましたように、今後ICTの推進に向けた職員体制の充実及び 組織の構成につきましては、市全体の組織機構の見直しの際に検討してまいります。

次に、帳票等の一部を関係職員が作成することについてですが、最近の業務システムは、バッチ処理のパラメータ一設定が豊富になり、職員が業務に必要なシステムをみずから運用する EUC機能も充実してきておるところでございます。この機能を使うことにより、業務担当職員はデータを抽出し、みずからオフィスソフトでデータ集計、帳票作成がある程度可能な状況にあります。

システム調達を行う際には、複数のシステムベンダーに情報提供を依頼して、このEUC機能にも着目しながら、システム構成や調達の条件など、市が想定する仕様書の妥当性の検証を行っております。これにより、業務担当職員にとって、システムベンダーに過度の依存とならないように、柔軟な運用が可能なシステム調達を目指しております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。
- **〇16番(門田直樹議員)** 実は今聞きまして、十分な回答をいただいておるので、ここで終わりますと言いたいんですが、時間もありますので、もう少し聞かせてください。

非常に前向きな、本当、95点と言ったら失礼ですけれども、あと機構改革でつくると言うたらもう100点なんですが、あと5点分、ちょっと今から質問いたします。

まず、今ちょっと聞いた中で、いろいろな新しいことが、EUCなんて、まさにこれが言いたかったんですよね。エンドユーザーコンピューティングですね。EUCができて、今まではとにかくもう専門の、とにかくあなたたちにはさわらせないというのが業者のやり方だったんですよね。しかしそうじゃないと、一定のことはできるんだと。先ほどオフィスソフトって、例えばうちだったらMSオフィスのことだろうけれども、そういったものを使っていろいろなことを加工することが可能なんですよね。基本のデータ、マスターデータというのはそのままにしとっても、いろいろなそれを表現をすること、これがまさに行政の仕事でしょう。いろいろなこと。昔はもう3日徹夜でつくりよったようなのが、ほんのあっという間にできちゃうんですよね、基本さえつくっておけば。

そういう中で、ちょっと幾つか聞きたいのが、まずちょっと、せっかく今お聞きした中で言葉が。システムベンダーということですけれども、これシステムインテグレーターのことかな。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。
- **〇総務部理事(原口信行)** ベンダーといいまして、要は大きなシステムの調達会社。会社といいますか、例えば何とかECとか、何とか立とか、そういうところですね。
- 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。
- **〇16番(門田直樹議員)** 何かやっぱり言葉が若干曖昧なんですよね。だけん、いわゆるシステ

ム、ベンダーというのは単なる売っているというだけの話ですね。それだけの話ですが、システム屋さんではあろうけれども、いわゆるインテグレーターというて、何もかも、ソリューション、早い話。機械から、自分のところでつくるのじゃなくても、機械をインハウスから、それからもう設計から開発をしてから、テスト、そして運用、保守まで全部するというふうな意味の、いわゆるシステム屋さんのことですよね。

そういうふうな中で、先ほども言いましたけれども、1回入ると、もうとにかく頑として他を寄せつけんというか、そして行政側も、普通の会社、会社はもっと厳しくこれは淘汰していくんですが、行政は特に何かあったらいかん、何かあったらいかんということで、もう一生離れられんのですよね。

随分前ですけれども、ある大手のIT企業が、数億円じゃなくて10億円といわんぐらいの機器の入札を1円でやったというのを覚えていますかね。1円で。何でそんなことするかといったら、何年かすれば元を取れるからですよね。1回つかまえてしまえば、ずっと。

もちろんこういうことがどうなのかということで、近年でいいますと佐賀市とか長崎県とかいろいろやりましたよね。その後ちょっとひっかかったようなこともあるけれども、果敢に新しいそういうふうなやり方を試みておられます。簡単に言えば、ひっくるめてでの切ればいいんですよね。

コンピューターというのは簡単に言えばブラックボックスなんですよね。システムもプログラムも何もかんもですね。それを少しずつ分けていくこと、掛け算じゃなくて足し算の形にしていくと、改善がしやすいと。こちら側のユーザーサイドの改善がしやすくなると。そんなことをじゃあどうすればいいんだと、どうすればいいんですかとそのベンダーに言っても、ベンダーはそんなことは笑って済ませるんですよ。それを判断するための部署、人材が必要じゃないかというのを、これをずっと昔から言ってきておるわけですよね。

昔は井上市長のときからCIOですね、情報化統括責任者をつくるべきだと言ったら、済みません、間違えました、その前の市長、佐藤市長のときですね。そうすると、当時の助役の井上助役さんが、私がICOだということを言われて、わかりましたということだったんですが。

ここで言っとるのは、情報に関してのITあるいはICT、こういうことに関しての専門的知識、経験があって、あるいはある人を自在にこなせる、使える。だから、経験がない人が、概要はわかるけれども、つまりこうあるべきだというのはわかるけれども、どうすればいいかはわからない人がトップに立ったら、そのどうするべきかを判断する部署が必要でしょう。それを繰り返し言っておるわけです。

さっきのEUCのことで言いますと、以前も言いましたけれども、ここにもありますね、パラメーターの設定が豊富になり、職員が必要な云々ということで、まさにそうなんですよ。以前、何年も前の決算やったか補正やったかで、税率がちょっと変わったと。税率が変わったので、全部システムをやりかえたので、具体的に何をやりかえたんですかといったら、プログラ

ムを書きかえたと。プログラムのどこを書きかえたといっても、それはわかりませんと。大変なお金を取られているんですよね。要するにステップというセンテンス、文章の連なりなんですけれども、その中の税率の1カ所を変えただけだと思いますよ。だけれども、莫大な金を取られるのが実情なんですよ。

だけれども、そういうことはそういうふうな専門の部署がきちんと管理していれば、今ここにパラメータ、初めてこういう言葉が出てきたけれども、パラメータで与えればいいんですよね。オペレーションの問題だと思うんですよ。もちろんそれが間違えたら間違います。だから、当然可変可能な部分というのをつくっとくわけですよ。

もちろん全て構造的にごっそり変わった、法律が変わって、そういうときには仕方がない。 新しく組まないかんので。

その辺の判断をするための部署が必要じゃないかということで、もう一つが、先ほど、これも先ほど満点に近いと私が失礼ながら言ったのは、みずからこういうふうな帳票作成も可能ということで、まさにここなんですよね。今から経費節減ということで、お金はなるべく出さないように、しかし行政的ないろいろな成果を出していかないかんということで、まさにこのコンピューターの分野ですよ。すごい金額でしょう。もう合計が。これが聞かんといろいろ分野に分かれて言わんと意味がないので、一緒くたには言いませんけれども、ここの中のこの実務部分ですね、早い話が。ここを職員でできる部分はやると。

先ほどオフィスソフト云々ということがご答弁でありましたけれども、あの中の例えばうちはMSオフィスのファミリーの中の、いわゆるいっぱい入っているやつを使っているんですよね、プロフェッショナルというのを、でしょう。一般家庭のワード、エクセルだけじゃなくて、アクセスとかパワーポイントとか何かいろいろなものが入っていますよね。アクセスなんかは、自治体によっては詳しいのを何人か集めて、私が以前行った新居浜市では、非常に優秀な決裁システムをつくっていましたね。売りに出したら売れるんじゃないかというレベルのをつくっていた。いきなりそういうのをつくれとは言わないけれども、まずは専門の場所をつくっていただきたい。できたら課をつくっていただきたいし、だめなら係で、専門を置いてということですが、検討してまいりますということですので、もう少し話を聞かせてください。どういう検討をされるのか。

# 〇議長(橋本 健議員) 総務部理事。

○総務部理事(原口信行) 議員おっしゃるとおり、今後のIT分野というのは本当に重要でございますし、それがなければもうどうにもならないというような状況でございます。

今現在、現時点におきましては、やっぱりどちらかというとEUCでございますけれども、 やっぱりデータベースからそのデータをもらって、別のソフトでというような形にまだちょっ と限定的な形になっております。本体のプログラムの中に入って何かを変えるということにま では、ちょっと至ってないような状況でございます。

ただ、そこら辺も検討できる部署を、他の市町村の状況も勘案しながら検討していきたいと

いうふうな状況でございます。

以上でございます。

## 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。

○16番(門田直樹議員) そこのところはもうさわらんでいいと思うんですよ。そこのところはもう業者にさせればいいんですけれども、いわゆるデータを吐き出した部分ですね、住民データなら条件つきで。条件つけなくてもいい。そこから自分たちが好きな帳票をつくればいいと。先ほど誰か質問で環境税、環境税はエクセルでつくるんだとか、総務部長が言ってあったですかね。ああ失礼、市民生活部長が言ってあった。まさにそうなんです。でも、そのつくるのは誰なのかなんですよね。つくるのはその所管の、ええって今ごろみんな向こうの部屋で言っているかもしれないですね。

というのは、もちろんエクセル等々、つくれる人は、扱える人はたくさんいると思う。でも、レベルが違うんですよ。いろいろな、いろいろ付随プログラム、マクロとかあらゆるものを使ったり、深い知識がある人がちゃんと構造的にきちんとつくったものと、何かわからんけれども一生懸命つくってできたというのは、それは一見できていても、後からさわったらもう大違いなんですよ。

例えば庁内でいろいろなファイルに名前をつけるのも、私が見る限り、ファイルに一貫性がない。ファイル名のつけ方、接続詞できちんとした分野で、見ただけで分野と何々がわかるファイルのつけ方をすべき。そういう検討をしたりしていくのが、こういう部署なんですよ。

あるいは、この間もいわゆる課税に関していろいろ問題があったりしましたね。人為的なものもあるし、先方の業者のほうもあるみたいだけれども、この人為的なことすらも、きちんとしたシステムを組めばかなり改善できます。それもある。

あるいは、この前ちょっとネットでやりとりが非常にできない状況があった。これはラインの問題で、広域的な問題かもしれないけれども、それ以前に、じゃあそれをどういうふうにその原因を確定して、そして代替措置がとりあえずとれんかとか、そういうふうなものをじゃあ誰がするかということになるでしょう。

とにかくこれは急を要することだと私は思うので、何とか新しい市長になられて、今度本格的な機構改革といいますか、改編をされるわけでございますけれども、この辺をしっかり考えてやっていただきたいな。最後にじゃあ一言お願いします。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

**〇市長(楠田大蔵)** ありがとうございます。私も実は世代の割にはかなり不得手なほうでありまして、いろいろ今ご指摘から学ばせていただくことも多々ありました。

先ほど申されました中で、私が少し、少しといいますか、非常になるほどと思いましたのが、業者さんが一度入ってしまうと、そのままずっと続けてしまうという中で、私もなかなか口出し、専門性がない中でしづらい中で、そこにあぐらをかかれる可能性もあるという中で、何かやはり必要なときは、もう一度契約の見直しなどもしていくことも重要なことだろうと思

っておりますし、先日の課税の件も、もちろん人為的なミスについてはもうあってはならない ことでありますので、厳しく注意をしておりますが、その相手業者との関係においても、かな り厳しく私のほうも言わせていただきまして、今後のさまざまな見直しもあり得るということ もお伝えをしております。

私自身、専門性がないことを、逆に自分自身認識をした上で、やはり専門性があるブレーンをしっかりと配置をしながら、そうした知見を私自身も取り入れながら進めていくことが肝要だろうと思っておりますので、そうした上で、さまざまな組織の改編なり人員配置なりを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(橋本 健議員) 16番門田直樹議員。
- ○16番(門田直樹議員) ありがとうございます。庁舎内、私も余りようわからないんですが、この文書情報課には詳しい方が何人かおられるようですが、再任用の非常に詳しい方が、もう今度定年になられるようですし、お一人非常に詳しい方、そしてまた回答にもありましたけれども、もとSE経験者で非常に力強い方がおられる。しかしながら、この方もいずれは異動せないかんですよね、組織上。そうすると、じゃあまたゼロからかということになるので、こういう方がせっかくおられる間に、まず早くそういう仕組みをつくって、そしてここまではまずやると。そして、そこに入ってきた人たちが庁内ずっと回っていったら、皆さんの全体のIT力がアップするでしょう。そういうふうなことも大事だと思います。

そういうふうなまずは仕組みをつくって、そして市長または副市長がいわゆる実効性のある 情報化統括責任者になられることをお願いしまして、終わります。

**〇議長(橋本 健議員)** 以上で16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時55分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時44分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午後1時55分

- ○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - 3番舩越隆之議員の一般質問を許可します。

〔3番 舩越隆之議員 登壇〕

**○3番(舩越隆之議員)** 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い1件、太宰府館の管理運営について質問させていただきます。

太宰府館は、地域活性化複合施設として建設された建物であります。開館から14年を経過しようとしています。この14年間で町を活性化させるために何かが変わったかなと振り返ったときに、何も変わっていないような気がいたします。

太宰府館ができる前は、太宰府ストアがあって、地元の買い物客で大変にぎわっていました。現在の太宰府館は、複合施設であるのに、なぜ商業施設がないのかがわかりません。あれ

ば、地元の人々や来訪者が買い物に来ることによって、地域活性化複合施設としての役割を果たしたのではないかと思われます。

それで、1項目め、管理のあり方についてお伺いします。

決算額を確認させていただきましたけれども、歳入については、平成25年は486万962円です。平成29年度は644万4,222円と、毎年少しずつではありますが右肩上がりになっています。一方、歳出におきましては、平成25年度は2,918万2,828円、平成29年度は3,499万4,990円と、5年前に比較しても581万2,162円増額しています。このように歳入は微増しているものの、歳出がそれ以上に増加していることから考えますと、歳出を減らすことも考えなければならない時期に来ているのではないでしょうか。市としての考えをお聞かせください。

2項目め、今後の運営についてお伺いします。

平成28年度に一度質問させていただきましたが、そのときの回答では、市としても今後の太 宰府館の運営については考えているとのことでした。現状における今後の運営についてお示し ください。

再質問は議員発言席にて行います。

## 〇議長(橋本 健議員) 市長。

**〇市長(楠田大蔵)** 太宰府館の管理運営についてご回答申し上げます。

太宰府館の運営につきましては、今なおその多くが市民の皆様の税金で賄われているものでありますことから、今まで以上に支出を最少に抑え、増収を図ることは当然であり、管理運営業務内容の見直しを含めて今後も努力してまいる所存であります。

私としましては、門前町を中心とした地域全体での魅力の向上が図れる活用を、さらに検討していく必要があるとも考えているところでありまして、今後も継続して検討をしてまいる所存であります。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

## 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。

**〇観光経済部長(藤田 彰)** 詳細につきまして、私のほうからご回答いたします。

まず、1項目めの管理のあり方でございます。

太宰府館につきましては、国立博物館を核としたまるごと博物館構想の中核施設として、市民と観光客が交流できる市民の、旅人の交流プラザを理念に掲げ、平成16年9月の開館から14年を経過したところでございます。施設利用者数は、観光客の増に比して年々増加傾向となっております。

例として、梅ヶ枝餅焼き体験や木うそ絵つけ体験で使用する 2 階体験工房につきましては、平成25年は年間355件、3,153人の利用だったものが、平成29年度は417件、5,260人と利用人数は67%の増加となっております。200人程度の利用が可能な 3 階まほろばホールの稼働につきましては、平成25年度は年間160件、1万1,665人のご利用だったものが、平成29年度は182件、1万6,233人と利用人数は39%の増となっております。

ご指摘のとおり、5年前と比較いたしまして、太宰府館管理運営費の支出額は確かに増加はいたしておりますが、これは主に施設の老朽化に伴う改修工事と、館利用者増に伴う光熱水費や施設管理委託料の増によるところでございます。

利用者が増えているとはいえ、歳出額は歳入額を大きく上回っている状況であり、今後につきましても増収を図りながら、不要な支出を減らすように努めてまいる所存でございます。

次に、2項目めの今後の運営についてでございます。

開館以来、市直営による運営を行ってきたところではございますが、以前に議員からもご指摘があっていたことから、平成29年度に11人の関係部課長による内部検討委員会を立ち上げ、6回の会議を行ったところです。太宰府館が避難所として位置づけられていることから、避難所機能の継続や、機能の一部を転換することとなった場合に、老朽化してきている空調や水回りの改修工事が伴うことなど多額の費用が見込まれております。今後の施設のありようについては、施設の改修及び管理について、PPP、PFIの可能性を探っていく必要があるとの結論に至ったところでございます。

その後、国土交通省が募集いたしました、自治体が検討中の官民連携事業についてのサウンディング調査、これは対話型市場調査と呼ばれるものでございますが、こちらに参加し、太宰府館の今後の可能性について、民間事業者、金融機関等から幅広くアイデアやご意見を伺ったところでございます。その中で、1階部分を観光客向けにすると風通しがよくなり、収益性が上がると感じる、リニューアルする取り組みをするだけでも効果あるといった肯定的な意見と、収益化することはかなりハードルが高い、公共事業で収益事業を行うことによる民業圧迫の可能性があるといいました機能転換への懸念についてのご意見もあったところでございます。

また、収益を得るのではなく、町全体のエリアマネジメントを行うことが重要、収支を黒字 化するだけではなく、太宰府館が地域全体に対して投資を行っているというビジョンが必要と いった、本来の公共施設としての意義についてのご意見もございました。

このように内部、外部からさまざまな検討を行ってきたところでございますが、太宰府館の 今後の運営につきましては、現時点では明確な方向性をお示しできませんが、今後も開館当時 のコンセプトであります、もてなす、楽しむ、にぎわう、憩う、学ぶ、この要素を持った館と すべく、多方面からご意見を伺い、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 3番舩越隆之議員。
- ○3番(舩越隆之議員) ありがとうございます。1項目めの今後の館のあり方についてですが、 今の太宰府館の、先ほども言いました光熱水費の問題ですが、これは年間、平成25年度は 502万円、それから平成29年度は620万円と、これ徐々に光熱水費が増えているわけですね。そ の中には水道、下水道代も入っています。水道代が34万6,000円から、下水道代が34万9,000円 と入っているわけですが、それにおいても、あの太宰府館の空調システムというのは蓄熱空調

システムという形で、タンクに氷をつくって、その氷の冷えた熱によって冷房をきかすとか、 それを解かすことによって熱量によって暖房を行うというようなシステムになっています。これはその当時、14年ぐらい前だったら、これは多分はやりでよかったかもしれません。でもコスト的、水と、要するに今の単独のエアコンのほうが、先々には必要以上の電気代を使わなくて済むわけですね、その部分だけの。

だから、そういう形のシステム化というのが、今後何らかの形で考えていかないと、この出ていくお金が、あと5年たったら多分4,000万円超えると思います。また4,000万円もの費用を費やして出す、市民の税金を出すということは、大変な市にとっても痛手だと思います。だから、それをまず考えることによって、今後の方針をちょっと聞かせていただけませんでしょうか

## 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。

○観光経済部長(藤田 彰) まず、その水道代でございます。確かにおっしゃるように光熱水費、電気、ガス、上下水道、これにつきましては、平成25年から比べますと120万円ほど上がっているものでございますけれども、同じように平成25年の来訪者数、館の利用者数でございますが、同じように伸びてきているということが見てとれる部分でございまして、これはやはり来館者が増えたということに伴います上下水道のトイレ、電気代、この辺の使用量もまた増えたということも考えられるものでございます。

今議員おっしゃっていますように、蓄熱式の冷暖房機というものは、この庁舎が建った昭和61年、その当時にもこの建物自体が蓄熱方式を使っておりました。このときも太宰府館ができた当時も、同じような蓄熱方式を用いておったと思いますけれども、市役所の冷暖房のやりかえと同じように今回やりかえようとすると、3,000万円以上のお金がかかってくると見込まれます。それについて、今後公共施設再整備計画の中でもこの問題は提案しておりますので、それにつきましては今後検討してまいると、やりかえるかどうかも含めて検討してまいりたいということを考えたいと思います。

以上でございます。

## 〇議長(橋本 健議員) 3番舩越隆之議員。

○3番(舩越隆之議員) ありがとうございます。今後そういう形で、歳入のほうがそこまで上がってきていないのに、歳出のほうは年々やっぱりかなりの金額で上がっていくということをとにかく抑えないと、今後の太宰府館の運営に対してもマイナスになろうし、太宰府としての負担も大きくなるわけですね。そこのところは十分今後考えていただいて、進めていってほしいと思います。

それから、中の管理委託の分が21項目あります。ちょっと気にかかることがあって、質問させていただきます。

清掃業務委託と臨時清掃業務委託は、これは1社ずつなんでしょうか、それとも1社なんで しょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。
- **〇観光経済部長(藤田 彰)** 清掃については、トイレ清掃を主にやっていただいている分がまず ございまして、臨時清掃につきましては館のワックスがけ等についての清掃でございまして、 業者は同じでございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 3番舩越隆之議員。
- ○3番(舩越隆之議員) これ清掃業務を委託するときに、多分そういうワックスがけに至っても、多分これは一つにまとめて、わざわざ別々で金額を払うんじゃなくて、一つにまとめてすれば、その分だけ、契約のやり方と思いますが、少しは安くなるんじゃないかと思っています。だから、そこのことも、これから先そういう委託業者との交渉についてもしっかりと考えていただいてやっていかないと、経費がいつまででも削減できないという形になると思います。

それともう一つは、警備業者の委託と年末警備の委託、これは同じ業者ですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。
- ○観光経済部長(藤田 彰) 警備委託につきましては、館の365日分引くの正月分の警備委託でございまして、正月三が日、大みそかから三が日にかけましては、深夜まで館を開いておる関係で、臨時契約をいたしているところでございます。
  以上です。
- 〇議長(橋本 健議員) 3番舩越隆之議員。
- ○3番(舩越隆之議員) これもさっきの清掃業務と一緒で、一括でのそういう契約の仕方というのはできないものでしょうか。じゃないと、わざわざ年末だけの分で、どう考えても年末だけまた再度契約するというのは、委託のやり方が私の中ではちょっと理解できないんですけれども、そのことは、お願いします。
- 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。
- **〇観光経済部長(藤田 彰)** 契約のやり方については、これまでのやり方を踏襲しておりましたけれども、正月三が日の人の流れとかもございますので、今後議員がおっしゃるように、一括してできる方向を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 3番舩越隆之議員。
- **○3番(舩越隆之議員)** ありがとうございます。ぜひそのように、なるべく歳出のほうのお金が 少なくなるような形で努力をしていっていただきたいと思います。

それから、2項目めの今後の運営についてですが、平成27年10月で一応償還が終わっているはずなんですね。10年たったということで。その中で、それからまた3年経過した今後の運営について、市としてはどのようなお考えがあるのか、よろしくお願いします。

- 〇議長(橋本 健議員) 観光経済部長。
- **〇観光経済部長(藤田 彰)** 先ほども申しましたけれども、14年経過した中で、私どもも今後の

太宰府館のあり方について内部検討会議も重ねまして、一定方向性というものは、やはり民間 に任せる部分があっていいのではないかと。ただ、避難所として位置づけられていますことか ら、全てを民間の方に任せることはできないだろうと。ただ、民間の方にどうやって任せるの かということも話をしたところでございます。

まだ市長と最終的な結論には至っておりませんけれども、いろいろな業者さんとお話をこれまでの間させていただきました。名前は言えませんけれども、大きなところから、いろいろな太宰府館に関心を持っていただいた方、こういう方も太宰府館を実際に見ていただいて、収支のバランスを考えながら、ご本人さんたちも結論を出してきたところでございますけれども、残念なことに太宰府館を私のところが引き受けようという声はまだまだいただいておりません。

ただ、今後のありようとしては、やはり今議員がおっしゃいますように民間の力をかりなが ら進めていけるべきところは進めていくという気持ちに変わりはございませんので、今後また 市長と十分に協議をいたしまして、館のありようについてはまたお示しできる時期が来るかと 思います。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 3番舩越隆之議員。
- ○3番(舩越隆之議員) 一応償還が終わるまでは、太宰府館は商業施設としては利用はだめだということで話が契約の中で入っていたと思うんですね。その中で、償還が終わったことによって、今後やっぱり太宰府館の中にそういう商業施設といいますか、そういうのを何らかの形で用いて、太宰府館の運営自体の赤字を、収入を増やせば、その分だけ歳出のほうも少しはペイできるような形も、まずチャラになることは難しいと思うので、なるべくそれに近いようなやり方で、今後は本当に太宰府館の運営、また公共施設に対しましては何カ所かありますけれども、それに対しても同じことと思います。

今後のそういう運営に関しましては、本当に行政のほうではしっかり考えていただいて、どのようなやり方が一番最善なのか、それでどういう形である程度の歳出が減らせるのかということをしっかり考えていただきたいと思います。

最後、いいですか。

- 〇議長(橋本 健議員) どうぞ。
- ○3番(舩越隆之議員) 最後になりますが、市長にお聞きします。

市長は7つの公約を上げておられますが、その中には太宰府の公共施設の赤字を削減するような言葉は入っていませんですよね。今の太宰府にとって一番の大事なことといえば、まずそういう歳出の多い部分の公共施設をどのような形で減らしながら、新たな7つの公約をなし遂げていくかということに対して、ちょっとご意見を伺いたいんですが、よろしくお願いします。

〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) 7つのプランの中で、直接的に太宰府館についてこれも触れているところは確かにございませんでしたが、もちろん徹底した行政改革で歳出削減、行財政改革ということを、ちょっと済みません、手元に今日持ってきておりませんで、そうしたことはうたっております、そういう方向性はですね。徹底した行政改革を行うということ。その中にもちろん先ほどの補助金の話であるとか、こうした公共施設のあり方についてであるとか、そうしたことは当然私の中で大変大きな今問題点として認識をしております。

そうした中で、随時、昨日も本日も申しておりますけれども、やはり歳出の見直しと歳入の増加というものを同時に行っていく必要がある。そうした中で、こうした当然太宰府館はかなり象徴的にもこれまでも議員初め取り上げておられますので、こうしたもの、公共施設をどのように、民間の力もかりながら、さまざまな知恵を働かせながら、やはりそうしたできるだけ皆様の税金で賄うという形をとらないようにしていくと、むしろこうした中で観光の高まりであるとか地域経済の浮揚につながるようなそうした利用の仕方を考えていきたいと、そのように考えておりますので、今後とも力を入れて検討してまいりたいと思っております。

- 〇議長(橋本 健議員) 3番舩越隆之議員。
- ○3番(舩越隆之議員) ありがとうございます。確かにこういう公共施設の歳出のほうを減らすというのは、大変難しいかと思いますけれども、これも行政のほうでいろいろな会議をしながら、今後、市長自体がトップリーダーとして権限がある以上は、何らかの形でそういういい案が出たときには、それを進めていくという形のやり方をやっていかないと、これはちょっと難しいから、これは予算がないからという形だけでずっといくと、これまた3年、5年と同じ結果で、また同じ質問をせないかんのかなという話にもなるんで、今後、市長がここで太宰府で骨を埋めるというような言葉で太宰府市長になられたと私はお聞きしておりますので、その腹づもりで、トップリーダーとしてのリーダーシップをしっかりとっていただいて、今後の太宰府の市政運営に対しても、そういう行政の運営に対しても、きちっとした態度で対応して、今後の太宰府の市の運営をやっていっていただきたいと思いますので。

これで私の質問を終わります。

○議長(橋本 健議員) 以上で3番舩越隆之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(橋本 健議員) これをもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後2時20分

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 1 議 事 日 程(5日目)

〔平成30年太宰府市議会第4回(12月)定例会〕

平成30年12月17日 午前10時開議 於議事室

- 日程第1 議案第86号 下水道の排水協定の一部を改正する協定について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第89号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第3 議案第90号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業 の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第4 議案第91号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について(分割付託)
- 日程第5 議案第92号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第6 議案第93号 平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第7 議案第94号 平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について(建設 経済常任委員会)
- 日程第8 議案第95号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に ついて
- 日程第9 議案第96号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第10 議案第97号 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第98号 平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議員の派遣について
- 日程第13 閉会中の継続調査申し出について

# 2 出席議員は次のとおりである(18名)

| 1番  | 栁 | 原 | 荘- | 一郎 | 議員 |  | 2番  | 宮  | 原    | 伸  | _  | 議員 |
|-----|---|---|----|----|----|--|-----|----|------|----|----|----|
| 3番  | 舩 | 越 | 隆  | 之  | 議員 |  | 4番  | 徳  | 永    | 洋  | 介  | 議員 |
| 5番  | 笠 | 利 |    | 毅  | 議員 |  | 6番  | 堺  |      |    | 剛  | 議員 |
| 7番  | 入 | 江 |    | 寿  | 議員 |  | 8番  | 木  | 村    | 彰  | 人  | 議員 |
| 9番  | 陶 | Щ | 良  | 尚  | 議員 |  | 10番 | 小  | 畠    | 真同 | 由美 | 議員 |
| 11番 | 上 |   |    | 疆  | 議員 |  | 12番 | 原  | 田    | 久美 | 美子 | 議員 |
| 13番 | 神 | 武 |    | 綾  | 議員 |  | 14番 | 長名 | 11(2 | 公  | 成  | 議員 |
| 15番 | 藤 | 井 | 雅  | 之  | 議員 |  | 16番 | 門  | 田    | 直  | 樹  | 議員 |

18番 橋 本 健 議員

17番 村山弘行議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

長 水 圭 市 楠 田大蔵 副 市 長 清 輔 教 育 長 樋 田 京 子 総務部長 石 田 宏 総務部理事 信 行 市民生活部長 友 田 浩 原 П 健康福祉部長兼 都市整備部長 井 浦 泰 裕 真須己 濱 本 福祉事務所長 観光経済部長 彰 教育部長 藤 田 緒 方 扶 美 総務課長併選管書記長 教育部理事 中 江 П 尋 信 田 縁 経営企画課長 髙 原 清 市民課長 行 武 佐 江 高齢者支援課長 Ш 崹 純 都市計画課長 木 村 昌 春 社会教育課長 中 山 藤 和彦 上下水道課長 佐 政 吾 観光推進課長兼 木 村 幸代志 監查委員事務局長 福 嶋 浩 国際・交流課長

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 宏 祐 团 部 亮 議事課長 花 田 善 書 書 斉 藤 正 弘 記 髙 原 真理子 記 出 本 和大

# 再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(橋本 健議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

## 日程第1 議案第86号 下水道の排水協定の一部を改正する協定について

O議長(橋本 健議員) 日程第1、議案第86号「下水道の排水協定の一部を改正する協定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番(宮原伸一議員) 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第86号「下水道の排水協定の一部を改正する協定について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

太宰府市と筑紫野市は、公共下水道事業の円滑な運営のために、相互の下水道管を活用し排 水を行う排水協定を締結しています。

太宰府市梅ヶ丘二丁目において、太宰府市公共下水道への接続申請がされたが、宅地計画の 高さにより筑紫野市公共下水道へ放流する必要が生じたため、排水協定第1条の排水する区域 に梅ヶ丘二丁目を追加するものと執行部から説明を受けました。

委員から、何軒分を筑紫野市公共下水道に排水する予定であるかと質疑があり、執行部から、地域密着型特別養護老人ホーム1棟の排水をする予定であると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第86号につきましては、委員全員一致で 可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第86号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第86号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第2 議案第89号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について

○議長(橋本 健議員) 日程第2、議案第89号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。 総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

O16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第89号「太宰府市立共同利 用施設の指定管理者の指定について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、太宰府市内に設置されている9つの共同利用施設、都府楼、水城、長浦台、青葉台、大佐野台、向佐野、国分、通古賀、吉松は、現在各自治会を指定管理者としており、平成31年3月31日をもって5年満了となることから、向こう5年間についても引き続き当該自治会を指定管理者として指定するものであります。

指定に関しては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、公募 によらない候補者の選定とするとのことでした。

委員から、公募によらない選定について質疑がなされ、執行部からは、自治法改正による指定管理者制度が導入されて以来、共同利用施設の指定管理者を各自治会としている。また、公募にした場合、指定管理を希望される事業者が果たしてあるのか疑問もあり、公募によらないという方法を選択しているとの回答がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第89号は可決すべきものと決定しました。 以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第89号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第89号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第3 議案第90号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び 事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条 例について

O議長(橋本 健議員) 日程第3、議案第90号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。 環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

[10番 小畠真由美議員 登壇]

**〇10番(小畠真由美議員)** 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第90号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第90号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」、今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により、条例改正が必要になったものである。

改正の主な内容としては、地域密着型の指定事業者の追加であり、障がい福祉サービスとして県の指定を受けている通所介護サービス事業所を、市町村が共生型サービス事業所として指定することができるようになったものである。これにより、65歳になっても引き続き、使いなれた障がい者通所サービス事業所で介護サービスも利用することが可能となった。

また、地域密着型サービス事業所の一つである看護小規模多機能型居宅介護の事業所が、地域密着型の指定を受けるための条件に、新たに医療法の許可を受けて診療所を開設しているも

のも認めるという項目が追加されたものであるとの説明を受けました。

委員からは、法律が改正された後、省令が今年の春に出されてから今回の条例改正まで、なぜ半年以上の間隔があいたのか、法律改正に伴い、介護保険を利用することになると金額面はどうなるのか等の質疑がなされ、執行部から、法律は平成29年6月公布、平成30年4月施行ということで、1年間の経過措置があることから、経過措置内の今定例会に上程した。共生型サービスでの報酬単価が新たに設定されており、仮に障がい者福祉サービスでデイサービスを利用し、引き続き介護サービスを受ける場合は、障がい福祉サービスのほうが介護保険よりも施設や人員の基準が若干低くなっているので、単価としては若干介護単価よりは下がるとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第90号は委員全員一致で原案のとおり可 決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第90号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起 立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

日程第4 議案第91号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

〇議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第91号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。 まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

#### [16番 門田直樹議員 登壇]

〇16番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第91号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目 についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしまして、10款 2 項 1 目小学校施設整備費1,150万円の増額補正について。これは、小学校施設の老朽化などに伴う改修工事費、来年度の学級数増加対策として普通学級及び特別支援学級教室の改造並びに小学校通級学級の増設による補正ということでした。財源としては、中学校施設整備費の校舎等改造工事費の執行残額を減額することで、予算組み替えしているとのことでした。

委員から、毎回補正予算を計上している現状のため、校舎の現状と児童・生徒数の推移について、長期的な視点で今後計画していくべきではないかなどの質疑がなされ、執行部より、9月補正に計上した施設整備構想案を策定し、その中で長期的な視点も持ちながら検討していきたいなどの回答がありました。

次に、11款1項1目文化財施設災害復旧費1,140万1,000円の増額補正について。これは、台風及び7月の大雨により、水城跡ののり面が4カ所崩落したことに伴う災害復旧のための補正とのことでした。このうち国庫補助金として735万円、県補助金として126万円が歳入として補填されるとの説明がありました。

委員から、災害復旧時の補助率や、復旧方法は原状回復となるのかなどの質疑がなされ、執行部より、通常5割の補助率が、災害時は7割になること、復旧方法は原状に戻すところまでの事業であることなどの回答がありました。

歳入の主なものとして、18款1項1目6節財政調整資金繰入金2億3,873万8,000円について。これは、今回の12月補正財源の調整として、財政調整資金を充てるものです。これにより、平成30年度末の財政調整資金残高は、予算ベースで29億491万5,000円となる予定であると説明を受けました。

債務負担行為補正の主なものとして、ICT支援業務委託料の6,890万4,000円について。これは、学校におけるICT環境の整備とともに、教職員のスキルアップのためのICT支援員を配置し、教職員の研修及び専門的な見地からのICT教育の推進に関しての指導、助言を行うための費用と説明がありました。期間としては、平成31年6月以降の4年10カ月との説明がありました。

委員から、教職員への指導だけではなく、生徒に対する直接の指導も含んでいるのかなどの 質疑がなされ、執行部より、ICTを活用した授業づくりの教材の選定などは、まず教職員に 対する研修を徹底する必要があると考えている。生徒への指導は、パソコン教室での授業支援 等を考えているなどと回答がありました。 その他、繰越明許費補正につきましても、執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第91号の当委員会所管分については、委員全員一致で 原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

[10番 小畠真由美議員 登壇]

**〇10番(小畠真由美議員)** 次に、議案第91号の環境厚生常任委員会所管分について、主な審査 の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目 についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものといたしましては、3款1項1目社会福祉総務費、国民健康保険事業特別会計関係費の7,247万5,000円の増額補正。これは、平成29年度に交付を受けていた療養給付費負担金、特定健診等負担金及び高額医療費共同事業負担金の精算返還金と、本年度からの国保の都道府県広域化に伴う県内市町村との共同事業として、国保連合会に委託している柔整療養費啓発業務の委託件数増加に伴う繰出金である。これらの財源は、財政調整資金繰入金に同額計上しているとの説明を受けました。

委員から、柔整整復の見込みと実績の差はどれくらいあったのかとの質疑があり、執行部から、今回都道府県広域化に伴う初めての事業ということで、当初国保連合会から全体の4%くらいと情報があり試算していたが、実際は10%ほどが啓発事業の対象となっているとの回答がなされました。

次に、3款1項4目障がい者自立支援費、障がい者自立支援給付事業費の7,304万8,000円の増額補正。これは、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスで、障がい程度が一定以上の方に生活療養上の必要な介護給付と、身体的または社会的なリハビリや就労の支援等を行う訓練等給付がある。このたび、昨年度の上半期と比較して、主に居宅介護サービス、生活介護サービス、就労継続支援の利用が増加していることから、増額補正をするもの。なお、財源としては、国費として2分の1、県費として4分の1を計上しているとの説明を受けました。

次に、3款1項4目障がい者自立支援費、障がい児通所支援給費関係費の1,342万6,000円の 増額補正。これは、近年全国的に営利法人を中心に通所支援実施事業所数が増加しており、本 市においても利用者数や利用回数が増加していることに伴い、増額補正を行うもの。なお、財源としては、国費2分の1、県費4分の1を計上していると説明を受けました。

委員から、市内には通所施設は幾つあるのか、放課後デイサービスの施設と担当課との連携、意見交換等はしているのかとの質疑があり、執行部から、放課後等デイサービスの事業所としては市内に12事業所ある。放課後デイサービスの事業所単独での会議は開催されていないが、行政機関と関係団体、そして放課後等デイサービス事業所を含む障がい福祉サービス事業所でつくるネットワーク会議を年4回開催し、情報の共有、連携等を図っているとの回答がなされました。

次に、3款2項3目教育・保育施設費、私立保育所保育費用委託料の1,472万円の増額補正。これは、人事院勧告に伴う公定価格改正によるもので、不足額が生じるために増額補正をお願いするものである。なお、財源としては、国費2分の1、県費4分の1を計上しているとの説明を受けました。

委員から、委託料の中は人件費が多いと思う。保育士の人件費、給与に反映していくべきと 考えるが、そのチェックは行うのかとの質疑があり、執行部から、保育所の処遇改善について のベースアップ分や給与表については毎年監査を実施しているとの回答がなされました。

次に、第3表債務負担行為補正については、健康管理システム保守業務委託料及び健康管理システム元号改正対応業務委託料の2件が追加計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第91号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第91号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

[2番 宮原伸一議員 登壇]

○2番(宮原伸一議員) 各常任委員会に分割付託されました議案第91号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」、建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費を734万4,000円 増額する補正について。これは、落合堰から供給される向佐野農業用水の配管が破損し漏水し ているため、漏水箇所の調査、その復旧工事及び御笠二丁目地区の水路に設置しているゲート が老朽化のため、7月の豪雨の際に作動しなかったことから改修を行う費用が主なものである と説明を受けました。また、関連する歳入の地元水利組合からの分担金の増額補正につきまし て、あわせて説明を受けました。

次に、8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費を109万円増額する補正について。これは、本年6月に発生した大阪府北部地震において、ブロック塀等が倒壊し児童が亡くなったという事故が発生したことから、国がブロック塀等の撤去事業を防災・安全交付金事業の対象事業としたため、福岡県もブロック塀等の撤去費助成制度を創設した。本市もこれにあわせて、県のブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、工事費の2分の1、10万9,000円を上限に撤去費の補助制度を創設することであると説明を受けました。また、関連する歳入の国庫支出金及び県支出金の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

委員から、補助制度についての問い合わせ状況について質問があり、執行部から、問い合わせは2件、また通学路のブロック塀については9月に点検を行い、12月末までには結果が出て 危険箇所が判明すると回答がありました。

次に、11款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、2目緑地等災害復旧費を6,700万円増額する補正について。これは、7月の豪雨により大佐野ダムとメモリアルパーク進入路の間にある緑地のり面が幅35m、長さ40mにわたり崩壊、及び大佐野スポーツ公園下の道路の下の保安林が2カ所崩壊したことから、復旧工事を行うためであると説明を受けました。あわせまして、関連する歳入の市債の増額補正や地方債の増額補正、繰越明許費補正の説明も受けました。

委員から、以前メモリアルパーク付近で崩壊した箇所があると記憶しているが、このあたりはもう大丈夫なのかと質疑があり、執行部から、通常から現地パトロールを行っているが、我々の考えている以上の雨が降ることもあり、絶対大丈夫ですとここで言うことはできないが、復旧工事の際も周辺に目を配りながら、パトロールも含め市民に不安を抱かせないようにしたいと回答がありました。

その他の建設経済常任委員会所管分の補正予算につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第91号の建設経済常任委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

## ○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立 願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第5 議案第92号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3 号)について

〇議長(橋本 健議員) 日程第5、議案第92号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

〔10番 小畠真由美議員 登壇〕

**〇10番(小畠真由美議員)** 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第92号「平成30年度 太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、その主な審査内容と結果 を報告いたします。

本議案は、歳入歳出にそれぞれ7,247万5,000円を増額補正するものであり、内容としては、まずは本年度から国保の都道府県への広域化に合わせ、複数の自治体が共同事業として国保連合会に委託している柔整療養の適正化を図るための委託料であり、対象件数が当初見込みより増加しているための増額補正。次に、平成29年度に交付を受けていた療養給付費負担金、特定健診等負担金、高額医療費共同事業負担金の精算返還金である。また、以上の財源としては、一般会計からの繰り入れであるとの説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第92号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきもの と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第92号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時28分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第6と日程第7を一括上程

〇議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第6、議案第93号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び日程第7、議案第94号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番(宮原伸一議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第93号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び議案第94号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」、主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第93号から報告いたします。

水道事業会計の資本的支出1款1項2目浄水施設費を149万1,000円増額する補正について。 これは、大佐野浄水場の第2配水池の濁度計が故障しているため、毎日、人が濁度の計測を実施しているものを、その濁度計を取りかえる工事を施工し、常時監視できる状態に復旧するものと執行部から説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第93号につきましては、委員全員一致で原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第94号の報告をいたします。

下水道事業会計の収益的支出 1 款 1 項 1 目管きょ費を300万円増額する補正について。これは、市の建設課や那珂県土整備事務所等が施工する道路の舗装工事の際に、古くなった下水道のマンホールふたの交換や高さを調整しているが、今年度はこの修繕の件数が見込みより多く、また 3 月までにさらに 6 件の舗装工事に伴う修繕が見込まれるための補正であると執行部から説明を受けました。

委員から、マンホールのふたの交換にかかる費用について質疑があり、執行部から、工事費を含めて1カ所当たり10万円前後必要と回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第94号につきましては、委員全員一致で 原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第93号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(橋本 健議員)** 次に、議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第93号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時32分〉

〇議長(橋本 健議員) 次に、議案第94号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第8から日程第11まで一括上程

〇議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第8、議案第95号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第98号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(橋本 健議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長(楠田大蔵) 皆様、改めましておはようございます。

平成30年太宰府市議会第4回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、 条例の改正1件、補正予算3件の議案のご審議をお願い申し上げるものでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第95号から議案第98号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第95号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 について」ご説明申し上げます。

今回の条例の改正におきましては、本年8月10日の人事院勧告に伴い、平成30年4月1日から特別職、市議会議員、特定任期付職員及び一般職の給与の改定が行われることとなっております。主な内容としましては、特別職、市議会議員及び特定任期付職員については、期末手当の0.05月分の引き上げ、また職員については、給与表の全体的な平均0.2%程度の引き上げ、勤勉手当0.05月分の引き上げとなっております。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきております ので、今回も勧告に従いまして改正するものであります。

詳細については、添付資料の新旧対照表をご参照ください。

次に、議案第96号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」から議案第98号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について」までは関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第96号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」ですが、 今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億560万7,000円を追加し、予算総額を259億6,694万 8,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、国の史跡等保存整備費補助金増額の内示を受け、水城跡並びに 大宰府跡推定客館地区の整備事業に係る工事費などを計上させていただくとともに、あわせて 繰越明許費補正を2件追加計上させていただいております。

あわせまして、先ほどの条例の改正などでも説明いたしました人事院勧告に基づく職員給与の改定や、本年4月の人事異動などによるもので、議案第97号の特別会計及び議案第98号の企業会計の補正予算につきましても同様で、介護保険事業特別会計では1,051万9,000円の増、水道事業会計におきましては112万円の増となっております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8から日程第11までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第95号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時38分〉

〇議長(橋本 健議員) 次に、議案第96号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)に ついて」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第97号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時40分〉

〇議長(橋本 健議員) 次に、議案第98号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第12 議員の派遣について

○議長(橋本 健議員) 日程第12、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じましたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第13 閉会中の継続調査申し出について

○議長(橋本 健議員) 日程第13、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、太宰府市議会会議 規則第110条の規定により継続調査についての申し出があっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

**〇議長(橋本 健議員)** 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの

につきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成30年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成30年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午前10時42分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため ここに署名します。

# 平成31年2月15日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 陶山良尚

会議録署名議員 小 畠 真由美